

來る者すまへちイエスキリストを信ぜよと曰り五彼等これを聞バプテスマを受て主イエスの名に入られたり六パウロ手を其上に按ければ聖靈かれらに臨みな異なる諸國の方言にて語かつ豫言せり七其人おほよ十二人なりき八パウロ會堂にいり憚らずして神の國の事を論じ且勸て三ヶ月を歴たり九然るに剛愎にして之を信ぜざる人々あり衆の人の前に其道を詠誦ければパウロ彼等を離れ弟子等をも別させて日々テラノスと云る人の講堂に於て論ぜり十二年のあひだ如此ありしかバエダヤ人もギリシヤ人も凡てアシアに住る者悉く主の道を聞ぬ十一神ハパウロの手によりて希有ふしぎの事を行ひ給へり十二即ちパウロの身に着たる汗布あるひハ擔布を取て病者に加ければ病はさり惡鬼へ出たり十三茲に諸所を遊行て呪をなせるエダヤ人あり惡鬼に憑れたる者に向ひ試に主イエスの名を呼て曰けるハ我儕ハパウロが宣る所のイエスに藉て爾に出んとを誓しむ 十四如此させる者ハエダヤ人あるスケラと云る祭司の長の七人の子なり十五惡

鬼こたへて曰けるハ我イエスを知またパウロを識り然ぞ爾曹ハ誰ぞや 十六惡鬼に憑れたる人彼等の上に躍上り之に勝て壓伏ければ彼等傷つけられ裸にて其家を逃去り十七此事エペソに住る凡のエダヤ人ギリシヤ人に聞えしかバ彼等みな懼を懷ぬ又主イエスの名崇られたり十八また信ぜし者のうち多來りて自ら言あらはし其行し事を訴へたり十九また靈に魔術を行へる多の者等も其書籍を集人々の前にて焚り其價を計て銀五萬あるとを知り二十主の道廣まりて勝を得こ此の如し〇ニ此事の竟し後パウロハマケドニヤ及アカヤを過エルサレムに往んと意を定め曰けるハ我かじこに往て後かならず 로마をも見へし三三即ち己に事する者の中テモテエラストの二人をマケドニヤに遣し己ハ暫くアシアに留りぬ三三この時ろの道について容易ならぬ駿擾あるこれり三四蓋一人の銀工あり名をデメテリナと云かれアルテミスの銀龍を作り工人等に利を得しめしこと極少からざりき三五ろの工人および己が類の業の者を集て曰けるハ人

我儕の寓る此業に藉ることを爾曹の知るところ也二六此パウロ手に
 作れる者ハ神に非ずと曰て衆の人を誘惑し第にエペソ耳をらす幾ど
 アシヤ中に及せり是また爾曹が見ざる所也二七此ハ唯我らの
 業の輕めらるる危ある耳ならずアシヤ及び天下舉て奉る所の大な
 る女神アルテミスの宮も藐せられ其威光も亦滅べし二八彼等これを
 聞て甚しく怒さけび曰けるハ大なるかなエペソ人のアルテミス二九是
 に於て舉色大に擾れパウロの同行なるマクドニア人のガイウスとアリ
 スタルコを執へ彼等心を合せて戯園に擁入り三〇パウロの人々の中に
 入んさせしに弟子たち之を許さざりき三一またアシヤの祭を司る者の中
 に彼親き者等ありて人を彼に遣し其自ら戯園に入らんとを求めたり
三二其時ある人ハ彼事をいひ或人ハ此事を言さけべり蓋會衆みだれて大
 半ハ何の爲に集れるかを知ざれば也三三是に於てエダヤ人アレキサンデル
 に出んとを勧めれば或人群集の中より之を推出しぬアレキサンデル手

民に向て事實を告んさせしが三四彼等らのエダヤ人たるを知り故に
 皆るなじく聲を揚て大なる故エペソ人のアルテミスよと三五二時ばかりの間さ
 けびあへり三五書記官人々を撫て曰けるハエペソの人々よ此エペソハ
 天より落し大なるアルテミスの殿に事る邑なるを知ざる者あらん乎三六
 の事ハ殿すを能ざれば爾曹靖息にして猥に事を作べからず三七夫この
 人々ハ殿の盜賊にも非ず爾曹の女神を諱す者にも非ず然るに爾曹これを
 曳來れり三八デメテリナ及び儲にある所の工人もし人を訴ふる事あらば
 聴訟の日あり且方伯あれ互に之に訟ふべし三九もし他の事由について求
 る事あらば律法に合ふ會に於て定むべし四〇われら今日の騒擾に就てハ
 訴られんことを恐る蓋この會について辭解べき言なければ也四一如此
 かたりて會を散せり

騒擾の定し後パウロハ弟子等と別を告マクドニヤに往ん
 て出立ぬ二其地を經るはくの言を以て人々を勧めギリシヤに至り三此に

三ヶ月留りて後スリヤに航らんさせし時エダヤ人かれを害せん謀けれ
 バマケドニヤを過て返ん意を定たり 四彼等偕にアシアまで至し者ハプロ
 スの子ベレアのソパテル及テサロニケ人のアリスタルコとセクンドテル
 ベのガヨスとテモテ並アシアのテキコとトロピモなり 五此徒ハ先ち往
 てトロアスに於て我儕を俟り六除醉節の後われらビリビより舟出
 して第五日にトロアスに至り彼等に遇て其處に七日留れり 〇七一週
 の首の日我らパンを撃ために集りしがパウロ次の日出立ん事を意ひ彼等
 に道をおたり講つゞけて夜半に至れり八彼等が集れる處に多の燈あり
 ハユテコと名る一人の少年窓に倚て坐し熟睡居しがパウロの道を講
 れると欠かりければ彼匪に因て三階より墮れこれを扶起しに既に死
 りパウロ下て其上に伏しこれを抱て曰けるハ爾曹憂眺ぐ勿れ此人の生
 命ハ中におありナ一斯てパウロ復上りパンを擘て食ひ久しく彼等と語り天
 明に及て出立り十二人々この少年を携へ其活るを見て甚だ慰めり十三倍

われら舟にのり先ちてアソスに濟るの處にてパウロを登んさせり蓋かれ陸
 より往ん自ら如此に定しあり十四彼アソスに於て我儕に遇ければ彼を登
 てミテレ子に至り十五彼處より舟出して次日キヨスの對に至り又次日サ
 モスに着トログリナムに泊り次日ミレトスに至れり十六蓋パウロアシア
 に時を費さざる爲に舟にてエペソを過ん意を定しがゆる也ハ定しハ彼
 なるべくハメンテオステの日エルサレムに在ることを得ん急たるに因
 十七斯て彼ハミレトスよりエペソに使を遣して教會の長老たちを召り
 十八彼等が來し時パウロ之に曰けるハ我アシアに來りし初の日より常に爾
 曹の中に在て行ひし事ハ爾曹が知ること也十九即ち我すべての事に謙遜
 また涙を流しエダヤ人の詭謀により艱難に遇て主に事へ二十益ある事ハ殘
 す所なく之を宣て或ハ人々の前或ハ家々に於て爾曹に教へ三神に對
 てハ悔改め主イエスキリストに對てハ信仰すべき事をエダヤ人またギリ
 シヤ人に示せり三三今ハ我心切りてエルサレムに往かしこにて遇さる

如何を知らず 二三 たりと聖靈毎邑に我に示していふ縹緲と患難われを俟
 りと 二四 然ども我ハ我往べき路程と主イエスより愛し職すなハち神の恩の
 福音を證する事を遂ん爲にハ我生命をも重ぜざる也 二五 今我知なんぢら
 の中を遊行て神の國を傳へシ我面を此後なんぢら復び見ざるべシ 二六 是故
 に我今日なんぢらに諭す凡の人の血に於て我ハ潔くして與ることなし
 二七 蓋われ神の旨を殘す所なく 悉く爾曹に宣たれば也 二八 故に爾曹みづ
 から慎み且なんぢらが聖靈に立られて監督となれる其全群を慎み主の己
 が血をもて買給ひし所の教會を牧ふべシ 二九 蓋わが去ん後この群を惜
 ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを知ばなり 三十 亦なんぢらの中より
 も弟子等を己に従へせんさて悖理なる言を言出す者もあらん 三一 此故に爾
 曹儆醒せよ我三年のあひだ夜も晝も斷ず涙を流して各人を勸しんことを憶
 ふべし 三二 兄弟よ爾曹の徳を建つ凡の聖られし者の中に於て業を爾曹
 に予る能ある神よび其恩惠の道に今われ爾曹を委ぬ 三三 われ人の金銀衣

服を食りしことなし 三四 我この手ハ我よび我き僭に在し者の需用に供し
 事ハ爾曹が知ること也 三五 われ爾曹も如此勤勞て柔弱者を扶け且主イエ
 スの曰給へる受るよりも與るハ福なりこの言を心に記へきを凡の事に於
 て示せる也 三六 パウロハ語て跪つき衆人と共に祈れり 三七 彼等みな
 大に哭きパウロの頸を抱て之と接吻し其再び我面を見まじといひし言に
 因て別ても憂をなし彼を舟まで伴へり
 三八 言われら強て彼等に離れ舟にて真直にコスに至り次日ロドスに
 ゆき彼處よりパタラに至りニピニケに濟る舟に遇これに登て出三クプロを
 望んで其を左に過スリヤに濟リツロに着り蓋この處にて舟の積荷を卸さん
 と爲ばなり 四 斯て我僭弟子たちを訪うに七日とまされり彼等靈に感じ
 てパウロにエルサレムに往るかれと言 五 然と既に七日を過しければ我僭出
 立て途につく彼等らの妻孥と共に我僭を送て邑の外にまで至し其共に岸に
 跪きて祈り 六 互に別を告畢りて後われらハ舟に登かれらハ其家に歸れ

七我儕われらツロよりトレトレマイに濟わたり既に舟路ふなぢをハリぬ斯かくて兄弟きやうだい等の安否あんがを
 問とひかれらと偕ともに一日いちにち留とどまり八次日つぎのひいでたちてカイザリヤに至いたり傳道者でんたうしや
 リボの家いへに入いりて共に留とどまる此このピリポハ七人の一人ひとりのひとりなり九彼かれに預言よげんする四人よにんの
 女むすめあり皆處女みなととめなり十われら數日かずじつここに留とどまるさきアガボスあがぼすと名なする一人ひとりのひとりの預
 言者よげんしやエダヤより下くだり十一我儕われらが所ところに來きたりてパサロの帶おびをとり己おのれの手足てあしを縛むす
 て日ひける此この如ごとくエルサレムエルサレムにあるエダヤ人ひとハ此帶このおびの主ぬしを縛むすて異邦人いぱんじんの
 手に付つさんせ聖靈せいれいひ給たまへ十二此事このことを聞きて我儕われら此處このところの者ものとさもく彼かれ
 にエルサレムエルサレムに上のぼる勿なれな勸すすめしめ十三パサロパサロ答こたへけるハ爾等なんぢらなんぢ哭なげて我
 心を摧くだくや我主われしゆイエスの名なの爲ためにハ第たゞに縛むするのみ耳みみならずエルサレムエルサレムに死死ぬ
 も亦また甘あまする所ところなり十四かれ勸すすめを納すめりければ我儕主われらちちの旨めがねの如ごとく成なれ日ひて
 止とどむす十五既に數日かずじつを経て我儕行われらたひよそはひ装まをなしエルサレムエルサレムに上のぼり十六カイザ
 リヤの弟子でし等らも數人あまわれらと偕ともに行いて我儕われらをクプロクプロのナソンナソンと云いふ老弟子ふるでし
 の所ところに宿やどらせんさて其家そのいへに携とひ入いぬ○十七我儕われらエルサレムエルサレムに至いたりければ兄きやう

弟でいたち欣よろこびて我儕われらを迎むかふ十八次日つぎのひパサロ我儕われらと偕ともにヤコブの家いへに入いり長
 老等ちゆうたうみな集あつまり居まり十九パサロ彼等かれらの安否あんがを問とひかつ神かみの己おのれを用もちて異邦人いぱんじんの
 中なかに行いひ給たまひ事ことを一いち々く告つげれば二十彼等かれら之これをきき主あしを崇あがめかつ彼かれに曰いひ
 るハ兄弟きやうだい爾なんぢエダヤ人ひとの信いんをせしもの幾萬いくまんなるを知しられらハ皆律法みなおきてに熱あつ
 心こころなる者ものなり二一なんぢ異邦人いぱんじんの中なかにあるエダヤ人ひとに教おしてモーセモーセを棄すてしめ
 且かつ兒子こどもに割禮かつれいを行おこなふ勿なれ例れいに従したがふ勿なれ二二言いひ告つぐ者ものあり彼等かれらこれを聞きた
 リ二三今いまいかに爲なすべき多おほくの人ひと々々爾なんぢの來きたるを聞きて必ず集あつらん二三是故このゆゑ
 に爾なんぢわれら言いふところところに從したがへ我儕われらに誓願せいぐわんのもの四人よにんあり二四爾なんぢの人ひと々々
 を携とへ之これと偕ともに潔きよ事をなして代かり其費そのつひえを贖あがなかれらかみを剃そることを得えしめ
 然さらハ人ひと々々なんぢに就ついて聞きし所ところみな虚いつはりにして爾なんぢが律法おきてを守まもりて行おこなへる事こと
 を知しべし二五信まじたる異邦人いぱんじんに我儕われらすでに書ふをき遣おくりて斯かくる類たぐひの事ことを守まも
 るに及およぶたゞ偶像くわうざうに獻けんじ物ものと血ちと殺ころす者ものあふび姦淫かんいんを慎つとむ可べき定さだ
 たり二六斯かくてパサロハ次日つぎのひこの人ひと々々を携とへて之これと偕ともに潔きよ事をなし且かつかれ

各人の爲に供物を獻へき事を其期までに潔事の日を盡さん事を殿に
 入て告二七七日をへらんを爲さきアシアより來しエダヤ人パウロの殿に
 居を見て凡の民を變動しめ彼を執へニハ喊叫けるハイスラエルの人々我儕
 を助よ此人ハ遍く教を傳この民と律法と此處に逆ふ者なり又ギリシ
 ヤ人をも引て殿に入この聖所を汚たりニ九蓋われら雲にエペソ人トロピ
 モ云る者のパウロと共に城下に在しを見てパウロ之を殿に引入しと意へ
 る也三十是に於て翠邑さわきたち人々趨集りてパウロを執へ之を殿よ
 り曳出しければ直に其門を閉たり三二彼等すでにパウロを殺さんさせし時
 あまわくエルサレム紛亂たりこの風聲千夫の隊の長に聞えければ三三彼た
 ち兵卒さ百夫の長等を率ぬ彼等の所に趨下れり彼等千夫の長と兵
 卒を見てパウロを打つことを止三三其さき千夫の長 近りてパウロを執へ
 命じて二の鏈にて之を擊せろの誰たる又何事を行しを問たり三四衆の
 人々のうち或ハ彼事をいひ或ハ此事を言さけび亂に因て千夫の長ろの

實情を知こ能はず是故に命じて彼を陣營に曳往しめたり三五衆の人々
 後に從ひて彼を殺せと呼さけび擁迫るに因て階に及るとき兵卒パウロを
 負り三七パウロ曳れて陣營に入んさせし時千夫の長に曰けるハ我なんぢ
 に語て可や否かれ答けるハ爾ギリシヤの方言を識や三八爾ハ雲に亂を起
 し四千人の凶徒を率て野に出しエジプト人あらず乎三九パウロ曰けるハ我
 ハギリキヤのタルソに生しエダヤ人にて鄙邑の民に非ず願くハ民に語
 るとを我に許せ四十千夫の長これを許ければパウロ階の上になち民に
 向て手を搖し其大に靜れるときヘブルの方言をもて彼等に語れり
 人々兄弟あよび父等よ請いま我が陳んとする事實を爾普
 きけニ彼等ろのヘブルの方言にて語るを聞いていよく靜れり三パウロ曰け
 るハ我ハエダヤ人にてギリキヤのタルソに生れ而して此邑のガマリエルの
 足下にて長られ先祖の殿なる律法に由て教られ神に熱心なりし事ハ今日
 の爾曹すべての者の如なりき四われ雲に斯道の人を男女とも縛かつ獄

に解し死に至るまで之を著たり 五即ち祭司の長老會の人の我に就てみな證をなすが如し我彼等より兄弟等に遣る書を受タマスコに在る者を據てエルサレムに曳來り刑を受しめんとて彼處に赴けり 六然ぞ我ゆきてダマスコに近けるに時をばより日中たちまち天より大なる光ありて我を環照せり 七われ地に仆る其の時サウロサウロ何故我を著るやといふ聲を聞入われ答けるハ主ト爾ハ誰ぞや我に曰けるハ我ハ爾が著る所のナザレのイエスなり 八我と偕に在しもの光を見て懼たり然ぞ我に語し者の聲を聞き 九我いひけるハ主ト我なにを爲すべき 主われに曰給ひけるハ起てダマスコに往すに定りし爾が爲べき事ハ彼處に於て爾に告べし 十一の光の輝に縁て我みることを得ず成ければ我と偕に在し者の手に援られてダマスコに至れり 十二の邑に住る凡のユダヤ人の中に譽あるアナニアといふ律法に循へる神を敬ふ人 十三我もこに來り側に立て曰けるハ兄弟サウロ復び見よきを得よ 我たちちに目を擊て彼を見たり 十四彼また曰われら

の列祖の神ハ爾に神の旨を知しめ彼の義者を見させ其口より出る聲を聞きしめん事を定め給へり 十五蓋なんぢ彼が爲に其見聞せし事を以て凡の人に向ひ 證人と爲べければ也 十六今あんぢ如何で緩ふ可んや 起て主の名を願フテアスマを受て其罪を潔去べし 十七我エルサレムに返り聖殿に於て祈れる時まぼろしにて 十八見けるハ主われに向て急げ彼等ハ爾が我について立る證を納ざるが故に 速にエルサレムを出よと曰たまへり 十九我いひけるハ主ト我も爾を信する者を執へ或ハ諸會堂にて之を鞭打ちしことを彼等ハ知 二十また爾の證人ステパノの其血を流さるる時われ等に立て其殺さるるを好しし彼を殺す者の衣を守れり 二一主われに曰けるハ往われ爾を遠く異邦人に遣すべし 二二彼等ききて此言に至みな聲を揚て曰けるハ此の如き者を地より去われハ先に生命の有べき者ならざりき 二三かれら喧呼で其衣をぬぎ塵を空中に揚ければ 二四千夫の長命じてパウロを陣營に引入しめ何故かく彼等がパウロに向て喧呼かな知んぶため鞭ちて

彼に訊へしと言ひ二五かれら革靴を脱ぎてパウロを引張しとき彼等の
 側に立る百夫の長に曰けるハ罪を定めて羅馬人たる者を鞭つハ律法
 に當ふやニ六百夫の長これを知りて千夫の長に告て曰けるハ爾等すこ
 さを憤めよ此人ハ羅馬人ありニ七千夫の長ゆきてパウロに曰けるハ爾ハ口
 マ人あるや我に告よパウロ曰けるハ然リニ八千夫の長こたへけるハ我ハ多
 の金を以て此民籍を得たりパウロ曰けるハ我ハ生來なりニ九是に於
 てパウロを拷問せんせし者等たち退けり千夫の長ハ羅馬人あるを
 知かれを縛しこを懼る〇三十斯て明日エダヤ人の彼を認たる故を確に
 知んさ欲ひパウロの縛をとき祭司の長等あよび全議會に命じて集らむめ
 パウロを携往て其前に立せたり

パウロ議會に目を注がれらを見て曰けるハ人々兄弟よ我
 今日に至るまで凡のと良心に由て神に事たりニ祭司の長アニア
 側に立る者に命じて彼の口を撃しむ三是に於てパウロ彼に曰けるハ

聖たる壁ノ神ノ爾を撃ん爾が坐せるハ律法に循ひて我を審ん爲るに律法
 に違ひ命じて我を撃しむる乎四側に立る者ども曰けるハ爾神の祭司の
 長を語るや五パウロ曰けるハ兄弟よ我らの祭司の長あるを識りき識ハ
 然ハ言ざりし也ハ爾の民の有司を誹る勿れと録されたり六パウロ彼等の
 其半ハサドカイの人半ハパリサイの人なるを知て議會の中に呼り曰け
 るハ人々兄弟よ我ハパリサイの人またパリサイ人の子あり死たる者の
 甦るとを望に因て我いま審判る七パウロ如此いひしかハパリサイの人
 さサドカイの人の間に争論ありりて集りたる多の人々相分れたり八蓋サ
 ドカイ人の復生また天使あよび靈を無言パリサイ人の之をみな有と
 言ハ也九遂に大なる喧嘩となりぬパリサイ人の學者たち立て争ひ曰ける
 ハ我儕この人の惡こを見ずもし靈あるハ天使の彼に語し事あらん
 には我儕神に敵す可らざる也十斯て大なる争ひ起ければ千夫の長
 パウロが彼等に引裂れん事を恐て兵隊に命じ彼等の中に下らせ之を奪り陣營

に引入しめたり○十一主の夜パウロの側かたはらに立て日給ひけるハパウロひきいらも勇いさめろハ爾なんぢわれに就つてエルサレムエルサレムに證あかしせし如ごとく必ず羅馬ローマにも證あかしすべけれど也
 十二明日あくるひに及およびエダヤ人エダヤ人黨びとを結び共ともに誓ちかひて曰いひけるハパウロパウロを殺ころすまでハ
 飲食くひのみをも爲なすまじ十三この誓ちかひを爲なする者ものハ四十人餘ちしよにんあまなり十四かれら祭司さいしの長ちやうらう
 および長老ちやうらうたちの所ところに來きたりて曰いひけるハ我儕われらパウロパウロを殺ころすまでハ何なにをも食くじ
 ちかひたてて誓ちかひを立たたり十五是故このゆゑに請こうなんぢら議會ぎやくわいを偕ともにパウロパウロの事ことをなほ詳くわしく訊たづぬ
 狀さまを作なして千夫せんぱんの長ちやうらうに告つげられハ爾曹なんぢらひやくたに曳ひ下くだらしめよ彼かれが近ちかかざる前まへに之これを殺ころ
 さん我儕われらすでに備そなへ爲なり十六然しかるにパウロパウロの姉妹あなの子この謀くはだてをきく即すなはち
 ち往ゆて陣營ちんえいに入いりパウロパウロに告つぐ十七パウロパウロ請こうて百夫ひやくにんの長ちやうらう一人ひとりをまねき曰いひ
 るハ此少このひかきもの者ものを千夫せんぱんの長ちやうらうに携つれ往ゆこの者ものかれに告つげべき事ことあれバ也十八是こに
 於おて百夫ひやくにんの長ちやうらうかれを千夫せんぱんの長ちやうらうに携つれ往ゆて曰いひけるハ囚めし者ものパウロパウロ我われを請こうて此
 少ひかきもの者ものなんぢに言いふべき事ことあれバ之これを爾なんぢらに携つれ往ゆんことを求わがへり十九千夫せんぱんの長ちやうらう
 の手てをひき僻靜ひそかなる處ところに退ひきて問とひけるハ爾我なんぢわれに告つぐんとする事ことハ何なにゾヤ

二十彼かれいひけるハエダヤ人エダヤ人パウロパウロの事ことをなほ詳くわしく問たづぬ狀さまを作なして爾なんぢにこひ
 明日あくるひかれを議會ぎやくわいに曳ひ下くださんとを約やくせり二十然しかるに爾曹なんぢらひやくたに曳ひ下くだらしめよ彼かれが近ちかかざる前まへに之これを殺ころ
 蓋おほうのうち四十人餘ちしよにんあまの者ものパウロパウロを殺ころすまでハ食くす又飲あじと共ともに誓ちかひて埋伏ぼく伏
 し今いますでに其預備そのそなへをきして爾なんぢらの許もとを俟まちて二十千夫せんぱんの長ちやうらう少ひかきもの者ものに爾我なんぢわれ
 此事このことを告つげし人ひとに語かたなす勿なかれと囑いひ付つて之これを去さらしめ二十三又百夫またひやくにんの長ちやうらうの二
 人ふたりを召めして兵卒へいそつ二百人にひやくにん騎兵いさむらひ七十人しちじふにん矛こもつを持もつもの二百人にひやくにんを備そなへ今夜第九
 時ときにカイザリヤカイザリヤに往ゆ二十四かつ番はらを備そなへてパウロパウロを乗のりしめ之これを護まもりて方伯つかさどペリ
 クスの所ところに送おくるべしと曰いひ五ごまた左ひだりの如ごとき書ふみをひき添そへたり二十六云いハクアラサデ
 ナルシアスナルシアス最もつとも尊たよき方伯つかさどペリクスの安やすきを問とふ七しちこの人ひとエダヤ人エダヤ人に執とらわれ
 將まさに殺ころされんさせしを我われの羅馬人ローマ人なるを聞きしにより兵隊へいたいを率ひきゐ往ゆて之これを
 拯たすげニハ彼等かれらが訟たがひる故ゆゑを知しる欲ほひ之これを其議そのぎ會わいに引つれ下くだし廿九にん彼等かれらが訟
 られしハ惟ただかれらの律法おきての論ろんに由よるのみにて其死そのちに當あたるべく又また聽きるべき
 の故ゆゑを見みざる也三十然しかるにエダヤ人エダヤ人これこれを害がいせん計はかりし其事そのことわれに現あらは

しにより直に之を爾の所に遣れり又かれを訟し者等に命じて其訟る所を
 爾に告しめんさす○三是に於て兵卒の命に遵ひてパウロを携へ夜の中に
 アンテパトリスに至り三明日騎兵をしてパウロと共に往しめ其餘の者の
 陣營に歸れり三騎兵のカイザリヤに至り書を方伯に呈しパウロを其前に
 立しむ三四方伯書を讀畢りて彼に其國を問キリキヤの者なるを知て三五曰
 けるハ爾を訟る者の此に來らん時われ爾に聽べし遂に命じて之をヘロデ
 の公廨に於て守らしめたり

五日を経てのち祭司の長アナニアの長老等および一人の辯
 士テルトルスと共に下てパウロを方伯に訟ふニパウロ召出されし時テルト
 ルス訟の端を發て曰けるハ三最も尊きメリクセス我儕なんぢに由て太
 平を得かつ此國ハ爾の先見に籍て良に改まりたれば時に隨ひ地に隨ひて
 感謝せざるなし四今我敢て爾を礙ぐる事をせし請しばらく忍て我が片
 言を聽たまへ五蓋われら此人を見に疫病の如し天下のユダヤ人を擾せり

且かれハナザレ宗の首にて六また殿をも犯んさせり我儕これを執わが
 律法に循ひて審を爲ん欲ひしに七千夫の長ルシアス來て我儕の手より
 強て之を奪さり八彼を訟る者をして命じて爾の所に來しめたり爾かれを訊
 べ我儕が訟る所を悉く知へし九ユダヤ人も共に訟へ曰けるハ此等のこ
 と誠に然り○十方伯首をもて示しパウロに言しめければ彼たへけるハ
 爾が多の年の民の審官たるを我しるが故に自らの事情を訟ることな
 喜べり十一爾しらん我崇拜の爲にエルサレムに上しより僅に十二日のみ
 十二彼等ハ我が殿に於て人と爭論を爲し又會堂あるハ城下に於て人々
 を擾しし事を未だ見ざるべし十三且かれらが今われを訟る所の事ハ憑據
 を立て之を確すること能ハじ十四然ぞ我この事を爾に認さん夫われハ彼
 等が異端と稱する道に循ひ我が列祖の神に事へ悉く律法と預言者の書に
 録されし事を信じ十五かつ義も不義も死し者の甦らんことを神
 に頼て我ハ望り即ち彼等が望む所と異なるなし十六此に因て我つれに自

ら勵み神に對ひ人に對て良心の責をからんことを務るなり十七われ數年を歴たりしのうち施濟を我民になし又獻祭をせんが爲に歸たり十八我すてに潔淨て此等の事を行る時アシアより來しエダヤ人等ハ殿に於て我が人を集ることをせず亂をも爲ざるを見たり十九もし我を訴へき事あらば彼等もんぢの前に訟ふべし二十或ハ又わが議會の前に立るとき呼りて死たる者の復生の事に就われ今日爾曹に審判するを曰る此一言之外に此人々もし我が不義ありしを見言へし〇二三是に於てペリクス詳細に其道を知れば彼等を運しめんとして曰けるハ千夫の長ルシアスの下らん其時われ悉く爾曹の事を究べん〇二三百夫の長に命じてパウロを守しめ且これを寛容にして其友の彼を供給し有を禁ぜざらしむ〇二四數日の後ペリクス其妻エダヤ人あるデルシラと共に來りパウロを召て其キリストを信する道を語るを聽ニ五パウロ公義と傳節と來んことを論ぜしむハリクム認て答けるハ爾姑く返け我候時を得ば再らんぢを召ん

二六 ハリクスパウロより金を得んことを望が故に屢次かれを召て偕に語れり二七 斯て二年を経て後ポルキンスメストスと云る者ペリクスの職に代たりペリクス悦をエダヤ人に取んを欲ひてパウロを獄に繋おけり

二八 偕メストスハ任國に至て三日の後カイザリヤよりエルサレムに上れり三時祭司の長等とエダヤの尊重たる者等パウロを彼に訴へ且これを途にて謀殺さん欲ひ彼に勸うの恩を我儕に賜てパウロをエルサレムに召給へんことを請四メストス答て曰けるハパウロハ守られてカイザリヤにあり我も遠からず彼處に赴くべし五是故に爾曹のうち權威ある者ども我と共に下り彼について訟へべきことを有が訟へよ六メストス彼等の中に十日餘とままりてカイザリヤに下り明日審判の座に坐り命じてパウロを曳出しむ七パウロの來れる時エルサレムより下しエダヤ人等彼を立圍み證據を立ること能はざる多端の重罪をもて訟をなせり八パウロ辨訴けるハ我いまだエダヤ人の律法および殿またカイザルにも皆犯せる所なし

九 ペストス 悦 エダヤ 人 に 取 ん 事 し して パウロ に 答 て 曰 け る ハ 爾 エルサ
レム に 上 り 彼 處 に 於 て 此 事 に つ き 審 判 を 我 前 に 受 ん 事 を 望 む や 否 ハ パウ
ロ 曰 け る ハ 我 今 カイザル の 審 判 の 場 に 立 こ の 處 に 於 て 審 を 受 る ハ 當 然 な り
我 ハ 爾 カ 明 か に 知 る 如 ク エダヤ 人 に 不 義 を 爲 し こ 事 な し 十 一 も 不 義 を
行 ひ て 死 に 當 る べき 罪 を 犯 さ ば 我 ハ 死 を 免 る る こ 事 を 欲 は じ 若 し 我 ハ 我 ハ 我 ハ
所 の こ 事 を 虚 き こ 事 ハ 其 望 に 任 せ て 我 を 彼 等 に わ た し 得 る 者 な し 我 ハ 我 ハ
ザル に 上 告 せ ん 十 二 是 に 於 て ペストス 議 事 官 と 相 議 こ 事 な へ 曰 け る ハ
爾 カイザル に 上 告 せ ん 欲 へ り カイザル に 往 べ し 十 三 數 日 を 經 て 後
アグリツパ 王 あ よ び ベルニク ペストス の 安 否 を 問 ん 爲 に カイザリヤ に 來
り 十 四 彼 處 に 留 れ る こ 事 久 かり し が バ ペストス パウロ の 事 を 王 に 告 て 曰
ける ハ 此 に 一 人 の 囚 者 あり 即 ち ペリク ス の 遣 置 し 所 な り 十 五 我 エルサ
レム に 居 し こ 事 祭 司 の 長 エダヤ 人 の 長 老 た ち 之 を 訟 へ て 罪 に 疑 ん こ 事 を 求
へ り 十 六 わ れ 彼 等 に 答 け る ハ 訟 ら れ し もの 己 を 訟 し 者 に 對 て 其 訟 る 所

を 分 理 べ べき 機 を 未 だ 得 ざる 先 に 之 を 死 に 付 る ハ ロー マ 人 の 例 に 非 ず 十 七 是
に 於 て 彼 等 の 處 に 來 集 れ り 我 も 日 を 延 こ 事 を せ す 次 日 審 判 の 座 に 坐
り 命 じ て 其 人 を 曳 出 さ し め た る に 十 八 訟 る 者 も 立 て 之 を 訟 し が 其 事 わ
が 逆 科 り し 所 に 違 へ り 十 九 惟 か れ ら ハ 鬼 神 を 敬 ぶ 己 が 道 を パウロ が 生
り こ 事 に 死 し 一 人 の イエ ス に 就 て 爭 論 を な し 彼 を 訟 し のみ ニ 我 ハ
れ ら の 質 訊 に 感 け れ バ パウロ に 對 ひ 爾 エルサ レム に 往 こ の 事 に つ き 彼
處 に 於 て 審 判 を 受 る こ 事 を 欲 ふ や 否 を 問 し に ニ 彼 ア サ グ ス ト の 質 訊 を 受
ん 事 を 求 む に 因 わ れ 命 じ て 之 を カイザル に 送 る ま だ 守 ら せ
置 り ニ ア グ リ ツ パ ペ ス ト ス に 曰 け る ハ 我 も 亦 う の 人 に 聽 ん こ 事 を 欲 なり
彼 ハ ひ け る ハ 明 口 を 聽 べ し 三 是 に 於 て 次 日 ア グ リ ツ パ ペ ス ト ス
大 に 威 儀 を 備 き たり て テ 夫 の 長 老 あ よ び 邑 の 尊 き 人 々 と 偕 に 公 堂 に
入 り バ カ ロ ハ ペ ス ト ス の 命 に 由 て 曳 出 さ る ニ 四 ペ ス ト ス 曰 け る ハ ア グ リ ツ
パ 王 あ よ び 凡 て 我 等 に 偕 に ある 人 々 を 觀 望 こ の 人 を 觀 望 る べ し エ ダ ヤ の 多

の人やエルサレムに於ても亦この所に於ても彼について我に訟かれ此の
 ち生へべき者に非ずと叫べりニ五然と我これを査見て其死へべき事を爲ざり
 しを知り且かれ自らアウグストに上告せんを爲により我これを解らんこ
 事を定たりニ六我これに就て我が主上に奏すべき實情を得ず故に我これ
 を質訊て奏すべき事を得んがため爾曹の前また殊更にアグリッパ王さんぢ
 の前に曳出せりニ七蓋囚者を解るに其罪案を書さへざるハ理に合ハ
 ずと意へハ也

アグリッパバサロに曰けるハ爾が自己の爲に陳る事を許たり
 是に於てバサロ手を伸かれらば訟を棄んとして曰けるハニアグリッパ王
 我エダヤ人に訟られし事につき今日なんぢの前にて悉く辨訴こそを
 得が故に我を幸ざる者とす三殊に幸なるハ爾エダヤ人の例と彼等
 が論する所の端緒を悉く知たまふ事あり是故に願くハ耐心て我に聽たま
 へ夫わが始よりエルサレムに在て我民の中にをり幼穉とさきより如何に

世を過しかをエダヤ人みな知るべし五もし證を爲んさせば彼等の素
 り我が國に我儕の教の中にて最も嚴き所に選ひたるパリサイ人なりし事
 を知り今われ立て我儕の先祖等に神の約束し給し其望につきて鞠る
 也七この望ハ即ち我儕の十二の支派の夜も晝も専ら神に事て得んとする
 者なりアグリッパ王よ此望の爲に我ハエダヤ人に訟られたりハ神すでに
 死し者を甦らせ給り云々も爾曹なんぢ信じ難しとする乎九我も亦靈に
 ハナザレのイエスの名に逆ハんがため多の事を行ハ宜とさ自ら意ハ十一
 ルサレムにて此事を行リ即ち祭司の長等より權威を受て多の聖徒を獄に入
 また彼等の殺さるる時ハ其を宣とし十一諸會堂に於て屢次これを罰し強
 て之に懲罰を言しめ且狂るること甚しく之に由て外國の邑にまで攻
 及べり十二此を以て祭司の長等より權威と命令を受てダマスコへ往しに十三
 王其途にて正午われ天より光あるを見たり日よりも耀きて我および同
 に行る者を環照せり十四我儕みな地に仆る其時ヘブルの方言にてサウロ

サウロ何ぞ我を驚る乎なんぢ前ある鞭を蹴こき離し我に語れる聲を我き
 けり十五 我いひける主よ爾誰がや彼こたへける我ハ爾が驚る所のイ
 エスなり十六 爾起て立よ我なんぢに現るるハ爾を立て 役者とし又なん
 ぢが既に見し事我が爾に現れて示さん其事の 證人ご爲んがため也 十七
 我なんぢを守て此民および異邦人の手より拯ふべし今なんぢを彼等に遣す
 ハ十八 彼等の目を啓き暗を離れて光に就サタンの權を離れて神に歸せしめ
 又彼等をして我を信するに因て罪の赦を聖られし者の中に於て業を受るこ
 こそ得させんが爲なり十九 是故にアグリッパ王よ我この天の現前を背す
 して三十 先ダマスユエルサレムの人々次にエダヤの全地および異邦人に
 まで恒に 悔 改に符ふ行をなして罪を悔べき事と神に歸すべき事とを
 宣傳したりニ 此等の事に由てエダヤ人われを殿にて執かつ我を殺さんご
 せりニ三 然して我ハ神の佑をえ今日に至るまで驚るることなく小き者にも
 大なる者にも 證をなせり我言こころハ預言者およびモーセが將來のならず

成人と言してこに非ざるハなしニ三 即ちキリストの苦難をうけ死し者の復
 生の始となり光を此民と異邦人に傳ふる也ニ四 パウロが如此うつたへけ
 る時パストス大聲に曰けるパウロよ爾ハ狂氣せり博學 爾をして狂氣せ
 しめたりニ五 パウロ曰けるハ最も尊きヘストスよ我ハ狂氣せるに非ず我言
 こころハ眞實にして慥なる心より出るなりニ六 爾れ此等の事情ハ王よく知
 たまへば我はごからずして王の前に語れり蓋これらの事ハ方隅に行ハレ
 たるに非ざれば王に聽るる所なしと信すれば也ニ七 アグリッパ王よ爾預言
 者の書を信する乎われ爾の信するを知ニ八 アグリッパパウロに曰けるハ爾
 われを勸て容易キリストアソシ翁んごすニ九 パウロ曰けるハ容易にもせよ
 容易からざるにもせよ我ハ惟なんぢ耳あらず今日われに聽こころの者みな
 此繩線なくして我ごとき者ならんよとを神に願ふなり三十 此如かり華
 しき王と方伯およびエルニケ又ごもに坐せし人々起て退き三三 相語
 て曰けるハ此人ハ死すべき事を繩線にひくる可ことごを爲さる也三三 アグリッ

パヘストスに對ひ曰ける、此人もシカイザルに上告せんと言ざりしを、
既釋すべし者なり。

われら已にイタリヤへ航ること定めければ、彼等パウロ及
彼の囚者等をアウグスト隊の百夫の長なるユウリアスと名る者に付せ
り。是に於て我儕アツアに沿て駛んせしるアドラミテオムの舟に登て出マ
ケドニヤのテサロニク人アリスタルコ我儕と偕に在き、三次日シドンに着
リユウリアス懇懇にパウロを待ひ、彼に朋友の所へ往て其供應を受ることな
す。許せり。我儕また彼處より舟出せしむ。風の逆ふに因てクプロの風下の方に
走り五キリキヤとバムフリアの海を過てルキヤのムラと云る港に至れり。六
此處にて百夫の長イタリヤへ濟るアレキサンテリアの舟に遇て我儕
を之に登たり。七多日のあひだ舟の行こと遅く、僅にしてクニドスに對へる
處に至り、風の順ならざるに因てサルモ子を過クレテの風下の方を走り、八
僅にして其岸に沿ラサイアの邑に近き美港と名る處に至れり。九時を歴

こゝ既に久く断食の期も過れば、舟路の危険によりパウロ諫て十日ける
人々、我思ふに此舟路ハ損害多かるべし。第に積荷と舟のみならず我儕
の生命にも及ばん。十一然ども百夫の長ハパウロの言を、ころよりも船長と
船主の言を信じたり。十二且この港ハ冬を過すに便宜らす是故に若ビニク
スに至り、彼處にて冬を過すことを得んか。さて此處を出んこと定たる者も、
しビニクスハクレテの港にて西南の風と西北の風と其岸に沿て吹ころ
也。十三時に南風徐に吹ければ、彼等志を得たりと意ひ、錨を起クレテ
に沿て走しに、十四未幾エーロクルドンと稱る狂風島より卸來り。十五舟を
掣去ければ、之に敵ふを得ず。我儕の風に任て、十六遂にクラウダと云る
小島の風下の方へ駛ゆき、僅にして小艇を收む。十七既に授上し後、われら備
あける物をもて大舟の胴を縛り、洲に乘掛んことを恐れ、帆を下して流れた
り。十八風疾きによりて、次の日水夫ら貨物を擲つ。十九第三日に至て、我儕
てづから船具を擲つ。二十斯て多日のあひだ日も星も見ずして、疾風ふきあ

てければ我儕つひに救るべき望た之果たり二一人々々久く食せずパウロ彼等の中に立て白ける人々爾曹に我諫を聽クレテより離るること
 を爲すして此損害を愛する可はずなりし三今われ爾曹に勸む勇め爾曹の申一人だに生命を失ふ者なし惟舟を失ふこと有んのみ二三蓋わが屬する所わが事する所の神の使者この夜わが側に立て二四パウロは懼るる勿れ爾必すカイザルの前に立べし且神の爾曹に舟にある者を悉く爾に賜と
 白り二五是故に人々勇めや如此われに語り給へる如く必す成んと我神を信すれば也二六われら必す一島に推上られん二七斯て第十四日の夜に至り我儕アデリアの海に漂ふ夜半ごろ水夫ら岸に近けり意ひて二八水を測しに二十尋を得たり少し進て又測しに十五尋を得たり二九石に乗掛んことを恐れ船より四の錨を投て天明を待わびぬ三十水夫ら舟より逃んとして船より錨を投す状をなし小艇を海に下ければ三一パウロ百夫の長は兵卒に白けるハ此人々も舟に留らず爾曹救るることを得じ三二是に於て兵

卒ら小艇の索を断き其流るるに任たり三三夜の明んとする時パウロ凡の人々に食せんことを勸て白けるハ爾曹待わびて食せざりしこと今日にて已に十四日なり三四故に我なんぢらに食せんことを勸うの救を得べき助となる可ればなり爾曹の頭髮一縷たに爾曹の首より隔ざるべし三五如此かたりてパンを取凡ての人の前にて神に謝し之を擘て先食しければ三六彼等も亦勇んで食せり三七舟に登る所の我儕合て二百七十六人なり
 き三八既に食して飽ければ穀物を海に棄て舟を輕せり三九夜あけて其地の識されど一の海灣を見たり此に洲崎あり或は至とを得ば彼處に舟を進ん
 望て走しに四一湖の流交ふ處に至りて舟を洲に乗あげ船ハ膠定て動す船ハ浪の勁が爲に破られたり四二是に於て兵卒ら囚人の囚逃れんことを恐れ之を殺さん勸む四三然ども百夫の長パウロを救んと欲し其勸を阻かつ泗得る者ハ先水に跳いり四四その他ハ或ハ板あるハ舟の幹木に頭

て岸に至らんことを命じたり此の如く皆すくはるる事を得て岸に登れり
 我儕すでに救を得て後島の名をメリタと稱ることを知
 れり二夷人ら尋常ならぬ情分をかく降雨と寒さにより火を燃て我儕衆人を
 待遇せり三パウロ多の柴を築て火に放しに火熱により蝮いで来て其手
 に繞り四夷人ら蝮の其手に懸たるを見て互に曰ける此人の正しく人を殺し
 る者ならん彼海より逃たりと雖も天理の生ることを容さざる也五パウロ
 蝮を火の中に拂縛して書を受ることなし六彼等パウロを候ひて其腫るか或
 は忽ち仆て死ることをあらんと意しに久く候へども彼に害の及ざるを見て其
 意を轉しハ神なりと謂り七島の長をプブリチと名く此邊に己が有る田地
 あり彼われらを接て懇懇に三日宿らせたり八時にプブリチの父熱と痲病を
 患ひて臥居しがパウロの所に至り祈て手を其上に按これを見せり九此事
 れら禮を厚して我儕を敬ひ又舟出の時に臨て我儕が無てかなぬ物を贈れ

リ十一我儕三ヶ月を経てのち此島にて冬を過しテテヌスクリの號あるアレ
 キサンテリアの舟に登いで十二ヌスクサに着三日とままれり十三彼處よ
 り回てレギチに至り一日を経て南風起ければ次日プテナリに至り十四
 兄弟等に遇かれら請に任て七日とままり而して羅馬に往十五羅馬の
 兄弟たち我儕の本を聞アツピーホロムおよび三館を云る處に來て我
 儕を迎ふパウロ之を見て神に謝し其心に力を得たり十六既に我儕羅馬
 に至しに百夫の長衆囚を王を守る兵隊の長に交せり然とパウロハ一
 人の守兵と共に別に自ら居ることを許されたり十七三日を経て後パウロエダ
 ヤ人の尊重たる者等を召集む彼等の集れる時これに曰けるは人々兄弟
 よ我れまた我民また先祖の例に違て何事をも爲しことなし然にエルサレム
 より囚人となりて羅馬人の手に付されたり十八羅馬人すでに我を密たれど
 死へき罪なきが故に我を釋さん欲へり十九エダヤ人これ拒しにより我
 已こそを得ずしてカイザルに上告す然ども我が國の民を認ん爲にハ非ず

二十 斯に因て我なんぢらに會さもに語んことを請るあり蓋われイヌラエルの望の爲に此鐘に懸るれば也ニ彼等いひけるハ我儕エダヤより爾に於いて書信を受す又 兄弟たちの來し者も爾に就て何の惡事あるを我儕に報また語し者あしニ然を我儕なんぢの意ふ所を聞んとす蓋われら何處にても此宗旨の講らるるを知ばなりニ三既に定たる日に及て多の人ハウロの館に來れりパウロ朝早より暮に至までローセの律法と預言者の言をひき神の國の事を説くつ之を證しイエスの事を語て彼等を勸たりニ四其言に感して之を然とする者あり亦信せざる者もありてニ五互に相合ざるにより遂に退けり其退かんさせし時パウロ一言を語けるハ誠あるか否を豫言者イザヤに託て我儕の先祖等に語し言其言に云ニ六なんぢ此民に往て告ぐ爾曹の聴きも聴らず視きも見ずニ七蓋この民目にて見耳にて聽心にて悟り悔改て我に歸されん事を恐れ其心を頑し耳を蔽ひ目を閉たりニ八是故に爾等知べし神の教ハ異邦人に遣られ彼等ハ之を聽んニ九ハ

このこといひをばりときニ一〇此言を言畢し時エダヤ人退きて互に大なる争論をなせり〇三十一 斯てパウロの借愛し家に居しこと全く二年すべて來り見んとする者を接て三二 爾らず神の國の主人イエスキリストの事を教て禁げらるること無

新約全書使徒行傳終

新約全書使徒パウロ 로마人に贈れる書

一 イエスキリストの僕パウロ召れて使徒となり神の福音の爲に選
 るこの福音の従前より其預言者たちに託て聖書に誓ひ給へるものにて三
 其子われらの主イエスキリストを指て示せり彼ハ肉體に由バビデの裔
 より生れ 聖喜の靈性に由は 魅りし事によりて明かに神の子たるを顯
 れたり五われら彼より恩恵と使徒の職を受これ其名の爲に萬國の人々をし
 て信仰の道に従はせん也 六爾曹も其人々の中に在てイエスキリスト
 の召を受し者なり 七我すべて 로마に在る所の神に愛され召を蒙り聖徒
 と爲る者にまで書を贈る爾曹願くハ我儕の父なる神もよび 主イエスキ
 リストより恩恵と平康を受よ 八先爾曹の信仰を世に傳りて傳揚た
 るが故にイエスキリストに頼て爾曹衆人に就わが神に感謝す 九我らの子
 の福音に於て心を以て事する所の神ハ我が不斷なんぢらを憐ふ其證なり
 十われ新羅に終にハ神の旨意に適ひて平坦なる途をえ速かに爾曹に

到んことを求む十一われ爾曹を見んことを深く願ふ爾曹を堅固せん爲に靈
 の賜を予へんことを欲へば也十二即ち我なんぢらの中に在る互の信仰により
 て相共に安慰を得べし十三兄弟よ我まばく志を立なんぢらに到り
 彼の邦人の中に在る爾曹の中よりも果を得んさせしかども今に至りて
 尙阻げらる此を爾曹が知るを欲まず十四我ハギリシヤ人及び異邦人
 また智人および愚人にも負る所あり十五是故に我力を盡して福音
 を爾曹ロマにある人々にも傳へんとを願ふ十六我ハ福音を耻せす此福音
 ハユダヤ人を始ギリシヤ人すべて信する者を救ふこの神の大能たれば也
 十七神の義ハ此に顯れて信仰より信仰に至れり録して義人の信仰に由り生
 べしと有が如し十八うれ神の怒ハ不義をもて眞理を抑る人々の凡の不虔
 不義に向て天より顯る十九蓋人の知べき所の神の事情ハ人に顯明にして既
 に神これ人々に顯し給へばなり二十うれ人の見とを得ざる神の永能
 其神性との造られたる物により創世より以來さとり得て明かに見

べし是故に人々推諉すべきやうなし二一既に神を知て尙これを神と崇め
 す亦謝することせず反て其思念を亂し其愚なる心蒙昧なれり二三自
 ら智と稱へて愚者ある者となり二三朽壞する神の榮光を變て朽壞へき人
 らよび禽獸昆蟲の像に似す二四是故に神ハ彼等を其心の怒を縱肆
 にするに任せて互に其身を辱しむる汚穢に付せり二五彼等ハ神の眞を易て
 偽と爲し造物主よりも受造物を崇奉りてこれに事ふ神ハ永遠
 頌美べきもの也アメン二六此に縁て神ハ彼等が耻べき怒をなすに任せ給へ
 り其婦女さへも順性の用を變て逆性の用と爲す二七此の如く男子ハ亦
 婦女の順性の用を棄て互に嗜慾の心を熾し男と男と耻るとをなして其
 悖戻に當るべき報を己が身に受たり二八かれら心に神を存るとを願ざれ
 ば神も彼等が邪僻ある心を懷て行まじきを行に任せ給へり二九諸の
 不義惡惡貪婪暴恨を充す者また妬忌凶殺爭鬪詭譎刻薄を盈
 す者三十又讒害毀謗をなし神を怨む者狎侮傲慢冷夸譏詐父母に

不孝 三 頑梗背約 不情 不慈なる者 三 凡て此等を行ふ者の死罪に當るべき神の判定を知ては自ら行ふのみならず亦これを行ふ者をも喜べり

是故に凡て人を審判所の人よ 爾推諉すべきをし爾他人を審判す 正己の罪を定る也 爾審判所の爾も同く之を行へば也 此の如く行ふ者を罪する神の審判の眞理に合へり 我儕の知 三 此等の事を行ふ者を審判す 同く之を行ふ人よ 爾神の審判を免れんと思ふ乎 汝神の豊厚なる仁慈を寛容なるに恒忍たまふことを藐視する乎 其仁慈の爾を悔改に導くなるを知らず 五 剛愎にして悔なきの心に循ひ己の爲に神の怒を積て其義 鞠の顯れん震怒の日に及ぶなり 六 神の人の行に循ひて各人に其報を爲す 七 耐忍して善を行ひ榮光と尊貴と不朽壞を求る者には 永生を以て報ん 然れども争闘をなし眞理に順はず不義につく者には 報るに忍み 怒と艱難辛苦を以てす 此ハエダヤ人を始 ギリシヤ人凡て惡

を行ふ人に及ぶなり 十 エダヤ人を始 ギリシヤ人凡て善を行ふ人に榮光と尊貴と平康を以て報ゆべし 十一 此れ神に徧視なれば也 十二 凡て律法なくして罪を犯せる人の律法なくして亡び律法ありて罪を犯せる人の律法に照て審判を受べし 十三 神の前に義と爲るるの律法をきく者に非ず義と爲るるの律法を守る者なり 十四 爾律法なきの異邦人もし本性のまゝに律法に載たる所を守らば律法なしと雖も己の律法たる也 十五 彼等々の心に銘されたる律法の工を表彰し其良心 此れが證をなして其思念たがひに或は貶あるひは褒るることを爲り 十六 爾審判の我が福音に云る如く神イエスキリストをもて人の隠微たる事を鞠かん日に成べし 十七 爾もしエダヤ人と稱へ律法を恃み神あるを誇り 十八 爾の旨をしり律法に習て是非を辨べ 十九 自ら智者の相黑暗に在る者の光 二十 愚なる者の師 童蒙の傳を意ひ又律法に於て眞理と知へき事この式を得たりせば 二十一 何ゆゑ人を教へ自己を教ざる乎 ならんら人に竊む勿れと勸て自ら竊する乎 二十二

人ぢ人に姦淫する勿れと諭して自ら姦淫する乎なんぢ偶像を惡て自ら
 殿の物を干す乎二三なんぢ律法に誇りて自ら律法を犯し神を輕しむる乎
 二四 神の名ハ爾に縁て異邦人の中に誇られたりと録されしが如し二五爾も
 し律法を行はざれば割禮ハ益あり若し律法を犯さば爾が割禮ハ割禮なきが如
 なるべし二六是故に割禮なき者も若し律法の義を守らば其割禮なきも割
 禮せりと謂ざるを得ん乎二七うれば本性のまゝ割禮なくして律法を守る者
 ハ儀文と割禮をもて尙律法を犯すなんぢを審判かん二八明にエダヤ人たる
 も實のエダヤ人に非ず明に身に割禮あるも實の割禮に非ず二九反て隠に
 エダヤ人たる者ハ實のエダヤ人たり又割禮ハ益に在て儀文に在す心の割
 禮ハ眞あり其惡ハ人に由す神に由り
第三章 然らばエダヤ人の長 處ハ何ぞ耶また割禮の益する所の何ぞ耶
 二一凡の事に於て益あるはし先第一ハ神の諭をもて彼等に託れ給へると
 也三爰に信ぜざる者あれど其を如何の不信ハ神の信を廢へき乎四非ず

べていといつはり
 凡の人の 僞とするも神を眞とすべし爾の告る言ハ義とせられ爾が鞠る
 三時勝を得んと録されたる如し五我儕が不義もし神の義を彰すせば我
 何を言へば怒を加ふる神ハ不義なるや此ハうれ人に由て言のみ六然こそ
 有じ若し然こそ有ば神如何して世を鞠かん耶七もし神の眞わが 僞に因て
 顯れ其榮光いや増ば我何てなほ罪人と爲れん乎八如此あらば我儕が誣らる
 う如く善を來らせんさて惡を作ハ宜らずや此を我儕が言と云る者あり斯る
 人の罪せらる可ハ宜なり九然らば如何ぞ耶われら勝れるか決して蓋われ
 ら既にエダヤ人もギリシヤ人も皆罪の下に在こそを證せり十録して義人を
 し一人も有なしとあるが如し十一明達者なく神を求る者なし十二みな曲
 て全く邪とされり善を作ものなし一人も有なし十三うの喉ハ破れし壘ろ
 の舌ハ詭詐をなし其 唇にハ蝮の毒を藏り十四其口ハ詛と苦きにて滿
 十五うの足ハ血を流さんが爲に疾し十六殘害と苦難ハ其途に遺れり十七彼
 等ハ平康なる道を知す十八うの目前に神を畏るの懼あるこそなし十九うれ

律法の言をこころに其下にある者に示す我儕の知こ各人の口塞り又世の人こうりて神の前に罪ある者定らん爲なり二十是故に律法の行に由て神の前に義を爲るもの一人だに有とあし蓋律法に由て罪を知る也
 ○二今律法の外に神の人を義とし給ふことハ顯れて律法と預言者ハ其證をせり二三即ちイエスキリストを信するに由て其義を神凡の信者に賜ふて區別なし三三うハ人みな既に罪を犯したれば神より榮を受るに足す三四只キリストイエスの贖に賴て神の恩をうけ功なくて義とせらるる也
 二六神ハその血によりてイエスを立て信する者の挽回の祭物とし給へり
 二七神忍て已往の罪を寛容にし給ひしことに就て今其義を彰さん爲め即ちイエスを信する者を義とし尙自ら義たらん爲なり二七然ハ誇ることある安に在や有ことなし何の法をもて無とするか
 二八故に我もふに人の義とせらるるハ信仰に由て律法の行に由す
 二九神ハ獨ニダヤ人のみの神なる乎また異邦人の神ならずや然また異邦人

の神なり三十うれ割禮せし者をも信仰に由て義とし亦割禮なき者をも信仰に由て義とする神ハ一位なれば實に然り三一さらば我儕信仰をもて律法を廢るや然らず反て律法を堅固する也

然ハ我儕が先祖アブラハムハ肉體について何の得し所ありと言ん
 二若アブラハム行に由て義と爲れたらんには誇るべき所あり然と神の前に有ことなし三三ハ聖書に何と云るかアブラハム神を信するの信仰を義と爲れたり四工を作もの價ハ恩と稱す受べきもの也五然と工なき者も不義なる者を義とする神を信じて其信仰を義と爲れたり六工なく神に義とせらるる者の福なるとハ正にダビデが言る如し七云ろの不法を免され其罪を赦ゆる者ハ福なり八主の罪を責せざる人ハ福なり九この福ハ割禮の者にあるや割禮なき者にあるや抑われらアブラハムハ其信仰を義と爲れたりと言り十然ハ如何に義と爲れしや割禮を受し後なる乎また割禮を受ざる前なるか割禮を受し後ならず割禮を受ざる前にあり

十一 かつ割禮の號を受し、未だ割禮を受ざる前に信仰に由て義を爲れたる印證なり。此の割禮を受ざる凡の信者の父にして、彼等の義をせられん爲あり。

十二 また割禮を受る者の父となれり。唯割禮にのみ由す我儕が父アブラハム

の割禮を受ざりし時の信仰の跡を履もの爲なり。十三 蓋アブラハム其子孫に世界の嗣子たるを得させんとの神の約束ハ律法に由り非ず。信仰の義に由り、十四 若うれ律法に従もの嗣子たるを得ば、信仰も虚く約束も亦廢るべし。十五 若うれ怒を來するものハ律法なり。律法なくば犯すことも有なし。十六 是故に信仰に由て得させ給ふハ恩に由せて其約束をアブラハムの諸の子孫に堅固せんがため也。たゞ律法を有る者のみならず亦アブラハムの信仰に倣ふ者に及べり。十七 我なんぢを立て多の國民の父と爲り、録されたる如くアブラハムハ其信する所の神すなり。ち死し者を生し、無ものを有し、如く稱ふる神の前に於て我儕衆人の父たる也。十八 彼ハ望べくもあらぬ時になほ望て多の國民の父と爲んことを信す。蓋なんぢの子孫かくの如な

らんと言たまひしに因てなり。十九 彼のの信仰淺からざれば、歸らばよる百歳にして己の身の既に死るが如き。サラの胎の死るが如きをも顧みず。二十 不信をもて神の約束を疑ふとなく、反て其信仰を篤して神を尊め。二一 神の其約束を給ふ所を必ず得成べし。心に決む。二二 是故に其信仰義と爲れたり。二三 うれ信仰に由て義とせられたり。録されしハ、特かれの爲のみならず亦われらの爲に録されし也。二四 我儕もし我主イエスを死より甦らしめ、神を信ぜば、同く義とせらる。事を得べし。二五 イエスの我儕が罪の爲に解され又われらが義と爲られん爲に、甦らされたり。

是故に我儕信仰に由て義とせられたれば、神と和ぐべきを得たり。此ハ我主イエスキリストに頼てなり。二亦われら彼により信仰によりて、今居るころの恩に入ることを得。かつ神の榮を望て、欣喜をなす。三 第これ耳ならず、患難にも欣喜をなせり。蓋患難ハ忍耐を生じ、四 忍耐ハ練達を生じ、練達ハ希望を生じ、五 希望ハ羞を來らせざるを知し、ハ我儕に賜ふ所の聖靈に由て神の愛わ

れらの心に灌漑^{そそげ}ばなり六我儕^{われら}なほ弱^{よわ}かりし時^{とき}キリスト^{キリスト}定^{さだま}りたる日^ひに及^{およ}て
 罪人^{つみびと}のために死^{しに}たまへり七われ義人^{ぎじん}の爲^{ため}に死^{しぬ}るもの殆^{ほとん}ど少^{なれ}なり仁者^{じんしや}の爲^{ため}
 へ死^{しぬ}ることを厭^{いとば}ざる者^{もの}もや有^あらん八然^{しか}どキリスト^{キリスト}の我儕^{われら}のなほ罪人^{つみびと}たる時^{とき}
 れらの爲^{ため}に死^{した}たまへり神^{かみ}の之^{これ}によりて其愛^{そのあい}を彰^{あは}はせ給^{たま}ふ九今^{いま}の血^ちに頼^{たの}じて我^{われ}
 儕^らを義^ぎとせられたれば況^まして彼^{かれ}に由^より怒^{いか}り救^{すく}はる事^{こと}なからん乎^や十若^{もし}われら敵^{てき}
 たりし時^{とき}に其子^{そのこ}の死^しによりて神^{かみ}に和^{やは}らふことを得^えたらんに況^まして和^{やは}らふを得^えた
 る今^{いま}の生^{いひ}に頼^{たの}じて救^{すく}はることを得^えざらん乎^や十一たゞ此^{これ}耳^{のみ}ならず我儕^{われら}に
 和^{やは}らふを得^えさせ給^{たま}ひし我主^{わがしゆ}イエス^{イエス}キリスト^{キリスト}に頼^{たの}じて亦^{また}神^{かみ}を喜^{よろこ}べり十二然^{しか}ど一
 人^{ひと}より罪^{つみ}の世^よにいり罪^{つみ}より死^しの來^{きた}り人^{ひと}みな罪^{つみ}を犯^{をか}せば死^しの凡^{すべて}の人^{ひと}に及^{およ}び
 が如^{ごと}し十三律法^{おきて}を立^たたせし時^{とき}より前に罪^{つみ}の世^よに有^あり律法^{おきて}なくば罪^{つみ}の凡^{すべて}の人^{ひと}に歸^{かへ}
 するこゝとなし十四然^{しか}どもアダ^{アダム}ムよりモー^{モーセ}セに至^{いた}るまでアダ^{アダム}ムの罪^{つみ}に等^{ひとし}き罪^{つみ}
 を犯^{をか}さざりし者^{もの}にも死^しの之^{これ}に王^{わう}たりアダ^{アダム}ム即^{すなは}ち來^{きた}らんとする者^{もの}の模^{かた}なり
 十五然^{しか}ど罪^{つみ}のこゝの恩^{おん}賜^{たま}ひのこゝの如^{ごと}きに非^{あら}ず若^{もし}一人^{ひとり}の罪^{つみ}に由^より死^{しぬ}るもの

多^{おほ}がらば況^まして神^{かみ}の恩^{おん}賜^{たま}ひ一人^{ひとり}のイエス^{イエス}キリスト^{キリスト}に由^よる恩^{おん}の賜^{たま}ひ多^{おほ}くの人に
 溢^{あふ}ざらん乎^や十六賜^{たま}ひ一人^{ひとり}より來^{きた}る罪^{つみ}の如^{ごと}きに非^{あら}ず蓋^{おほ}く審^さ判^{はん}の罪^{つみ}より罪^{つみ}
 せられ賜^{たま}ひ多^{おほ}く罪^{つみ}より義^ぎとせらるる也^{なり}十七若^{もし}一人^{ひとり}の罪^{つみ}を犯^{をか}すことにより死^{しぬ}
 この一人^{ひとり}に由^より王^{わう}たらんに況^まして溢^{あふ}るる恩^{おん}の賜^{たま}ひを受^うくる者^{もの}一人^{ひとり}の
 イエス^{イエス}キリスト^{キリスト}により生^{いひ}に在^ありて王^{わう}たらざらん乎^や十八是^{この}故^{ゆゑ}に一^{ひと}の罪^{つみ}より罪^{つみ}せ
 らるる事^{こと}の凡^{すべて}の人^{ひと}に及^{およ}び如^{ごと}く一^{ひと}の義^ぎより義^ぎとせられ生^{いひ}命^{いのち}を獲^える事^{こと}も凡^{すべて}
 人^{ひと}に及^{およ}べり十九われ一人^{ひとり}の逆^{さか}に由^よりて多^{おほ}く罪人^{つみびと}とせられし如^{ごと}く一人^{ひとり}の順^{じゆん}に由^よ
 て多^{おほ}く義^ぎとせらるるべし二十律法^{おきて}を立^たたせし罪^{つみ}を増^まはるる爲^{ため}なり然^{しか}ども罪^{つみ}の増^ますこ
 ろに恩^{おん}も愈^い増^まり二二これ罪^{つみ}の死^しをもて宰^{つか}される如^{ごと}く恩^{おん}も我儕^{われら}が主^まイエス
 キリスト^{キリスト}に頼^{たの}じて永^{とこ}生^いに至^{いた}らせんが爲^{ため}に義^ぎをもて宰^{つか}れり
 然^{しか}らば我儕^{われら}何を言^いはんや恩^{おん}の増^まはるる爲^{ため}に罪^{つみ}に居^をるべき乎^や二三非^しか我儕^{われら}罪^{つみ}に
 於^おいて死^しするに何^{いか}でなほ其^{その}中^{うち}に於^おいて生^いんや三イエス^{イエス}キリスト^{キリスト}に合^あはせて
 パ^パテスマ^{テスマ}を愛^{あい}し者^{もの}即^{すなは}ち其^{その}死^しに合^あはせて之^{これ}を受^うけしなるを爾^{なんぢ}曹^ら知^しざる乎^や

四 故に我儕の死に合ハテスマに由て彼と共に葬るるハキリスト父の榮に由て死より甦されし如く我儕も新き生命に行へき爲あり五若われら彼の死の狀に等からば亦かれの復生にも等かるべし六我儕の舊人のれと共に十字架に釘らるるハ罪の身滅て今より罪に役ざるが爲なるを我儕ハ知七蓋死し者ハ罪より釋さるれば也八我儕もキリストと偕に死ば又彼と偕に生ん事を信す九キリスト死より甦りて復しなす死もまた彼に主とならざるを知り十是其死しハ罪について一次死しなり其いくるハ神について生るなり十一如此なんぢらも我儕の主イエスキリストにより罪に就てハ自ら死る者また神に就てハ生る者なりと意ふべし十二是故に爾曹罪を死べき肉體に王たらしめて其慾に徇ふ勿れ十三また爾曹の肢體を不義の器となして罪に獻るこゝ勿れ死より甦りし者の如く己を神に獻また肢體を義の器となして神に事ふべし十四蓋なんぢら恩の下に在て律法の下に在されば罪ハ爾曹に主となるこゝ無れば也十五然らば如何我等恩の下に

在て律法の下に在ざるが故に罪を犯すべきハ非す十六なんぢら身を獻げ僕となり誰に従ふとも其從ふ所の僕たるを知ざるハ或ハ罪の僕とならば死に及び或ハ順の僕とならば義に及ばん十七然ども我神に感謝す爾曹ハ素罪の僕たりしかば今ハ既に授られし所の教の範に心より服ひて十八罪より釋され義の僕となれば也十九我いま人の言を藉て言るハ爾曹が肉體よわき故なり爾曹の肢體を獻て汚穢惡の僕となり惡に至りし如く今また其肢體をささげ義の僕となりて聖潔に至るべし二十蓋なんぢら罪の僕なりし時にハ義に事されば也二爾曹いま恥る所のこゝを行ひし其さき何の果を得たりしや此等のこゝの終ハ死なり二三然ど今罪より釋されて神の僕となりたれば聖潔に至るの果を得たり且うの終ハ永生なり二三罪の價ハ死なり神の賜ハ我儕の主イエスキリストに於て賜はる永生なり

兄弟よ我いま律法を知る者に言ん律法ハ人の畢生うの主たるを知らざる乎二夫ある婦ハ律法の爲に夫の生る間ハうれに繋るれど夫しな

故に我儕の死に合ハテスマに由て彼らと共に葬るるハキリスト父の榮に由て死より甦されし如く我儕も新き生命に行べき爲あり五若われら彼の死の狀に等からば亦かれの復生にも等するべし六我儕の舊人のれと同じ十字架に釘らるるハ罪の身滅て今より罪に役ざるが爲なるを我儕ハ知七蓋死し者ハ罪より釋さるれば也八我儕もしキリストと偕に死ば又彼と偕に生ん事を信す九キリスト死より甦りて復しなす死もまた彼に主とならざるを知り十是其死しハ罪について一次死しなり其いくるハ神について生るなり十一如此なんぢらも我儕の主イエスキリストにより罪に就てハ自ら死者また神に就てハ生る者なりと意ふべし十二是故に爾曹罪を死べき肉體に王たらしめて其慾に徇ふ勿れ十三また爾曹の肢體を不義の器となして罪に獻るること勿れ死より甦りし者の如く己を神に獻また肢體を義の器となして神に事ふべし十四蓋なんぢら恩の下に在て律法の下に在ざれば罪ハ爾曹に主となること無れば也十五然らば如何我等恩の下に

在て律法の下に在ざるが故に罪を犯すべき非ず十六なんぢら身を獻げ僕となり誰に従ふとも其從ふ所の僕たるを知ざるか或ハ罪の僕とならば死に及び或ハ順の僕とならば義に及ばん十七然ども我神に感謝す爾曹ハ素罪の僕たりしかども今ハ既に授られし所の教の範に心より服ひて十八罪より釋され義の僕となれば也十九我いま人の言を藉て言るハ爾曹が肉體よわき故なり爾曹の肢體を獻て汚穢惡の僕となり惡に至りし如く今また其肢體をささげ義の僕となりて聖潔に至るべし二十蓋なんぢら罪の僕なりし時にハ義に事されば也二爾曹いま恥る所のことを行ひし其とき何の果を得たりしや此等のこと終ハ死なり二三然ど今罪より釋されて神の僕となりたれば聖潔に至るの果を得たり且うの終ハ永 生なり二三罪の償ハ死なり神の賜ハ我儕の主イエスキリストに於て賜はる 永 生なり

兄弟よ我いま律法を知る者に言ん律法ハ人の畢 生うの主たるを知らざる乎二夫ある婦ハ律法の爲に夫の生る問ハうれに繋るれど夫しな

其律法より釋さる三然夫の生る間に他の人に適が淫婦と稱ふべし若し
 夫しなば其律法より釋さるるが故に人に適も淫婦に非ず四然れば我兄
 弟も爾曹もキリストの身により律法に就て殺されしもの也これ別人すな
 へら死より甦され給ひし者に適て神の爲に果を結ばんとなり五われら肉
 に在し時ハ律法に因る罪の怒われらの肢體に動きて死の爲に果を結べり六
 然ども今われら繋る者に於て死たれば律法より釋され儀文の舊様に由す
 法の新様に由て事ふ七然らば我儕何を言べきハ律法の罪なるや非ず律
 法に由されば我罪の罪たるを識となし夫律法に食る勿れと言されば我食
 慾の罪たるを識さる也八而して罪ハ誠の機に乗て我中に各様の貪慾を起
 せり律法なければ罪ハ死るもの也九われ昔し律法なくして生たれを誠命さ
 たりて罪ハ活へり我ハ死り十斯て人を生さん爲の誠ハ反て是われを死
 しむる者となれり十一何となれば罪ハ誠の機に乗て我を誘し其誠を
 もて我を殺せり十二爾律法ハ聖し誠も聖く公義かつ善也十三然ら

善なる者われを死しむるが非ず死しむる者ハ罪なり罪ハ善なる者をもて我
 を死しむれば其罪たること現れ亦誠に由て罪の甚しきと現るる
 也十四爾律法ハ愛なる者我儕ハ知されど我ハ肉ある者にして罪の下に
 賣れたり十五蓋わが行ふ所の者ハ我も之を是とせず我が願ふ所のもの我
 れを行す我が惡む所のもの我これを行為あり十六若われ願ふ所のもの我
 不時ハ律法を善とす十七然らば今より之を行ふ者ハ我に非ず我に居る
 の罪なり十八善なる者の我すなへち我肉に居るを知るハ願ふ所われに在
 る所善を行ふことを得されば也十九われ願ふ所の善ハ之を行はず反て願
 する所の惡ハ之を行へり二十若われ願ふ所の善ハ之を行ふ者ハ我に
 非ず我に居る所の罪なり二十一是故に我善を行へん欲ふさきに惡の我に
 在る此一の法あるを覺ゆ二三蓋われ内なる人に就てハ神の律法を樂めど
 も二三わが肢體に他の法ありて我心の法と戦ひ我を擧にむて我が肢體の
 中に在る罪の法に従はするを悟れり二十四噫われ困苦人なる哉この死の體

より我を救へん者ハ誰ゾヤニ五是われらの主イエスキリストなるが故に
神に感謝す然バ我みづから心にてハ神の法に服ひ肉にてハ罪の法に服ふな
り

是故にイエスキリストに在るものハ罪せらるゝ事なしニウハ活す靈
の法ハイエスキリストに由て罪と死の法より我を釋せば也ニウハ律法の
肉に由て荏弱うの能ざる所を神ハ爲たまへり即ち己の子を罪の肉の状さ
して罪のために遣し肉に於て罪を罰しぬ四ウレ律法の義ハ肉に從へて靈に
從ひて行ふ我儕に成就せんが爲なり五肉に從ふ者ハ肉の事を念ひ靈に從
ふ者ハ靈の事を念ふ六肉の事を念ふハ死なり靈の事を念ふハ生なり安なり
七ウハ肉の事を念ふハ神に乖るが故なり是神の律法に服はず又服ふこと
能ざるに因ハ而して肉に在る者ハ神の心に適ふこと能はず九もし神の靈な
んぢらに住バ爾曹ハ肉に在で靈に在ん凡ウキリストの靈あき者ハキリスト
に屬する者也十若キリスト爾曹に在バ體ハ罪に縁て死魂靈ハ義に縁て

生んヤ一若イエスを死より甦らしむ者ハ靈爾曹に住バキリストを死より
甦らしむ者ハ其なんぢらに住ころの靈を以て爾曹ハ死べき身體をも生
すべし十二是故に兄弟よ我儕肉の爲に負ころ有て肉に從ひ役る者に非
す十三もし肉に從ひ役なバ死べし若し靈に由て身體の行爲を滅さバ生べし
十四凡ウ神の靈に導かるゝ者ハ是すまハ神の子なり十五爾曹が受し靈ハ
奴たる者の如く復び懼を懷く靈に非すアバ父さよぶ子たる者の靈なり十六
聖靈みづから我儕の靈と偕に我儕が神の子たるを證す十七我儕もし子たら
バ又後嗣たらん即ち神の後嗣にしてキリストと偕に後嗣たる者なり我儕も
し彼と偕に苦を受なバ彼と偕に榮をも受べし十八われ意ふに今時の苦
ハ我儕に顯れん榮に比ぶべきに非す十九ウレ受造者の切望ハ神の諸
子の顯れんことを俟るなり二十ウレ受造者の虚空に歸せらるゝハ其願ふ
所に非す即ち之を歸する者に因りニ一また受造者みづから敗壞の奴たる
ことな脱れ神の子諸の榮ある自由に入んことを許れんとの望を有されたり

三 萬の受造者ハ今に至るまで共に歎き共に勞苦こそあるを我儕ハ知
 三三 たら此等のもの耳ならず聖禮の初て結べる實を有る我儕も自ら心の
 中に歎て子と成人こそ即ち我儕の身體の救れんことを俟 二四 我儕の救を得
 の望によれり然る望を見れば亦望みし既に見ざるもの者ハ何で尙これを望
 んや 二五 若われら未だ見ざる者を望まば忍て之を待てし 二六 聖靈も亦われ
 らの荏弱を助く我儕の祈るべき所を知らざれども聖靈みづから言がたきの儕
 歎を以て我儕の爲に祈ぬ 二七 人の心を察たまふ者ハ聖靈の意をも知り蓋神
 の心に選ひて聖徒の爲に祈れば也 二八 また凡の事ハ神の旨に依て召れたる
 神を愛する者の爲に悉く働きて益をなすを我儕ハ知り 二九 うれ神ハ預じ
 め知たまふ所の者を其子の狀に效せんを預じめ之を定む此ハ其子を多の
 兄弟の中に嫡子たらせんが爲なり 三〇 又あらかじめ定たる所の者ハ之を
 召き召たる者ハ之を義とし義としたる者ハ之に榮を賜へり 三一 然ハ此等の
 事に於て何を言ん若し神われらを守らば誰か我儕に敵せん乎 三二 己の子

を惜ずして我儕衆の爲に之を付せる者ハ豈われに併て萬物をも我儕に賜さ
 らん乎 三三 神の選たる者を認ん者ハ誰がや義とする神なる乎 三四 罪を定る
 者ハ誰がや死て復よみがへり神の右に在て我儕の爲に禱告し給ふキリスト
 ある乎 三五 キリストの愛より我儕を絶らせん者ハ誰がや思難あるか或ハ
 困苦ハ迫害ハ飢餓ハ裸程ハ危険ハ刀劍なる乎 三六 是われら終日なんぢの爲
 に死に付され居られんとする羊の如くせらるる也 録されたるが如し 三七
 然ども我儕を愛める者に頼すて此等の事に勝得て餘あり 三八 うハ或ハ
 死あるひハ生あるひは天 使あるひは執政あるひは有能あるひは今あ
 る者あるひは後あらん者 三九 或ハ高き或ハ深また他の愛造者ハ我儕を
 我主イエスキリストに頼る神の愛より絶らすること能ざる者あるを我
 ハ信ぜり

我キリストに屬る者なれば我が言ハ眞にして偽なし且わが眞
 心聖靈に感じて 二我に大なる愛ある事と心に耐ざるの痛ある事を證す

三若わが兄弟わが骨肉の爲にならんには或ハキリストより絶れ沈淪に至らんも亦わが願なり 四彼等ハイスラエルの人なり神の子なる事また榮光また盟約また律法を立られし事また祭儀また約束は皆われらに屬り五列祖ハ是れらが先祖なり肉體に因て言ハキリストも亦彼等より出りけれハ萬物の上に在て世々讚美を得べき神なりアメン 六今いへる所ハ神の言の廢れり謂に非ず蓋イスラエルより出る者こそなくイスラエルに非ず七亦アブラハムの苗裔なればさて悉く其子たるに非ず惟イサクより出る者なり 八苗裔と稱らるべしと録されたりハ即ち肉に由て子たる者これらハ神の子たるに非ず惟約束に由て子たる者ハ其苗裔とせらるる也 九期いたらば我來らんサラに男子あるべし是約束の言なり 十此耳ならず亦リベカ我儕の先祖イサク一人に從ひて二子を孕しとき 十一其子いまだ生れず亦善惡を行ざれと神の選たまひし聖旨ハ變ることなく行に由て召に由を彰さんさて 十二長子の幼子に服んさりベカに言たまへり 十三録して我ハヤコ

アを愛しエサリを惡めりと有が如し 十四然らば我儕なにを言んや神に不義なる所あるや有ことなし 十五神モ一に曰われ矜恤ん欲ふ者を矜恤われ憐憫ん欲ふ者を憐憫ん 十六然ば願ふ者にも超る者にも由ず惟めぐむ所の神に由り 十七聖書の中に神パロに我なんぢを立るハ特に爾をもて我が權能を顯し又わが名を徧く世界に傳んが爲なりと示し給へり 十八然ば神ハ憐憫ん欲ふ者をあわれみ剛愎にせん欲ふ者を剛愎にせり 十九然ば爾われに言ん神何ぞなほ人を責るや誰か其旨に逆ふことを爲ん 二十嗟人よ爾何人なれば神に言逆ふや造れし物ハ造し者に向て爾何故に我を如此つくりしと云へけん乎 二一陶人ハ同じ塊をもて一の器を貴く一の器を賤く造の權あるに非ずや 二二もし神怒を彰し其能力を示さん爲に滅亡に備れる器を永く耐忍することなし 二三また榮光に預じめ備し矜恤の器に其榮の豊盛なるを示さんせば我儕何の言こと有んや 二四この矜恤の器即ち我儕召れし所の者ハ第二エドヤ人のみならず亦異邦人の中より召れた

二五 神ホセヤの誓に我ハ我民ならざりし者を我民と稱ハ愛せざりし者を
 愛する者と稱シ 二六 又なんぢら我民ならずと言れたりし其處の彼等も活
 神の子と稱らるべしと言ふ如し 二七 イザヤもイスラエルに就て呼り曰け
 るハイスラエルの子の數ハ海の沙の如なれども救ふる者ハたゞ僅々ならん
 二八 神ハ義をもて其言を斷之を成竟るべし蓋もたゞ給ふ所の事ハ主
 速かに此地に行ふべければ也 二九 また前にイザヤ言て若萬群の主われら
 に裔を遺ざりしならん我儕も己にソドムノ如ならん又エモラに同からん
 有が如し 三〇 然る儕我何ぞか言ん義を追求めざる異邦人の義を得たり是す
 ならち信仰に由る所の義なり 三一 然る義の律法を追求めしイスラエルの
 義の律法に追及ざりき 三二 此ハ如何なる故う彼等ハ信仰に由り行に由て
 追求めんさせしほごに 三三 石に蹴たれば也 三三 視よわれ 石また
 踏ミシヤンに置ん凡て之を信する者ハ辱められじと録されたるが
 如し

兄弟よ我心に願ふ所ニ祈る所ハイスラエルの救れんこと
 也 二 彼等ハ神に熱心なることハ我證す然ども其熱心ハ智識に由り非ず
 三 彼等ハ神の義を識す己の義を立んことを求て神の義に服ハざる也 四 凡て
 信する者の義とせられん爲にキリストハ律法の終となれり 五 モーセ律法に
 由る義を指てハ之を行ふ者これに由て生を得べしと録したり 六 然る信仰に
 由る義ハ如此いへり爾 心にキリストを誘ひ下らん爲に誰か天に昇らんこ
 言こと勿れ 七 又キリストを死し者の中より誘ひ還らん爲に誰か陰府に降ら
 んと言こと勿れ 八 然る何ぞ言るが道ハ爾に近く爾の口にあり爾の心にあり
 是すもハち我儕が宣る所の信仰の道あり 九 蓋もし爾口にて主イエスを
 認ハし又爾 心にて神の彼を死より甦らしむを信せば救るべし 十 若
 人ハ心に信じて義とせられ口に認ハして救るる者なり 十一 聖書に凡て彼
 を信する者ハ辱められじと云り 十二 エマヤ人ヨギリシヤ人の別なし蓋凡
 ての者の主ハ惟一なればなり凡ち之を願求る者ハ恩を豐盛にし 十三

凡て主の名を願ふ者ハ救はるべし十四 然バ未だ信ぜざる者を何で願ふ
 るとを得んや未だ聞ざる者を何で信することを得んや未だ宣る者あらず
 何で聞とを得んや十五 もし道されずバ何で宣ることを得んや録して和
 平なる言を宣また善事を宣る者の其足ハ美しき哉とあるガ如し十六 然と
 悉く福音を聽從しに非ずイザヤ會て主ヨ我儕ガ宣る所を信ぜし者ハ誰
 乎と云り十七 然レバ信仰ハ聞よりいで聞とこそハ神の道に由るなり十八 わ
 れ聞ん彼等ハ未だ聞ざりしか聞り其聲ハ遍く世界に出ろの言ハ地の極にま
 で及べり十九 我また聞んイスラエルハ知ざりしか知り遂にモーセ云われ民
 に非ざる者をもて爾曹を嫉妬せん又愚なる民をもて爾曹を怒らせんこ
 二十 イザヤ禪ることなく言けるハ我を尋ざりし者に我あへり問ざりし者
 に我あらへれぬ 二一 又イスラエルに就てハ我終日手を擧て悻り願はざる
 民に向へり云は也

然バ我ハ人神ハ其民を棄しや決て然らず何となれば我も亦イ

イスラエルの人アブラハムの裔ニヤミンの支派なり二神ハ其預じめ知給
 ふことこの民を棄ざりき爾曹ニリヤについて聖書に載たる事を知ざるガ
 彼イスラエルの神に訴曰けるハ三主よ彼等ハ爾の預言者を殺し爾の祭壇
 を毀てり只われ遺れしに又我命をも求んとする也 四 然るに何と神ハ答
 給ひし乎われ自己の爲にバアルに跪つゝさざる者七千人を存せり五 是の
 如く今もなほ恩の選に由て遺れる者あり六 もし恩に由り功にハ由ざるな
 り否されバ恩ハ恩たらす若し功に由り恩に非ず否されバ功ハ功たら
 ざる也七 然バ何を言んイスラエルの其求る所を得ず選れし者ハ之を得て
 遺れし者ハ頑せられたり八 神ハ今日に至るまで彼等に頑き心見ざる目聞
 えざる耳を予ふと録されしが如し九 亦ダビテ曰けるハ彼等が筵席ガハリて
 機檻さなれ網羅さなれ礙物さなれ其報さなれ十 彼等の目を瞶して見し
 めす其背を常に屈しめよ十一 然バ我ハ人神等が蹶ハ倒に及しや然ら
 ず反て彼等が錯失により救ハ異邦人に及べり是イスラエルを激させんガ爲

なり十二若かれらの錯失世の富となり其衰異邦人の富とあらんに況
て彼等の盛なるに於てをや十三我なんぢら異邦人に言ん我ハ異邦人の
使徒なるが故に我職を敬重せり十四是わが骨肉の者を如何してか激し其
中より數人を救んが爲あり十五若かれらの棄らるゝと世の復和ならん
其收納さるゝ死たる者の中より生るに同からず乎十六もし舊新のパン
きよからば凡のパンも亦潔もし根きよからば枝も亦潔かるべし十七もし
幾數の枝を折れたるに爾野の橄欖なるうれを其中に接れ共に其根により共
に其汁漿を受るならん十八原の枝に向ひて誇る勿れ假令ほこるも爾ハ根
を保す根ハ爾を保てり十九然ば爾枝の折れたるハ我が接れん爲なりと言
ん二十然と彼等の折れたるハ不信仰により爾が立るハ信仰に因なれば誇る
と勿たさ戒懼よ二一蓋神もし原樹の枝をさへ惜ますば恐くハ爾をも惜ま
じ二三然ば神の慈さ嚴なるを觀よ其嚴あるとハ贖者に
顯れぬ爾慈に居る其慈ハ爾に在ん然されば亦爾も祈離さ

るべし二三もし不信仰に居すば彼等も亦接れん神ハ能これを接得れば也
二四爾もし本りまされつきたる野の橄欖より折れ其生稟に反て嘉橄欖に
接れたらんにハ况て原樹の枝ハ己が其橄欖に接れざらん乎二五兄弟よ
我爾曹が自己を智とする事無らん爲に此奥義を知ざるを欲まず即ち幾分
のイスラエルの頑梗ハ異邦人の數盈るに至らん時まで也二六然てイスラエ
ルの人悉く救るを得ん録して救者ハシオンより出てヤコブの不虔を
取除かん二七且らの罪を救す時に我かれらに立ん所の誓ハ此也さ有が如
し二八福音に就てハ爾曹の益の爲に彼等ハ憎まれ選擇に就てハ先祖の故に
よりて彼等ハ愛せらるゝ也二九うハ神の賜さ召し易るゝさなきに因 三十
昔なんぢらハ神に背しが今彼等が背るに由て爾曹が憐れを受たるが如く
三十一今かれらの背るハ爾曹の矜恤を蒙るに因て亦矜恤を受んため也三二
うれ神ハ衆人を憐れまんが爲に感これに不服の中に入らこめり三三あ
神の智識の富ハ深か其審判ハ測り難く其踪跡ハ索れ難し三四孰か主の

定に逆くなり逆者自ら其審判をうくべし三有司の善行の畏に非ず惡
 行の畏なり爾權を畏ることを欲ふ乎た善を行へ然彼より畏を獲ん
 四彼爾に益せん爲の神の僕なり若し惡を行へ畏れ彼徒らに刃を操す
 神の僕たれば惡を行ふ者に怒をもて報ゆる者なり五故に之に服へ惟怒に
 縁のみ服す良心に縁て服ふべし六是故に爾曹貢を納ふ彼等ハ神
 の用人にして常に此職を司せり七なんぢら受べき所の人への之に予
 り貢を受べき者への之に貢し税を受べき者への之に税し畏るべき者への畏
 れ敬ふべき者への之を敬へ八なんぢら互に愛を貢のほ凡の事を人に貢こと
 勿れ蓋人を愛する者ハ律法を完全すれば也九うれ奸淫する勿れ殺す勿れ竊
 む勿れ妾の證を立る勿れ貪る勿れと曰る此餘なほ誠あることも己の如く
 爾の隣を愛すべしと曰る言の中に包たり十愛ハ隣を害ハす是故に愛ハ
 律法を完全す十一此の如く行へし我儕ハ時を知り今ハ寐より寤べきの時な
 り蓋信仰の初より更に我儕の救ハ近し十二夜すでに決て日近けり故に我

儕暗昧の行を去て光明の甲を衣へし十三行を端正して晝あゆむ如くすべ
 し鬢髮醉酒また奸淫好色また爭鬪嫉妬に歩むこと勿れ十四惟なん
 ぢら主イエスキリストを衣ふ肉體の欲を行ハんが爲に其備をなすこと
 勿れ

第十四章 信仰の弱き者を納ふ然そ其意ふ所を詰る勿れ二或人の凡の物を
 食ふべしと信じ或人の弱して只野菜を食へり三食ふ者の食ざる者を藐視る
 こと勿れ食ざる者の食ふ者を審判する勿れ神これを納れば也四なんぢ何人
 なれば他人の僕を審判するハ彼の或ハ立あるひハ倒るること其主に由り彼
 また必ず立られん神ハ能くこれを立得れば也五或人の此日を彼日に愈れりこ
 し或人の諸日もみな同とす各人みづから定て其心を堅すべし六日を守
 る者も主の爲に守り日を守らざる者も主の爲に守らす食ふ者も主の爲に食
 へり蓋神に謝する事をすればなり食ハざる者も主の爲に食ハす此また神に
 謝する事をせり七我儕のうち己の爲に生ものれの爲に死る者なし八蓋われ

ら生るも主の爲にいさ死るも主の爲に死この故に或ハ生あるひハ死るも我
 儕ハみな主のもの也九夫キリストの死て復生し即ち生者と死者の主
 さあらん爲あり十爾あんぢ其兄弟を審判するや何ぢ其兄弟を藐視るや
 我儕ハ皆キリストの臺前に立べき者なり十一録して主の曰たまへるハ我ハ
 活る神すべての膝ハ我が前に屈り凡の舌ハ我を讚美すべし有が如し
 十二是故に我儕ものく己の事を神に訟ふべし十三然ハ我儕たがひに審判
 すること勿れ寧ろ兄弟の前に絆 跌あるひハ妨 礙を置ざらんを
 定むべし十四我ハ主イエスに由て凡のもの潔からざるなきを知りつ之を信
 す然と人もし不潔と惡ハ其人に於てハ即ち潔からざる也十五爾もし食
 物の爲に兄弟を愛しめ其行ふところ愛の道に合はずキリスト彼の爲
 に死に玉ひたれば汝 食物に因て彼を滅すこと勿れ十六爾曹の善を以て
 人に勝るること爲なけれ十七ろハ神の國ハ飲食に非ず惟義と和と聖靈
 に由る歡樂にあり十八此の如してキリストに事する者ハ神の心に適また人

に善とせらるる也十九是故に我儕人と和睦せんこと相互に徳を建んこ
 ごとを追求べし二十食物に因て神の成る所を毀んこと勿れ凡の物も潔
 し然ども之を食ふて人を礙かする者ハ惡ならん二肉を食ふ酒をのむ
 何事に由す爾の兄弟を倒し或ハ礙かせ或ハ懦弱するハ宜らざる也三
 人ぢ信あるハ己これを神の前に守り其許とする所を以て自ら審判する事な
 き者ハ福なり三疑者もし食ハ罪に定めらる是信仰に由て食ハざ
 れバ也すべて信仰に由てせざる者ハ罪なり
 然ハ我儕強者ハ強からざる者の懦弱を責て己の心に悦ばざ
 るをも爲べき事也二我儕ものく隣の徳を建んために善をもて之を悦が
 すべし三キリストすら尙ものれを悦ばす事をせざりき蓋なんぢを誘る者の
 毀謗ハ我に及べり録されし如し四従前より録されたる所ハ皆われらに訓
 て聖書の忍耐と安慰との言に藉て望を得させん爲に録せる也五忍耐と安慰
 を予ふる神の爾曹にイエスキリストを效たがひに心を同うする事を予て六

爾曹をして心を一にし口を一にし神すあひち我儕の主イエスキリストの父
を讚美し崇め給はん事を願へり是故にキリスト神を崇め給はん爲に我儕を
納るが如く爾曹も互に納べし我いはん神の眞理の爲にイエスキリストハ
割禮の役となり先祖に約束し給ひしことを堅固せり九また異邦人も其矜
恤に由て神を崇め給はん是故に我異邦人の中に在て爾を崇め給はん名を
讚美すべしと有が如し十また異邦人も主の民と共に善ぶことを爲よと云り
十一 萬邦も主を讚ふべし萬民も主を切に頌ふべしと云り十二 又イ
ザヤ云らくエツサイの根めざし異邦人を治めんことを爲もの興んす異邦人
みな之に頼ん十三 望を予ふる神の爾曹をして聖靈の能に由るの望を大に
せんが爲に爾曹の信仰より起る諸の喜樂と平康を充しめ給はんことを願へ
り十四 わが兄弟よ我なんぢらが仁慈に滿すべとの智に充て互に勸得るこ
とを信す十五 然ども兄弟よ我なほ爾曹に憶起させんがため憚らずして
略なんぢらに書なくれり是神の我に賜ふ所の恩に因り十六 即ち異邦人の

爲にイエスキリストの僕となりて神の福音の祭をなし獻る所の異邦人を聖
靈に由て潔まらしめ神の福音に適せん爲なり十七 是故に我神の事に就てハ
イエスキリストに由て誇る所あり十八 何となればキリスト我を助て異邦
人を順從せめん爲に休徵と奇跡の能と神の靈の能を顯し言を行さ
を以てエルサレムより徧くイルリコに至るまで其福音を傳させ給ひしこ
この他の一の言をも我敢て曰ざるあり十九 且われ慎みて他人の置し土基に
建じしイエスの名の未だ稱られざる所に福音を宣傳たり二十 未だ彼に就
て傳を得ざる者を見べく未だ聞ことを得ざる者ハ悟るべしと録されたるが
如し二十 是故に屢々阻られて我なんぢらに詣んことを得ざりき二十三 今この
地に傳へべき處を我年來なんぢらに往んことを願ふ故に二十四 ロスパニヤ
に赴かん時に爾曹に就るべし蓋經過さきに爾曹に遇はざりて意に満足ことを得
て又なんぢらに送られんことを望む也二十五 然る今われ聖徒を助けん爲にエ
ルサレムに往んす二十六 マケドニヤとアカヤの人々エルサレムの置き聖徒

の爲に供給をすることを喜ばせり。彼等悦びて之をなす。其資を
 る有るが故なり。蓋異邦人も、彼等に屬するを喜ばらんに、其身に屬するを以
 てまた彼等に事ふべき也。是故に我の事を、此果を付して、彼等なんぢ
 らに由て、ロスパニヤに往ん、ニルわれ、爾曹に往時、キリストの福音の満たる
 恩を以て、爾曹に至らんことを知り、三十兄弟、我等の主イエスキリストに
 より、聖靈の愛に縁て、爾曹に勸む願く、我と共に力を竭して、我ために、神に祈
 ることを爲す。三蓋わがユダヤにある不信者より、拯かり、且エルサレムに赴
 く供事を、聖徒の心に適せ、三また神の旨に、循ひ、歡びて、爾曹に、語り、偕に安慰
 を得んがため也。三平安の神なんぢら衆、人と共に在さんことを願ふア
 メン

我ケンクレアにある教會の執事なる我等の姉妹、フイベを、爾曹に
 薦む。なんぢら聖徒の行へき如く、主に縁て、彼を、其需る所へ之を助ふ。彼
 衆も、ほくの人を助ふ。また我をも、助く。三請、プロスキラ、ミアクラに安を問われら

ハイエスキリストに屬て、我と共に勸る者あり。またわが命の爲に己の頭を、
 の下に置り、惟われ、而已ならず、異邦人の凡の教會も、また彼等に感謝せり。五
 又、その家にある教會にも、安を問ふ。また我が愛する所の、エパイ子トに安を問
 われ。アシアに於て、キリストの初に結べる實なり。六我等の爲に、多の苦勞な
 せしマリヤに安を問ふ。また我と共に、囚人となりし我が親戚なる、アンテロニ
 コ、シエニヤに安を問われ。使徒等の中に、名聲ある者なり。我に先ちて、キリ
 ストに居し者なり。スキリストに在て、我が愛するアンピリアトに安を問九。キ
 リストに屬て、我儕と共に、勤るサル、モノ又わが愛するスタクに安を問十。キリ
 ストに於て、鍛鍊なる、アペレに安を問。アリストプロの家、の若に安を問十一。わ
 が親戚なる、ヘロデオナに安を問。ナルキノの家なる、主に在る者等に安を問
 十二。テル、パイナ、ミテル、ボサに安を問。彼等、主に於て、苦勞せし女なり。又愛
 せらるる、メルシーに安を問。われ、主に居て、多く苦勞せし女なり。十三。主に選
 れし、ルボ、其母に安を問。われ、母の即ち我母なり。十四。アスキ、リト、ピリ

エンノパトロスノレメ又彼等と偕にある兄弟に安を問十五ピロ
 ヲシユリヤ子リオ其姉妹又オレンバ及び彼等と偕なる諸の聖徒に
 安を問十六爾曹よき接吻をもて互に安を問キリストの諸の教會なんぢ
 らに安を問リ十七兄弟よ我なんぢらに勸む凡る爾曹が學ぶ所の教に反
 きて争ひ分たせ又曠かする者を視さめて之を避よ十八此の如き者ハ我儕
 の主イエスキリストに服す己の腹につかふる者なり又言を巧にし媚語
 ひて質朴なる者の心を欺くなり十九然と爾曹の順従ること衆人に傳揚た
 れば我なんぢらの爲に喜べり我なんぢらが善に智く惡に愚ならんことを願
 ふ二十平安の神なんぢらの足の下に於てサタンを速かに碎くべし我儕の主
 イエスキリストの恩なんぢらと偕に在んことを願ふ二一我と共に勤るテモ
 チ我が親戚ルキヤソソシパテロより爾曹に安を問リ二三此書を書る
 テリテオ我キリストに於て爾曹に安を問二三我と全會の寓主がヨス爾曹
 に安を問リ二四庫司エラストまた兄弟クワルト爾曹に安を問リ二四

我儕の主イエスキリストの恩なんぢらと偕に在んことを願ふアメン二五世
 の威ざりし前より隠蔽たりしわが萬國の民をして信じ服はしめんが爲いま
 窮なき神の命に遵ひ預言者の書に因て顯れし其奧義に循ひて我つたふる福
 音および我が説きこころのイエスキリストの教訓を照し爾曹を堅固すること
 を得ものニ二七即ち獨一睿智神に榮光歸なくイエスキリストに由て在
 んことを願ふアメン

新約全書羅馬書終

新約全書使徒パウロコリント人に贈れる前書

及び兄弟ソステテニ書をコリントにある神の教會即ちキリストイエ
 スに在て潔られ召れて聖徒となれる者および彼等の處にも我儕の處にも
 諸處に於て我儕の主イエスキリストの名を願者にまで贈る三ふんぢ
 ら願く我儕の父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ
 ○四イエスキリストに在て爾曹が賜りし神の恩寵について我恒に爾曹の爲
 に我神に感謝す蓋なんぢら彼に在て諸事すなはち凡の教訓と凡の知識
 に富んことを得たれば也六是キリストの證なんぢらの中に堅せられしに因て
 斯て爾曹の賜れる所の恩寵かくることを多く我儕の主イエスキリストの願れ
 んことを俟りし神の終まで爾曹を堅し我儕の主イエスキリストの日に於て
 爾曹に責なからしむ九の神の誠信なり彼なんぢらを召て其子われらの主
 イエスキリストの交際に入しめ給へり○十兄弟よ我儕の主イエスキリス

れて爾曹の智慧また義また聖また賢と爲たまへり三一 然して 誘者の主
に因て誘るべしと在り如し

兄弟よ我靈に爾曹に到りし時も言の智慧の美たるを以なんぢら

に神の證を傳せりき 蓋われイエスキリストと彼の十字架に釘られし事の

外ハ爾曹の中に在て何れも知まじと意を定められ也 三我なんぢらと僱に

居し時ハ弱かつ懼また多く戰慄り 四我言し所また我宣し所ハ人の智慧の

婉 言を用ぬす唯 靈の證を用ぬたり 五蓋なんぢらの信仰をして

人の智慧に由す神の能に由しめん欲ばなり 六然ども我僱全き者の中に智

慧を語る是の世の智慧に非す亦此世の有司 廢らんとする者の智慧に非

す 七我僱の語る所ハ秘密たりし神の奧義の智慧なり此ハ創世の先より神

の預じめ我僱をして榮を得しめんが爲に定め給ひしもの也 八此世の有司に

之を識もの一人もなし若し識が榮の主を十字架に釘ざりしならん 九録して

神の己を愛する者の爲に備へ給ひしものハ目いまた見す耳いまた聞す人の

心いまた念ざる者なりと有り如し 十然と神ハ其 靈をもて之を我僱に顯せ

り 靈ハ萬 事を究 知また神の 深事をも究知るあり 十一 人の情ハ其

内にある靈の外に誰か之を知んや此の如く神の情ハ神の靈の外に知ものな

し 十二 我僱の愛し 此世の靈に非す神より出る靈なり是神の我僱に賜し

所のものを知べき爲なり 十三 且われら此事を語るに人の智慧の教る所の

言を用ぬす聖靈の教る所の言を用ぬるなり即ち靈の言を以て靈の情に

當るなり 十四 性來のまゝなる人の神の靈の情を受す是われに愚なる者

と見ればなり又これを知こそ能はず蓋 靈の情ハ靈に由て辨ふべき者なる

が故なり 十五 然と靈に屬るものハ萬 事を辨へ知まかして己ハ人に辨へ

知るこそなし 十六 誰か主の心を知て主を教る者有んや然と我僱ハキリス

トの心を有り

兄弟よ我さきに爾曹に語れるこそ靈に屬る者に語るが如くする

能はず惟内に屬る者の如く亦キリストに在る赤子に語る如くせり 三われ爾

暫に乳を嚼しめて堅き物を予ざりて爾曹食ふこと能はざればなり今も尙
 あたりず三蓋なんぢら尙肉に屬る者なれば也なんぢらの中に嫉妬と紛争あ
 り此なんぢら肉に屬て人の如く行ふに非ずや我ハバツロに屬われハアポ
 ロに屬さいふ者のあるハ此なんぢら肉に屬るならず乎五バツロハ雖アポロ
 ハ雖われらハ惟あの一に賜れる恩に隨ハ爾曹をして信ぜしめんさて勤
 る者なるの外なし然ハ我ハ種アポロハ濫ぐ長る者ハ惟神なり七種も
 の濫ぐ者も數るに足す惟費きハ長る所の神なりハろれ種者も濫ぐ
 者も異なることなし各々功力に循ひて其賞を得べし我儕ハ神と共に
 働く者なり爾曹ハ神の田神の室なり十神の我に賜し恩に循ひて我賢
 き工師の如く既に基礎を置たり今ハかの人ろの上に建いか其上に建べき
 乎あの一ノ價て爲べし十一ろハ置給ひし基礎の外に雖も基礎を置ること
 能はざれば也この基礎ハ即ちイエスキリストなり十二も人この基礎の上に
 金銀寶石木草禾稊を以て建たば十三各人の工ハ明かならん夫日これを

顯す可ればなり此ハ火にて顯れん其火あの一ノ工の如何を試むべし十四
 若ろの建る所の工たもたハ賞を得十五若ろの工ヤかれあハ損を受されど已
 ハ火より脱出する如く終にハ救れん十六爾曹ハ神の殿にして神の靈なん
 ぢらの中に在すことを知る乎十七もし人神の殿を毀たば神これを毀たん
 蓋神の殿ハ聖ものなれば也この殿ハ即ち爾曹なり十八誰も自ら欺く勿れ
 若なんぢらの中に此世に於て智慧ありと意ふ者あらハ智者さならん爲に愚
 になるべし十九蓋この世の智慧ハ神の前に愚なればなり録して云く神ハ
 智者を其みづひらの論計に因て拘ふ二十また云く主ハ智者の思念を虚さし
 のご知たまふニ然ハ誰も人に誇る勿れ萬物ハ爾曹の物なり二三或ハバツ
 ロ或ハアポロ或ハクバ或ハ世界あるハ生あるハ死あるハ今
 もの或ハ後のものは是みな爾曹の屬なり二三爾曹ハキリストの屬キリストハ
 神の屬なり

第四章 人宜く我儕をキリストの役者の如く神の典義を司とる家宰

の如く意ふべし又この世に在て家筆に求る所の其忠信ならんこと也
 三われ爾曹に審判れ或一人に審判るること尤も細事となす我も自己
 を審判す我みづから省るに過あるを覺す然も此に因て義せられ
 す我を審判者ハ主なり五然ハ主の來らんときまで時いまだ至らざる間ハ審
 判する勿れ主ハ幽暗にある隠たる情を照し心の計謀を顯さん其時
 神より譽を得べし六兄弟よ我なんぢらの爲に此等の事を我アポロ
 に比へたり此ハ我儕の事により爾曹をして録されし所に過て人を思議へか
 らざる事を學ばせ彼に従へんとて之に逆ひ各誇をなからしめんためな
 り七爾をして人に異ならしむる者ハ誰ハ爾ハ何の受領ざる物を有ハ若これ
 を受領ハ何ガ受領ざる如く誇ハ爾曹すでに飽なんぢら既に富リ爾曹われ
 き憐ならずして王たり我實に爾曹ガ王たらん事を願ふ蓋われも爾曹と偕
 に王たらんガ爲なり九われ意ふに神ハ我儕使徒を死に定られし者の如く未
 の者として顯し給へり蓋われらハ字宙のもの即ち天の使ふよび人々に觀玩

にせられたれば也十我儕ハキリストの爲に愚なる者となり爾曹ハキリスト
 に在て智き者となれり我儕ハ弱く爾曹ハ強し爾曹ハ貴く我儕ハ賤し十一今
 の時に至るまで我儕ハ飢また渴また裸また撻れ斯て定れる住處なく十二勞
 りて手づから工をなし嘗らるることなきハ祝し嘗らるることなきハ忍十三請らるる
 ことなきハ勸をなせり我儕今に至るまで世の汚穢また萬の物の塵垢の如し十四
 我なんぢらな愧しめん爲に之を書に非す反て我ガ愛する兒女の如く爾曹を
 敵めんさて也十五爾曹キリストに在て縦ひ師ハ一萬ありとも父ハ多くある
 ことなき蓋われキリストイエスに在て福音を以て爾曹を生ハなり十六是故
 に我なんぢらが我に倣んことを勸るなり十七此に縁て我ガ愛子主に在て忠
 なるテモテを我なんぢらに遣せり彼ハ我キリストに在て教ること即ち遍
 く教會に教る模範を爾曹に記憶さすべし十八爾曹の中われを爾曹に
 至らすとして自ら誇る者あり十九然も主の心に適ハズ我速かに爾曹に至
 り誇る者の其言に非す其能を知んとす二十ハ神國ハ言に在に非す

能に在りたり二爾曹なにを願ふや答を以て我なんぢらに至ることを願ふ
 乎はた愛と柔和の心を以て至ることを願ふ乎
 爾曹の中に姦淫ありと常に聞ゆ其姦淫ハ異邦人の中にも非ざるは
 どの事にて人々の父の妻を有と聞ゆ二なんぢら誇るハ斯る事を行ひし者の
 爾曹の中より黜けられんことを願て痛哭ざる乎三われ身ハ爾曹の中に居す
 と雖も愛ハ居り我をるが如く既に之を行ひし者を審判たり五即ち我儕の主
 イエスキリストの名に頼て爾曹の集らんとき我靈も偕に在て我儕の主イエ
 スキリストの能に託かくの如き者をサタンに交し其肉體を滅し其靈をし
 て主イエスの日に救を得しめんを定たるなり六爾曹の誇るハ宜ろしからず
 少許の麴酵の全國をみな變すを知ざる乎七爾曹ハ麴酵なきが如き者なれ
 ハ舊き麴酵を除きて新しき團塊となるべし夫われらの逾越すなハキリス
 トハ既に宰れ給へり八然ハ我儕舊き麴酵を用すまた惡毒と暴恨の麴酵を用
 す眞實と至誠なる無麴酵を用て節を守るべし〇九われ爾曹に姦淫を行ふ

者も偕に交る勿れと既に書遣れり十然と此世の淫を行ふ者またハ貪婪者ま
 たハ勒索者また偶像を拜む者も交ることを全く禁するにハ非ず若しからば
 爾曹ハ世を離れざる可らず十一我なんぢらに書遣しハ兄弟も稱ふる者
 も淫を行ひ又ハ貪婪またハ偶像を拜またハ詭譎またハ洗滌またハ勒索
 せむ之と共に交ることなく斯る者と共に食することだに爲ざらしめん
 て也十二外にある者を鞠ことハ何ぞ我に與らん爾曹が鞠所ハ内の者に非
 すや十三外にある者ハ神これを鞠く斯る惡人ハ之を爾曹の中より黜くべ
 し

爾曹のうち互に事あるとき聖徒の前に 訟る事をせず敢て義の
 らざる者の前に訟るとをなす者ある乎二なんぢら聖徒の世を鞠んとするを
 知ざらんや世も爾曹に鞠るならバ爾曹至小き事を鞠に足ざる者な
 らん乎三爾曹われらが天の使を鞠んとするを知らんや况や此世の事をや
 是故に爾曹も此世のこゝを鞠んさせバ教會の中にて卑微者を審判の

座に坐しめよ 五我なんぢらに愧しめんさて如此いへり爾曹の中に其兄弟の間の事を鞠き得る智者一人もなからん乎 六然と兄弟と兄弟相訟へ且この事を不信者の前にて爲り七爾曹たひに相訟るにより爾曹のうち誠に過あり爾曹何ぞ此よりも寧ろ不義を受ざるや何う此よりも寧ろ欺を愛する乎 八噫なんぢら不義をなし欺をなす兄弟にも亦これをせし行り九なんぢら義からざる者の神の國を嗣ごことを得ざるを知らざるか 爾曹みづから欺勿れ凡て淫を行ひ又の偶像を拜またの教淫をなし又の男娼となり又の男色を行ひ十又の盜竊またの貪婪またの沈湎またの辱罵またの勒索者など皆神の國を嗣ごことを得ざる也 十一爾曹のうち前に此の如き者ありしかども主イエスの名に頼りて我儕の神の靈に因て洗滌また深り又義と爲ごことを得たり 十二凡の物われに可らざるなし然と凡て益あるに非ず凡の物われに可らざるなし然と我らの一をも我が主とあさす 十三食の腹のため腹の食の爲なり然と神に此も彼も滅すべし身淫を行ふため

に非ず主の爲なり主のまた身の爲なり 十四神すでに主を魅らせ給ふ又その能力を以て我儕をも魅らすべし 十五爾曹の身キリストの肢なるを知らざるか 我キリストの肢を娼妓の肢となして可らんや可らざるなり 十六娼妓に合ものハ彼ご一の體となるを知らざるか 蓋二人のもの一軀となるべしと云給ひたれば也 十七主に合ものハ一靈とあるなり 十八なんぢら淫を避よ人の身を行ふ罪の身の外にあり然と淫を行ふ者ハ己が身を犯すなり 十九爾曹の身ハ爾曹が神より受たる爾曹の衷にある聖靈の殿にして爾曹は爾曹の屬に非ざる事を知ざる乎 二十ハ爾曹は價をもて買れたる者なればなり是故に神のものなる爾曹身に於ても靈魂に於ても神の榮を顯すべし 爾曹なんぢら我に書遺し事についてハ男の女に近ざるを善とす 二然ども淫行を免るる爲に入らぬのく其妻をもち女も各々其夫を有べし 三夫ハ其分を妻になすべし妻ハまた夫に然すべし 四妻ハ自ら其身を主とせざることを得ず夫これを主とせざる此の如く夫も自ら其身を主とせざることを得ず妻

れを主とする 五相共に拒ないれ然と互に意を合せて暫く新婦の爲に別るゝ
 へよし後また共に合へし是サタン爾曹の情の禁さるに乗じて爾曹を誘は
 さらん爲なり 六然と我これ言の命するに非ず許なり 七我の衆人の我こ
 ごとく爲んことを願ふ然と各々神より己の賜を受たり此の如く彼の
 彼の如しハ我いまだ婚姻せざる者および離婦に云ん若わが如くして居る彼
 等に善なり九若みづから制ること能はず婚姻するも可うハ婚姻するハ胸
 の熾るよりも愈れば也 十われ婚姻せし者に命す妻ハ夫に別るゝ勿れ如此命
 するハ我に非ず即ち主なり十一若わらるゝ事あらば嫁す居か或ハ夫と和
 ぐことをすべし夫もまた妻を去べからず十二この外の人に我これをいふ主
 の言に非ず若し兄弟不信なる妻を有るとき妻ともに居んことを願はゞ之
 を去なかれ 十三また婦不信なる夫を有るとき夫ともに居んことを願はゞ
 之を去なかれ 十四うハ不信なる夫ハ妻に由て潔なり不信なる妻ハ夫に由て
 潔なればなり然らず爾曹の子女ハ潔らす然と今ハ潔き者あり十五 不信者み

づから離去ハ其離るゝに任せよ此の如き事あらば兄弟あるハ姉妹つ
 ながるゝ所なし神の我儕を召給へるハ我儕を睡じく居しめん爲あり十六 妻
 不備いハて夫を救ふことを得や否を知らん夫も不備いハて妻を救ふことを得
 や否やを知らん 十七 然と神の各人に 願ふ所また主の各人を召さるゝに
 循ひて此の如く行ふべし我すべての教會に定たるも此の如し十八 割禮あ
 りて召れたる者は割禮を廢る勿れ割禮なくして召れたる者の割禮を受る勿
 れ十九 割禮を受るも何の得ることなく割禮を受ざるも何の得ることなし得ること
 るは惟神の誠を守るにあり二十 各人々の召れし時に在し所の分に止るべ
 しニ一なんぢ奴隷にて召れなば思 煩ふ勿れ然と若し釋さるゝことを得ば
 寧ろ之を受べしニ二 召れて主になる奴隷ハ主につける自主なる者なり此の
 如く召れし自主の者のキリストの奴隷なりニ三 爾曹ハ價をもて買れたる者
 なり人の奴隷となる勿れニ四 兄弟よ各々召れし時に在し所の分に止り
 て神と偕に居べしニ五 處女の事についてハ我いまだ主の命を受ず然と我

主の矜恤を蒙りて忠義なる者を爲たれば我が意を述べし二六今の災に
 因て我婚姻せざるを善とす此の如くなる人に善二七なんぢ妻に繋る
 者なるが然らば釋二八を求る勿れ爾妻の繋なき者なるが然らば妻を求る
 勿れ二八爾もし娶ることも罪を犯すに非ず處女もし嫁するとも罪を犯すに
 非ず然る此の如き者の身の身難に遭入我爾曹をして煩へしむるに忍す
 二九兄弟よ我これを言ん今より後の時の時ハ蓋妻を有る者の有るが
 如く三十哭ものハ哭ざるが如く喜ぶ者の喜ばざるが如く買ものハ有るが
 如く三一この世を用る者ハ用ざるが如くすべき爲なり夫この世の形状ハ過
 逝なり三三我なんぢらと思煩はざらんことを願ふ婚姻せざる者ハ如何し
 て主を悦ばせん主の事を思煩ひ三三婚姻せし者ハ如何して妻を悦ばせ
 んと世の事を思煩ふなり三四妻となれる者と處女たる者との別あり嫁
 せざる者ハ身も靈も潔からんため主の事を思煩ひ嫁せし者ハ如何に
 夫を悦ばせんと世の事を思煩ふなり三五我これを言ハ爾曹を益せん

爲なり爾曹に絆を留めんとするに非ず惟爾曹をして理に合せ紛擾
 なく懇勉に主に事しめんとして也三六人もし其童女に對して己が行ふこと
 理に合すと思ふとき童女期過かつ己ことを得ざる事あらば其意に任す
 べし此の罪を犯すに非ず彼等に婚姻せさすべし三七然る人もし其心を剛
 毅し己を得ざることもなく又そのが隨意に爲るを得てその童女を留
 留んと心の中に定むべ然するハ善ことあり三八此の如なれば嫁せさす
 者の行ハ善されど嫁せさざる者の行ハ更に善三九夫生る間の妻
 法に繋るゝなり然る夫もし死ハ隨意に嫁する事を許さる惟主にあ
 る者へのみ適べし四十然る我もふに婦ののまゝ止りなば殊に福なり我
 また神の愛に感じたりと思ふ
 偶像に就てハ我儕みな知識あることをしる知識の人を驕
 しむ然る愛の徳を建るもの也二若みづから能ものを知と思ふ者ハ未だ其知
 べきほどをも知ざる者なり三人もし神を愛せば是神に知れたる也四偶像に

獻し物を食するに就てハ我儕偶像の世に無ものなるを知らず獨の神の外に
 神なきを知五神と稱するもの或ハ天に在るひハ地に在て多の神をほくの主
 あるが如しと雖も六我儕に於てハ惟一の神すなわち父あるのみ萬物に
 れより生われら之に歸す又ひとりの主即チイエスキリストあり萬物
 これに由われらも之に由り七然ぞみな斯る事を知す今に至りて尙心に
 偶像を顧み之を偶像に獻し物と意て食する者あり是故にその心弱して
 汚るゝなりハ神と我儕の關係ハ食物に由り非ず食するも益ることなく食
 せざるも損ることなし九然ぞ爾曹慎みて其自由を柔弱者の贖となす勿
 れ十人もし知識ある所の爾曹偶像の廟に坐して食するを見れば柔弱者の心
 之に動られて偶像に獻し物を食せざらん乎十一又キリストの代て死たまひ
 し弱き兄弟爾の知識に因て淪亡ざらん乎十二此の如く爾曹兄弟に
 罪を犯し其弱き心を傷めしむるハキリストに罪を犯すなり十三是故に若
 し食物わが兄弟を礙かせば我ハ兄弟を礙かせざる爲に永久も肉を食

ハ

我ハ使徒に非ずや我ハ自主に非ずや我ハ我儕の主イエスキリスト
 を見しに非ずや爾曹が主に在ハ我が工に非ず乎ニわれ他人にハ使徒に非
 ずとも爾曹にハ使徒なり蓋なんぢらの主に在ハ我が使徒の職の印なれば也
 三我こそを語す者に答ふるハ此なり四われら飲食を受る權なき乎五われ
 ら他の使徒等もよび主の兄弟とクバこの如く姉妹なる妻を携ふる權なき
 乎六惟われもバルナバのみ工を止る事を得ざらん乎七誰か軍に出て己の
 財を費す者あらんや誰か葡萄園を樹て其果を食する者あらんや誰か羊を
 牧て其父を飲ざる者あらん乎八われ人の事にのみ猶て之を言んや律法も亦
 かく言に非ずや九モーセの律法に穀物を碾す牛に口籠を繫べからずと録さ
 れたり神牛の爲に慮かり給へる乎十又ハ我等の爲にのみ之を言たまひし
 乎十一我等の爲に録し給へる也そハ耕す者ハ望ありて耕し穀物を碾す者の
 其穀物を得の望ありて碾ハ宜なれば也十一我等もし爾曹の爲に穀物を

掃たらば爾曹の肉の物を獲取の大事ならん乎十二 他の人もし此權威を爾曹
 の上に有らば我儕をや然と我儕の權威を用すキリストの福音に阻礙な
 きやうに我儕すべての事を忍ぶ十三 なんぢら知るか 聖學を務る者の
 の物を食し祭壇に事する者の祭壇と共に其 頌を取こさる 十四 此の如く主
 福音を宣傳する者の福音に由て生活んことを定め給へり十五 然るに我此等の
 事の一をも用す亦かくの如くせられん爲に之を言過るに非ず蓋わが誇る所
 を人に虚くせられんより我に誇る死るに我に善事なれば也十六 われ福音を宣
 傳するも雖も誇るべき所なし已を得ざるなり若われ福音を宣傳すば實に
 禍なり十七 若われ好て之を行ば賞を得ん若われ好ざるも其責任は我に與
 り十八 然らば我が賞は何なる耶われ福音を宣傳するに人をして費なくキ
 リトスの福音を得しめ又福音に在て我有る權を妄に用ざる即ち是なり
 十九 われ衆の人に向て自主の者なれど更に多の人を得ん爲に自ら己を衆
 の人の奴隷となせり二十 エダヤ人にて我エダヤ人の如くなれり此エダヤ人

を得ん爲なり又律法の下にある者にて我律法の下に在ざれども律法の下に
 ある者の如くなれり是律法の下にある者を得ん爲なり二 律法なき者にて我
 律法なき者の如くなれり是律法なき者を得ん爲なり然と我神に向て律法
 なきに非ず即ちキリストの律法の下に在なり三 柔弱者にて我柔弱者の如
 くなれり是柔弱者を得ん爲なり又すべての人にて我等の凡の人の状に循へ
 り是にかにもして彼等數人を救ん爲なり三 われ福音の爲に如此なるふ
 人と共に福音に與らん爲なり四 なんぢら知すや馳場に趨る者ハ皆はし
 れども褒美を得る者ハ唯一人あるを爾曹も得ん爲に趨るべし二五 凡て勝を競
 ふ者ハ何事も節へ謹むなり彼等ハ壞れ易き 冕を得んが爲に之を行ひ我
 儕ハ壞るる 冕を得んが爲に之を行ふなり二六 然るに我が趨るハ定向なきが
 如きに非ず我が 戦ハ空を撃が如きに非ず二七 己の體を撃て之を服せしむ
 蓋はかの人を教て自ら棄られんことを恐れず也
 兄弟よ我なんぢらが左の事を知ざるを欲まず夫われらの先祖ハ

みな雲の下に在みな海を過二みな雲と海にてバプテスマを受けてモーセに屬
 り三皆おなじく靈の食物を食し四みな同く靈の飲物を飲り此れらに從へ
 る靈の磐より飲たる也五の磐ハ即ちキリストなり五然と彼等の中おほくハ
 神の心に適ざるが故に野にて滅されたり六此等の事ハ我儕をして彼等が嗜
 も如く惡を嗜せしむる我儕の譬なり七民ハ坐して飲食し起て舞りて
 されたる如く彼等のうち或者の行しに倣て爾曹偶像を拜者とある勿れ
 ハまた彼等のうち或者奸淫を行ひ一日に二萬三千人死たり彼等に倣て
 我儕姦淫すべからず九又われらの中あるものキリストを試みて蛇に滅さ
 れたり彼等に倣て我儕も試むべからず十また彼等の中あるもの怨言で滅す
 者に滅されたり彼等に倣て爾曹も怨言なけれ十一彼等が遇る此すべての事
 ハ譬となれり且これらの事を録されたるハ末世に遇る我儕を警むる爲なり
 十二然づ自ら立ち立り意ふ者の傾ざるやうに慎むべし十三爾曹が遇り試惑ハ
 人の常ならざるハなし神ハ信なる者なり爾曹を耐忍ぶこと能ざる試惑に

遇せし爾曹が其試惑を耐忍ぶことを得ん爲に其にうへて逃るべき途を備
 へ給ふべし十四然づ我が愛する者よ偶像を拜するわざを避べし十五われ智
 者に言ふこと言ん爾曹わが言ふことを審判べし十六我儕が祝ふ所の祝
 杯ハ同にキリストの血を享るに非ずや我儕が擘所のパンハ同にキリ
 ストの體を享るに非ず乎十七パンハ唯一なり多の我儕も又一體な
 り蓋皆一のパンを同に享ればなり十八肉に屬するイスラエルの人を觀よ
 祭物を食者の祭壇に與る者に非ずや十九然づ我いへる事ハ何ぞや偶像
 ハ有ものと言ふ然らず偶像に獻じ物ハ有ものと言ふ然らず二十我いは
 人異邦人の獻る物ハ神に獻るに非ず惡鬼に獻るなり我なんぢらが惡鬼と交
 るを欲せず三二なんぢら主の杯と惡鬼の杯と兼飲こと能はず主の筵
 と惡鬼の筵とに兼伴る能はず三三われら主の嫉妬を激さんとする乎われ
 ら主よりも強き者ならん乎三三凡の物われに可らざるなし然と凡のもの益
 あるに非ず凡の物われに可らざるなし然と凡のもの徳を建るに非ず三四人

みな己の益を求るなく各人の益を求べし二五 凡て市に賣もの良心の爲に問となせずして食すべし二六 ち之に盈る物ハ主の屬なれば也二七 爾曹もし不信者に請われて往んさせば凡て爾曹の前に陳る物を良心の爲に問ふことをせずして食すべし二八 もし人なんぢらに此ハ偶像に獻し物なりと云ハ告し者の爲また良心の爲に之を食する勿れ蓋地之に益る物みな主の屬なれば也二九 良心ハ爾曹の良心に非ず他の人の良心を言なり如何んが他の人の良心に我自由を審判ることを爲んや三〇 若われ感謝して食することを爲る何ぞ其感謝する所のものに縁て譴らることを爲んや三一 然る爾曹食ふにも飲にも何事を行ふにも凡て神の榮光顯すやうに行ふべし三二 エダヤ人をもギリシヤ人をも亦神の教會も敬する勿れ三三 即ち我すべての事に於て衆の人の心に適ふやうにし彼等が救れん爲に己の益を求ず許多の人の益を求るが如くすべし

我キリストに效ふ如く爾曹われも效ふべし〇二 兄弟爾曹す

べての事ふ於て我を記念かつ我なんぢらも傳へし如く其傳を守るに因て我なんぢらも三凡の人の首ハキリストなり女の首ハ男なりキリストの首ハ神なり爾曹が知んことを願ふ 凡て男ハ首に物を蒙りて祈禱をなし或ハ預言する時ハ其首を辱しむる也 五 凡て女ハ首に物を蒙りて祈禱をなし或ハ預言する時ハ其首を辱しむるなり此ハ雜髪を一にして異ことなし 六 女もし物を蒙らず髪を剪べし然も髪を剪また難く若し女の耻べきことならば物を蒙るべし 七 男ハ神の像を榮なれば其首に物を蒙るべからず女ハ男の榮なり 八 男ハ女より出しに非ず女ハ男より出たれば也 九 又男ハ女の爲に造られしに非ず女ハ男の爲に造られし也 十 是故に女ハ天 使の故に縁に首に權を有べき者なり 十一 然る主に在てハ男ハ女に由ざることなく女ハ男に由ざることなし 十二 女の男より出し如く男ハ女に由て出まかして萬物みな神より出るなり 十三 爾曹みすから辨ふべし女物を蒙らずして神に祈るハ宜きことなる乎 十四 男もし長髪あらば耻べきこ

也。爾曹自然に知に非ずや。十五 然も女も長髪あり其榮なり蓋
 かむりものう代に髪を賜ひたれば也。十六 縦ひ争ひ論する者あり此の
 如き例の我儕にも亦神の教會にも有こさなし。十七 我これらの事を命じ
 て爾曹を嘉ざる。爾曹の聚會益を受ずして反て損を招けり也。十八 先なん
 ぢら教會に集るこき其うち互に争ひ分るこき有き聞り我略これを信す
 十九 うち正き者の爾曹の中に顯れんため異端もこらざるを得ざれば也。二十
 なんぢら一處に集るる主の晩餐を食するに非ず。二十一 うち食するこき各
 人まづ己の晩餐を食するに因あるは飢る者あり或ハ醉飽る者あれば也。
 二十二 なんぢら飲食すべき家なきか神の教會を慢じ又乏者を辱し
 めんさする乎われ何を言ん此に因て爾曹を嘉へきや我の嘉ざるなり。二三
 我なんぢらに傳し事ハ主より授られたる也。即主イエス賣るる夜パ
 ンを取二四 視して之を擘日けるハ取て食せよ此ハ爾曹の爲に擘るる我
 體なり爾曹も如此もこなひて我を憶よ。二五 食して後また杯をとり前の如

くして日けるハ此杯ハ我が血にして立る所の新約なり爾曹も如此もこ
 なひて飲こに我を憶よ。二六 爾曹このパンを食し此杯を飲こに主の
 死を表して其來る時まで及ぶなり。二七 然ハ宜に合すして此パンを食
 し主の杯を飲者ハ主の體と血を干なり。二八 人みづから省みて後其パン
 を食し其杯を飲べし。二九 宜に合すして食飲する者ハ其食飲に由て
 自ら審判を招くなり蓋主の體を辨へざるに因。三十 是故に爾曹の中に弱き
 者病の者また寢たる者多し。三一 我儕も自ら己を辨へしならん審判を
 受るも無りしならん。三二 然も今審判せらるるハ主の我儕を懲しめ給ふな
 り。是我儕をして世の人と同じ罪に定らるるを無らしめん爲なり。三三 是
 故に我が兄弟集りて食せん時互に相待へし。三四 うち飢なり其家にて
 食すべし是爾曹の聚會審判を受るに至らざらん爲なり其ほかの事ハ
 我いたらん時これを定めん。

兄弟の愛の賜について我なんぢらが知るを欲す。二なん

ぢら異邦人なりしき引誘に隨ひて言はざる偶像の下に誘れ往しは爾
 曹の知るところ也三是故に我なんぢらに示さん神の靈に感じて語る者ハイエ
 スを誼ふべき者と謂ものなし又人聖靈に感ぜざればイエスを主と謂あた
 はず賜ハ殊なれども靈ハ同じ五職ハ殊なれども主ハ同じ六また行爲ハ
 殊なれども一切の事を衆の人の中行ふ神ハ同じ七靈の顯を各人に賜
 しハ益を得しめん爲なり八或ハ靈によりて智慧の言を賜り或ハ同じ
 靈によりて知識の言を賜り九或ハ同じ靈に由て信仰を賜り或ハ同じ靈に由
 て病を醫す能を賜り十或ハ異能を行ひ或ハ預言し或ハ靈を辨へ或ハ
 方言をいひ或ハ方言を譯するの能を賜れり十一然ぞ凡て此等の事を行ふ者
 ハ同じ一靈なり彼らの心のまゝに各人に頒與るなり十二體ハ一にし
 て多の肢あり一體の凡の肢ハ多けれども一の體ありキリストも亦かく
 の如し十三或ハユダヤ人あるハギリシヤ人あるハ奴隸あるハ自主に
 拘らす我等みな一靈に在てメブテスマをうけ一の體となり又みな一

の靈を飲り十四ろハ體ハ一肢のみに非ず多あれバ也十五足もし我手に非
 ざるが故に體に屬せずと云バ夫に因て體に屬せざる乎十六また耳もし我目
 に非ざるが故に體に屬せずと云バ夫によりて體に屬せざる乎十七もし全身
 目ならバ聞さころハ安ぢや若し全身耳ならバ嗅さころハ安ぢや十八それ
 神ハ心のまゝに肢をもの體に置たまへり十九若みな一の肢ならバ體ハ
 安ぢや二十肢ハ多あれども體ハ一なり二目ハ手に我あんぢに用なしと謂
 を得ず又頭も足に我なんぢに用なしと謂を得ず三體のうち尤も柔しき
 見る肢は却て無るべからざる者なり四體のうち尊からず意ふ所に物を
 經て我儕殊に之を尊ぶ之に因て我儕の不美さころハ愈て美しく爲なり五
 我儕の美しき所の心をを用るに及はず神ハ其劣れる所に殊に尊貴を加て
 體を調和たまへり六これ體のうち分事なく諸の肢たがひに相顧
 み扶けん爲なり七もし一の肢くるしまば諸の肢さにも苦み一の肢たふさ
 ばれなば諸の肢さにも喜ぶなり八爾曹ハキリストの體にして亦もの

其肢なりニハ神の第一に使徒第二に預言者第三に教師の次に異能
 を行ふ者次に病を醫す能を受し者救濟する者治理者方言をいふ者を
 教會に置たまへりニ九是みな使徒ならん乎みな預言者ならん乎みな教師
 ならん乎みな異能を行ふ者ならん乎三十みな病を醫す能を有る者な
 らん乎みな方言をいふ者ならん乎三十一さんぢら至美
 たる賜を慕ふべし尤も善道を爾曹に示さん
 第三節 假令われ諸の人の言あよび天使の言を語るも若し愛あ
 くび鳴銅や響鐵の如しニ假令われ預言するの能あり又すべての奥義
 と諸の學術に達し又山を移すはをざる諸の信仰ありと雖も若し愛なくば
 數るに足ぬものなりニ假令われ我凡ての所有を施し又焚る爲に我が身
 を予るも若し愛なくば我に益なし愛の寛恕をなす又人の益を圖ま
 り愛の妬ます誇らす驕傲らす非禮を行はず己の利を求めず輕やしく怒ら
 ず人の惡を念はず六不義を喜はず眞理を喜び凡事包容はより事信じ

凡事望み凡事忽あり愛の永久も墮る事なし然と預言の廢り方
 言の息知識も亦廢らん九我等の知識全からず預言も全からず十全き者きた
 るときハ全からざる者廢るべし十一われ童子の時ハ語るこゝろ童子の如く
 識るこゝろ童子の如く慮るこゝろ童子の如くなりしが成人て童子の事を
 棄たり十二われら今鏡をもて見こく見とこゝろ昏然あり然と彼の時にハ
 面を對せて相見ん我いま知こゝ全からず然と彼の時にハ我が知る如く我
 しらん十三うれ信仰さ望と愛と此三の者の常に在なり此うち尤も大なる者
 ハ愛なり

第四節 なんぢら愛を追求かつ愛の各様の賜を慕へし殊に慕ふべ
 きハ預言する事なりニ方言を語る者ハ人に語るに非ず神に語る也
 由て奥義を語るも雖も曉る者なければ也三然と預言する者ハ人に語りて其
 徳をたて勸勉をなし安慰を予るなり四方言を語る者ハ己の徳をたて預言す
 る者の教會の徳を建るなり五われ爾曹がみな方言を語る事をも願へ最

も願ふ所の爾曹が預言せん事なり方言を語る者ハ若し譯して教會の徳を
 建るに非ずば預言する者これより優るなり六然らば兄弟よ我も爾曹に就
 り只方言を語りて黙示あるひハ知識あるひハ預言あるひハ教誨を語らずば
 爾曹に何の益あらん乎七うれ聲なくして聲を出すもの或は笛あるひハ琴も
 し其音別なくば吹きこる彈きこるを如何で知得んや八もし箏さだまりな
 き聲を出さば誰か戰の備をなさん乎九此の如く爾曹も舌を以て明かなら
 ざる言を出さば何で語る所の事を知得んや此るんぢら空氣に語るなり十世
 間の口音の類もほしと雖も一として其義あらざるなし十一是故に若われ其
 聲の義を知らざれば語る者に對して我らびすこなり語る者また我に對して夷
 となる也十二然らば爾曹も靈の賜を慕ふ者なるにより教會の徳を建る爲
 に其賜の豊盛ならんを願ふべし十三是故に方言を語る者ハ自ら之を
 譯せんことを祈るべし十四もし方言を以て祈らば我が靈ハ祈るなれど我が
 心ハ人の爲に果を結ばず十五然らば如何せん我靈を以て祈らん又心を以

て祈らん我靈を以て頌はん我心を以て頌はん十六然らずば爾曹を以て祝
 するとき愚なる者ハ爾の語ることを知ざれば爾の感謝するとき如何してア
 メンと言んや十七爾の感謝するハ善されど他の人は徳を建す十八われ爾曹
 よりも多く方言を語るを以て神に感謝す十九教會の中に在て我方言をも
 て一萬の言を語らんより寧ろ人を教んために我が心を以て五言を語るを
 善とす二十兄弟よ智慧に於てハ嬰兒となる勿れ惡に於てハ嬰兒となれ智
 慧に於てハ成人となるべし二一律法に録して主いひ給はく異なる言こそな
 る唇をもて此民に語らん然ども彼等ハ我に聽じざり二二是故に方言ハ
 信する者の爲に非ず信ぜざる者の爲の徴なり然らば預言ハ信ぜざる者の爲に
 非ず信する者の爲なり二三もし全會一處に集るとき皆方言を以て語
 らば愚なる者あるひハ信ぜざる者入來らんさき爾曹を狂る者と謂ざらん
 乎二四然らば若みな預言せば信ぜざる者あるひハ愚なる者入來らんさき此
 すべての人に由て自己を責この衆の人に由て己の罪を認むべし二五此の如

其心そのこころみ隠かくたること露あらはるるが故ゆゑに伏ふして神かみを拜やがみかみまた神かみの誠まことに爾曹なんぢらの中に在あり
 言いふこと〇二六 然しからば如何いかん兄弟あひな爾曹なんぢらあつまれる時ときのくくに或あるは頌詩うた
 あり或あるは教誨おしえあり或あるは方言あひまあり或あるは黙示ひそあり或あるは繙譯あひまあり悉ことごとく徳とくを建た
 んため之これを爲なすことももし方言あひまを語かたる者ものあらば二人ふたりまた多おほくも三人さんにんに過す
 ず次序ついでに循したがりて語かたりて之これを譯やくする者もの一人ひとりあるべし二八ももし譯やくする者ものなきとさきハ
 教會けうかいの中に黙もくして己おのれを神かみに語かたるべし二九預言よげんする者もの二人ふたりあるひハ三人さんにん
 かり其餘そのほかの者もの之これを辨わきまふべし三〇ももし旁邊かたはらに坐まするもの黙示もくしを得えば先まに
 語かたるもの緘黙たがへし三一うハ爾曹なんぢらみな衆あまたの人に學まなばせ又勸勉またすすめを受うけしめん爲ために
 一々ひとひと預言よげんすることを得えばなり三二預言よげん者ものの靈れいハ預言よげん者ものに制せいせらるる三三う
 爾曹なんぢらの神かみに非あらず和平やほらの神かみなり〇三四 聖徒せいとの諸あまた教會けうかいの如ごとく爾曹なんぢらの婦女をんな
 等たちも教會けうかいの中に黙もくすべし彼等かれらの語かたるを許ゆるさず彼等かれらハ律法おきてに云いふ如ごとく順したがふ
 べき者ものなり三五ももし學まなばせする所ところあらば室むろに在ありて其夫そのつとに問とへし蓋おほをんな
 教會けうかいに於おいて語かたるハ耻はづべきことなれば也なり三六 神かみの道みちハ爾曹なんぢらより出いでし乎や

爾曹なんぢらのみ來きたりし乎や三七 人もひとももし自己みづから預言よげん者ものとあるる或あるは靈れいに感かんぜし者もの
 せば我われなんぢらに書かき遺おくることハ主あの命めいなりと知しへし三八ももし知しる者ものあら
 ば其知しるに任まかすべし三九 然しからば兄弟あひな預言よげんすることを慕あひ又方言あひまを語かた
 ることを禁きんする勿なかれ四〇凡たゞのこと端正ただしくかつ次序ついでに循したがりて行おこなふべし
 四一 兄弟あひな前まへに我われなんぢらに傳つたへし福音ふくいんを今いままた爾曹なんぢらに告つぐハ爾
 曹なんぢらが愛あいしる之これに因よりて立たちし所ところなり二爾曹なんぢらももし我が傳つたへし言ことを固かたく守まもり
 徒いたづらに信しんすることなくば之これに由よりて救すくはれん三二わが爾曹なんぢらに傳つたへしハ我が愛あいし所
 の事ことにて其第一そのだいハ即すなはち聖書せいしよに應こたへてキリストわが我儕われらの罪つみのためために死に四また聖
 書しよに應こたへて葬なれ第三日みつかめに甦よみがへり五ケバあらはのち十二にの弟子でしに現あらはれ給たまへるこ
 事こと也六如此かくあらはれ給たまへるのち五百ごひやくの兄弟あひなの共ともに在あるる亦またこれこれに現あらはれ給たまへ
 り其兄弟あひなのうち多おほく今いまは世よにあり然しかれども既にすでに寢ねたる者ものもあり七此後このちハ
 コブあらはれ又またすべての使徒あしたに現あらはれ八最後いはては月つきたらぬ者ものの如ごとく我われにも現あらはれ
 給たまへり九蓋おほわれ神かみの教會けうかいを迫害あやせし故ゆゑに使徒あしたと稱なふるに足たらざる者ものにして

曹につき我が有る喜をさし慰て我日々死る言三若われ人の如くエ
 へんに於て獸と共に闘ひしなら何の益あらん乎もし死し者甦らすべ飲
 食するに若す我儕明日まぬへき者されべ也三爾曹自ら欺く勿れ選
 交ハ善行を書ふなり三四なんぢら醒て義を行ふべし罪を犯す勿れ
 爾曹のうち神を知ざる者あり我かく言て爾曹を愧しむる也○三五人あるひ
 へ問ん死し者いかに甦るや如何なる身體にて來る乎と三六愚る者よ爾
 が播きこころの種まづ死されば生す三七又なんぢが播きこころのもの將來はゆ
 る所の體を播に非す麥にても他の穀にても只一粒のみ三八然るを神ハ己
 の意に隨ひて之に體を予へ種ごに其ものくの形體を予へ給ふ三九凡の
 肉おなじ肉に非す人の肉あり獸の肉あり鳥の肉あり魚の肉あり四十天に屬
 る物の形體あり地に屬る物の形體あり天に屬る物の榮ハ地に屬る物の榮に
 異なり四一日の榮あり月の榮あり星の榮あり此星と彼星と其榮また各々
 異なり四二死し人の甦るも亦かくの如く壞る者にて播れ壞る者に甦

され四三穀がらざる者にて播れ榮ある者に甦され弱き者にて播れ強き者
 に甦され四四血氣の體にて播れ靈の體に甦さるるなり血氣の體あり靈
 の體あり四五録して始の人アダムの生命ある魂となり終のアダムの生命
 を予ふる靈なる者有とせ四六靈の者ハ先に在す反て血氣の者なきに在
 て靈の者のちに在なり四七第一の人ハ地より出て土につき第二の人ハ天よ
 り出たる主なり四八かの土に屬る者凡て土に屬る者ハ似なり彼の天に屬
 る者凡て天に屬る者ハ似なり四九われら土に屬る者の狀を有かくの如く
 後また天に屬る者の狀を有ん五十兄弟よ我これを言ん血肉ハ神の國を嗣
 こし能はず亦壞る者ハ壞る者ヲ嗣こし能はず五二視よ我なんぢらに與義
 を告ん我儕こそくく寢るに非ず我儕皆末の筈のならんこそ忽ち瞬息
 間に化せん蓋猶あらんこそ死し人よみがへりて壞す我儕もまた化すべけれ
 ば也五三この壞る者ハ必ず壞る者ハ必ず死する者ハ必ず死する者ハ必ず死
 五四此くつる者くちさる者衣この死る者みなさる者衣んこそ聖書に録

して死ハ勝に吞れんさ有に應べし 五五 死ハ爾の刺ハ安に在ヤ陰府ハ爾の勝
 ハ安に在ヤ五六 死の刺ハ罪なり罪の能ハ律法なり五七 我儕をして我主イエス
 キリストに由て勝を得しむる神に謝す 五八 是故に我が愛する兄弟ハ爾曹
 貞固して揺す恒に勵て主の工を務ふ蓋なんぢら主に在て其行さころの勞
 の徒然からざるを知らばなり

聖徒の爲に金を捐すことに就てハガラテヤの教會に我が命ぜ
 し如く爾曹も行へし二一 週の首の日ごとに爾曹ものく其得さころの
 利に循ひて之を家に蓄へ置これ我が到るさき始て捐すこと莫らん爲なり三
 我いたらば書を爾曹が撰ぶ所の人に予ハ爾曹の惠をエルサレムに携へしむ
 べし四もし我も往へくハ彼等われさ偕に往べし 五我マケドニヤを経んさす
 ればマケドニヤを経んさす爾曹に就り六爾曹と偕に留らん或ハ爾曹と冬を過
 こさあるべし斯て爾曹が我を我ゆく處に送入んことを望む七いま途間なん
 ぢらを見ん事を欲す主もし我に許さハ暫く爾曹と偕に居んことを望む

我メンテユステマまでエペソに居ん九うハ廣かつ功效を成の門ひらけて我
 前に在また敵る者多ければ也 〇十テモテ若いたらハ爾曹慎て彼をして
 懼る所なく爾曹の中に居しめよ蓋かれも我如く主の事を務る者なれば
 也十一是故に爾曹かれを藐視事なく平安に送て我が所に來らしめよ我
 々が他の兄弟等と偕に來るを待ばなり十二兄弟アポロに就てハ兄弟
 等と偕に彼が爾曹に到らんことを我大に勸れど彼らに今往んことを欲は
 ず然る便時あらば往べし十三なんぢら目を醒し堅く信仰に立て丈夫の如く
 剛けれ 十四 爾曹の行ふ所みな愛を以て行ふべし 十五 兄弟よステパナの家
 ハ即ちアカヤの初の果なり又かれらが聖徒のことに身を委て事するハ爾曹が
 知さころ也 十六 われ勸む爾曹も此の如き者および之と偕に勞る者に服せよ
 十七 我ステパナとポルトナトとアカイコの來るを喜ぶ是なんぢらに缺る所
 を補へバなり 十八 彼等わが心と爾曹の心を慰めたり是故に爾曹かくの如
 き者を重んずべし 十九 アシアの諸教會をんぢらに安を問アクラミプリス

キヲ及び其家の教會主に在て爾曹に切々に安を問ニテ諸の兄弟なんぢらに安を問なんぢら潔き接吻を以て互に安を問ニ我パウロ親手なんぢらに安を問ニもし人主イエスキリストを愛せざれば詛するべし主臨らん
 三願くは主イエスキリストの恩さんぢらと偕にあれニ四わが愛すべてイエスキリストに在る爾曹と偕に在なりアメン

新約全書哥林多前書終

新約全書使徒パウロコリント人

神の旨に由てイエスキリストの使徒となれるパウロ及び兄弟テ

モテコリントにある神に教會を備くアカヤにある凡れ聖徒に書を達するニ願くは爾曹我儕の父なる神あよひ主イエスキリストより恩寵と平康を受よ
 ○三頌美べきかな神即ち我儕の主イエスキリストに父慈悲の父すべての安慰を賜ふ神我儕が諸般の思難の中にわれらを慰めたまふ是我儕をして神に我儕を慰めたまふ安慰を以て又もろくの思難に在るものを慰むることを得しめん爲なり五蓋キリストに苦われらに多くあるが如く我儕の安慰もキリストに由て多くあれ也六われら或は思難を受るも爾曹が安慰と救の爲なり此安慰と救は爾曹の中に動きて我儕が受る如き苦を爾曹にも同く忍しむるなり我儕あるひの安慰を受るも亦なんぢらが安慰と救の爲なり七爾曹が苦を偕に受る如くまた安慰をも偕に受ること我儕の知る故に爾曹につき我儕が望むところの堅し兄弟弟よ我儕がアツアに

哥林多前書第一卷

自一至八節

五百十五

於て遇し所の苦難を爾曹が知るを欲す即ち責らるること甚しくして
 勢ひ當りたく生命を保入望をも失ふに至れり且われら心中に必死を定
 む是故に己を恃すして死し者を甦らす神を恃めり○十神すでに我儕
 を此の如き死より救ひ今また救へり後も尙われらを救ひ給はんことを望
 む十一爾曹も我儕の爲に祈りて相助く斯て許多の人に於り我儕に賜りし恩
 寵を許多の人も我儕が爲に感謝するに至らん○十二我儕の良心われら神
 の賜ふ所の丹心と信實に由また肉に智慧に由す神の恩寵により世に在て行
 をなし特に爾曹に向ひて此の如き行を爲りし證す是われらに誇る所なり
 十三我儕なんぢらに書遣る所の爾曹が讀みしころ曉る所外に非ざるなり十四
 われ爾曹が終に至るまで左の事を爾曹の中に識者あるが如く識んことを望
 む即ち主イエス此日に爾曹が我儕に由て誇る如く我儕も爾曹に由て誇る是
 なり十五我これを信するに因て再び爾曹に益を得させんため前に先なん
 ぢらに至り十六また爾曹を過てマケドニヤにゆき復マケドニヤより爾曹に

歸り爾曹をして我をエマヤの方へ送しめんことを欲へり十七我かく定めし
 るべき虚浮心あらん乎また我が定しころ肉に由てさだめ是なり是なりと
 言また非なり非なりと言んや十八眞實の神われらに爾曹に向ひて曰る言に
 是と言また非と言しことなすと證す十九蓋われら即ち我をシルワノ及びテ
 モテ爾曹の中に傳たる神の子イエスキリストは是と言また非と言が如き事
 なし彼に唯是と言しこと有のみ二十凡て神の約束は彼の中に是となり又
 れの中にアメンとなり我儕に由て神の榮の顯るるに及ぶ二一我儕を爾曹さ
 げにキリストに堅固し且われらに膏を沃じものハ神なり二三彼また我儕に
 印し且賀として靈を我儕の心に賜へり○二三我いまだコリントに至らざる
 は爾曹を寛容にせんが爲なり我神を願わが靈の爲に證を求む二四我儕な
 んぢらの信仰を主とらんとするに非ず唯なんぢらの喜樂を助んとするなり
 蓋なんぢら信仰に由て立ぶなり
 五十九節 われ靈を以て再び爾曹に至らじと自ら決たりニ若われ爾をして

て憂しめば我憂しむる所の者の外に誰か我を喜ばせん乎三われ前に爾曹に書遣し我いたらんさき我を喜ばす可もの反て我を憂しめん事を恐れて也なんぢら皆わが喜樂を己が喜樂とすることを信する也四われ大なる患難さ心の哀痛あるにより多の涙を以て爾曹に書遣れり此の爾曹をして憂しめんさするに非ず我なんぢらを愛する事の深を知しめん爲なり○五もし憂しむる者あらば我を憂しむるに非ず略あんぢら衆を憂しむるなり如此いふに我これを甚しく責ることを欲はざる也六斯る人の多の人の責を受けること己に足り七然に爾曹の反て彼を赦し慰むべし恐に彼はなはたしく憂し洗まん八是故に我なんぢらの愛を彼に顯さんことを爾曹に勸む九我前に書を爾曹に遣りしは爾曹の凡の事に順ふや否このるみて之を知ん爲なり十なんぢら何事によらず人を救ふこと有らば我また之を救さん我もし救し事あらば爾曹の爲キリストの前に救し事あり十一是われらサタンに勝たらん爲なり我儕かれの詭計を知ざるに非ず○十二我キリストの福音の爲にトロア

【三】マに至り主わが爲に門を關し給ひしに十三わが兄弟テトスに遇ざるが故わが心安からず彼等に別を告てマケドニヤに往り十四常に我儕をしてキリストに在て勝を得しめ且われを彼の香を我儕をもて遍く示す神に感謝す十五救る者に就ても沈淪者に就ても我儕神の爲にキリストの愛香なり十六沈淪者の爲に死の香にて彼等を死に至しむ救る者爲にいのちの香にて彼等を生に至らしむ誰か之に堪んや十七我儕あはくの人の如く神の道を混亂せず即ち誠により神に由て神の前にキリストに在て言なり【四】我儕また自ら己を薦めん乎われら或人の如く人より薦書を受けて爾曹に與し或は爾曹より薦書を受けて人に與すべき者ならん乎二爾曹の我儕の書なり即ち我儕心に書せり衆の人の知ざる讀さる也三爾曹の明かに我儕が役事に由て筆るキリストの書なり是墨に非ず活神の靈にて記し又石碑に非ず心の肉碑に記したり四我儕キリストにより神に向ひて此の如き信仰あり五然と我儕己に由て自ら何事をも思得るに非ず我儕の思得るハ

神に因り六かれ我儕をして新約の役者となるに足しむ儀文に事なるに非ず
 靈に事ふる也ろ儀文の殺し靈の生せばなり七終に廢るべきモーセの面の
 榮に因てすらイスラエルの人々かれの面を注目こそ能ざりき斯く石に鑿し
 儀文の死法なほ榮あるときは八況て靈の法の榮あらざらん乎九罪を定むる
 法も榮あらば況て義とする法の其榮さらば愈らざらん乎十昔榮あり
 せ爲しものも後の榮に比れば榮なき者となれり蓋後の榮の更に愈れる
 に縁てなり十一もし廢らん者に榮ありしならば況て長存る者に榮あらざら
 ん乎十二われら此の如きことを望むが故に侃々として言あり十三是モーセ
 がイスラエルの人々に其廢らんとする者の結局を觀ざらん爲に帕子にて
 其面を蒙し如きに非ず十四然と彼等心を頑にせり今日に至るまで彼等
 舊約を讀さき其帕子なほ存れり其存て廢らざるは此キリストに由て廢
 るべき者なれば也十五今日に至るまでモーセを讀さき其帕子なほ其心
 を蒙へり十六然と其心主に歸するに及び其かほらほひ除かるべし十七

主は即ち彼の靈なり主の靈ある所に自由あり十八凡て我儕帕子なくし
 て鏡に照すが如く主の榮を見榮に榮いや増りて其あなじ像に化る也これ
 主すなはち靈に由てなり

われら恩慈を蒙りて此職を蒙たれば敢て臆せず三恥べき隱匿
 たる事を棄て詭譎を行す神之道を混さす真理を顯して神の前に己を衆
 人の良心に質なり三我儕の福音もし隠ならば沈淪者に隠る也四
 此の如き人へ此世は神の心を固したる不信者なり是神の像なるキリス
 トの榮の福音の光をして彼等を照さざらしめんが爲なり五我ら自己の事
 を宣るに非ず唯キリストイエスの主たること又我らイエスに由て爾曹の僕
 たることを宣るなり六光に命じて暗より照出しめたる神我儕をしてイエス
 キリストの面にある神の榮光を知の光を顯さしめん爲に我儕の心を照
 し給へり七我儕この寶を瓦器に藏り是るほいに優たる能は我より出る
 に非ず神の能なる事の顯れん爲なり八われら四方より思難を受れども誇せ

ず證した盡れども望を失はず九迫害るれども棄られず跌倒るれども亡すす
 われら何處へ往にも常にイエスの死を身に負り此ハイエスの生ることを我
 儕の身に顯れしむる也十一夫われら生者の常にイエスの爲に死に付さる
 うハイエスの生ることを我儕が死べき肉體に顯れしむる也十二斯て死ハ我
 儕に動き生ハ爾曹に動くなり十三録して我信するに因て言りて有ること
 我儕も此のことき信仰の靈あれ信するに因て言なり十四我儕ハ主イエス
 を甦らしむる者のイエスに偕に我儕をも甦らせ亦我儕をして爾曹に偕に
 立しむる事を知り十五萬事ハ皆なんぢらの益となれり此ハ今の鴻
 恩おほくの人の感謝に由て神の榮を顯さん爲なり十六是故に我儕臆せず
 我儕が外なる人ハ壞ることも内なる人ハ日々新なり十七夫我儕が受る片
 刻の輕き苦ハ極て大なる窮なき重き榮を我儕に得しむる也十八我儕が
 願する所ハ見る所の者に非ず見ざる所のもの也蓋見る所の者の暫時にし
 て見ざる所の者の永遠ければなり

第五章

我儕これを知らざれば地にある幕屋も壊な神の賜ふ所の屋天
 にあり手にて造ざる病なく有ころの屋なりニ我儕此幕屋に居て歎き天
 より賜ふ我儕が屋を衣の如く着んとを深く欲へり三誠に着ことを得ば裸に
 なること無らん四我儕この幕屋になり重を負て歎くなり之を衣の如く脱ん
 だことを欲はず彼を衣の如く着んことを欲ふ是生に死べき者の吞れんが爲
 なり五うれ此事に應ふ者と我儕を爲給ふ者ハ神なり彼靈を其質となし
 て我儕に賜へり六是故に我儕の心つれに剛毅また身に居うちハ主より離居
 ことを知り七蓋われら見る所に憑す信仰に憑て歩めバ也八我儕の心剛毅
 もつとも欲ふ所ハ身を離れて主と偕に居んと也九是故に我儕身に居ても
 身を離れても彼の心に適んことを勉む十蓋われら必ず皆キリストの臺前
 に出て善にもあれ惡にもあれ各々身に居て爲し所のことに循ひ其報を
 受べき者なれば也十一如此われら主の畏べきを知が故に人に勸む我儕す
 てに神に明かに知れたり亦なんぢらの良心にも明かに知れたるならんこ

意ふ 十二 我儕また自ら己を爾曹に勸す我儕の爲に誇るべき原を爾曹に予
 是なんぢらに以て彼の外貌により心に由りて誇る者に答ん爲な
 り 十三 我儕も心 狂るならんは神の爲なり心 狂らば是なんぢらの爲
 なり 十四 キリストの愛われらるを勉せり我儕思に一人衆の人に代て死た
 れば衆の人すでに死たる也 十五 衆の人に代て死し 生者をして以後
 の爲に爲ならで己に代りて死し 生者のために世を過しめんさて也 十六
 是故に今より後われら肉體に依て人を識まじ我儕肉體に依てキリストを
 識し 今も今より後 此の如く之を識まじ 十七 是故に人キリストに在る
 新に造れたる者なり 舊の去てみな新しく作なり 十八 一切のものを神より
 出されキリストにより我儕をして己と和がしめ且その和がしむる職を我
 儕に授く 十九 即ち神キリストに在て世を己と和がしめ其罪を之に負せず
 且和がしむる言を我儕に委たまへり 二十 是故に我儕召れてキリストの使
 者となれり即ち神われらに託なんぢらに勸め給ふが如し我儕キリストに代

て爾曹が神に和がんことを爾曹に求ふ 二 神罪を識ざる者を我儕の代に罪
 人となせり是我儕をして彼に在て神の義となることを得しめん爲なり
 神と偕に勞く所の我儕なんぢらに勸む爾曹神の恩を徒らに受る
 こと勿れ 二 曰われ慈惠の時に爾に聽また救の日に爾を助たり今恩
 惠の時なり今救の日なり 三 我儕この職を誇ること無らん爲に何事にも
 人を賤かせず 四 且われら凡の事に於て己神の役者の如く行て己の
 義を人に顯せり即ち多の忍耐にも思難ふも窮乏も困苦にも 五 責打にも
 獄に入るも擾亂の時にも勸勞にも 睡るるにも食ざるにも 六 貞潔 こと知
 識と恒忍と仁慈と聖靈と 爾なきの愛と 七 眞の道と神の能と左右に在る
 ころの義の武器を用ゐ 八 また榮耀 羞辱 惡名 令聞に由て己の義
 を人に顯せり 九 人を惑す者に似たれども眞實人に知れざるに似たれども人
 に知れ死たる者に似たれども生るもの責を受るに似たれども殺されず 十 憂
 るに似たれども常に喜び食事に似たれども多の人を富し何も有ざるに似た

れども凡の物を有り〇十一コリント人よ我儕の口なんぢらみ啓け我儕の心
 廣なれり十二爾曹われらに狭らるるに非ず反て己が心み狭らるる也十三わ
 れ爾曹み語るこそ我子に語るが如し爾曹も自ら心を廣して我み報をさす
 べし十四なんぢら不信者と親あかれ蓋義と不義との侶なるを有ん光さ
 暗との交るとか有ん十五キリストとペリアルとの合と有ん信者
 と不信者と何の干ることか有ん十六神の殿と偶像との同きことか有ん夫
 なんぢら活神の殿なり神嘗て我われらの中に住り且あゆまん我われら
 の神となり彼等わが民ならんと言給ひしが如く十七又なんぢら彼等の中
 より出て之を離れ汚穢に捫ること勿れ我なんぢらを納ん十八われ爾曹の父
 となり爾曹わが子女と爲べしと曰る是全能の主の言なり
 然る愛する者よ我儕この約束を得たれば肉と靈の凡の汚を去て自
 己を潔くし神を畏れて聖潔と成就すべし二爾曹われらを容納し我儕
 離にも不義をなさず誰をも損はず誰をも掠めし事なし三われ如此いふ爾

曹を責んごに非ず蓋われ既に言る如く爾曹恒に我儕の心に在て共に死ご
 もに生んご欲ばなり四われ爾曹を信すること大なり又なんぢらに縁て誇ら
 ばし我儕が愛する凡の思難の中にも我に慰め満ち悦び餘あり五蓋われらマケ
 ドニヤに至れる時我儕の肉すこしも安ごなく各様の思難にあひ外にハ争
 ひ内にハ懼ありき六然ご心憂る者を慰め給ふ神テトスの至るに因て我
 儕を慰め給へり七第に其至るに因て耳あらず爾曹の思慕ごころ又憂愁ご
 ころ又われに向ふ爾曹の熱心を我に告るごとき彼が自ら安慰を得たる其安慰
 を以て我儕を慰め給へり是故に我ますく喜べり八われ書を以て爾曹を憂
 しめしを憂にハ悔たれごも今ハ悔す蓋われ其書に因て爾曹を憂しめしハ暫
 時の間なりしを知られたれ也九今わが喜ぶハ爾曹を憂しめしに因に非ず爾曹
 ハ憂て悔改むることな爲ごに因て也なんぢら神に循ひて憂るにより我儕
 に少も損はるる事なし十うれ神に循ふ憂ハ悔なきの救を得の悔改に至ら
 しむ然ご世の憂ハ死に至しむる也十一爾曹が神に循ひて憂し所の事を觀よ

爾曹に如何なる勉勵また自詭 また忿怒また畏懼また戀慕また熱心また罪を責る心を生ぜしや一切なんぢら彼事に於て自ら潔くことを表せり十二われ書を爾曹に達りしハ不義を爲たる者のために非ず又不義を受たる者のためにも非ず只われらが爾曹の爲に有さるの熱心を神の前にて爾曹に示さんことを欲てなり十三是故に我儕安慰を得たり我儕が安慰を得たる上にテトスの喜に縁て益々喜べり蓋テトスの心なんぢら衆に縁て平安を得たればなり十四われ爾曹の事を彼に誇しかば之を愧させず我儕が爾曹に誇し言のみな眞實なり如くテトスの前に誇し言も亦眞實なり十五彼ハ爾曹衆人の恐懼慄もそれを接て從ひしことを憶いたし益々衆の心に爾曹を愛せり十六われ凡の事を爾曹に託し信す是故に喜べり

兄弟よ我マケドニヤの諸教會に賜りし神の恩を爾曹に告二則ち大なる難の中に試を受るべき彼等の喜び甚だしく亦大なる其貪われらの惜なく施す所の富厚を彰せり我これを證す彼等聖徒の爲に施濟を共

にせ入事を切に我儕に求め自ら願て其力量に循ひ且その力量に過て施すことをせり五如此もこなひて我儕が望を成しのみならず神の意旨に循ひ先己を主に饋へ次に我儕に饋たり六是故に我儕テトスが曩に爾曹をして此恩を行へしむる事を信たれば今これを成就せんことを彼に勤む七なんぢら諸事すまひち信仰と言を知識と凡の勉勵および我儕に向ふ愛心に富る如く此恩にも富べし我ハ言ハ爾曹に命するに非ず然も他の人勸むに縁てなり且なんぢらの愛の實を試みんが爲なり九爾曹われらの主イエスキリストの恩を知かれハ富る者なりしが爾曹の爲に貧き者となれり是なんぢらが彼の窮乏に由て富る者とならん爲なり十われ施濟の事について我が意を示せり是なんぢらの益なり蓋爾曹ハ他の人に先ち此事を一年前に行ひ始めしのみならず以前より之を行へん事を願へる者なれば也十一然ハ今なんぢら其作事ころを成遂し爾曹が篤く願しこと其所有に循て之を成遂べし十二若人れが志 あらば其無きころに循す其有きころに循て

納給ふべし十三われ他の人を安逸去て爾曹を困苦めんとするに非ず平均せ
 んことを欲ふ爾曹の餘あるを以て彼等の足ざるを補ひ十四亦われらの餘あ
 るを以て爾曹の不足を補ひて平均せんが爲なり十五録して多く斂る者も餘
 あらず少く斂る者も足ざる事なしと有が如し○十六爾曹に向ふ熱心を我
 同くテトスの心に賜ひま神に謝す十七蓋かれ我の勸を納かつ熱心ある者に
 して自ら願て爾曹に往り十八亦われら彼等皆に一人の兄弟を遣せり此人
 の福音をもて諸教會の中に頌美を得たる者なり十九第此ならず我儕が主
 の榮と爾曹の熱心を彰さんとして掌理さころの此餽物を携ふる爲に諸教
 會に選れて我儕と偕に往るもの也二十我儕の彼を送し許多の餽物を掌理
 ことにより謹て人に誇を受ることなからん爲なり二一我儕が如此するの
 主の前此みならず人の前にも善らんことを慮るなり二三我儕また一人の兄
 弟を彼等と偕に遣せり我儕まばく彼を多事に用ゐて其熱心なるを知
 れ深く爾曹を信するに縁て今殊に熱心になれり二三テトスの事を言は彼

われら 我儕の伴侶なり又われら偕に爾曹の爲に勸る者なり二人の兄弟等のこと
 を言は彼等諸教會の使者なりキリストの榮なり 二十四是故に彼等と亦諸
 教會の前に爾曹の愛と我儕が爾曹について誇しこの證を顯すべし
 爾曹に就て誇りしこの虚ならんことを恐れ我が言し如く爾曹をして備
 をなせしめん爲に兄弟等を遣せり 四 恐くハマケドニヤ人われら偕に來
 り爾曹が備せざるを見んとす爾曹のいふに及す我儕まで此疑はず誇しに
 因て愧を受ん 五是故に我兄弟を勸て先なんぢらに往しめ彼等をして疑に
 爾曹が告し所の惠のこを預じめ備しむるハ必ず爲べきことと惑るるな
 り蓋この施濟を惜む心よりなきす惠む心より爲しめんとすれば也六うれ少
 く播者の少く獲るほく播者の多く獲べし七各人らの心の中に欲ふ所に隨

ひて施すべし憂て爲べからず亦強て爲べからず蓋神の喜びて施をするものを愛し給へばなり八神の爾曹をして常に凡の物に足ざるをなく凡の善事を多く行ひしめん爲に諸 恩を多く爾曹に賜へ得なり九録して彼の偏く施し亦 貧者に予たりうの 義の窮なく存んさあるが如し十播者に種を予へ食の爲にパンを備たまふ者ハ爾曹の種を繁行し亦なんぢらの義の實を増給ふべし十一なんぢら毎事に富たれば吝なく施を行ふことを得なり是人をして我儕に由て神に感謝せしむ十二蓋この施濟のこゝ第に聖徒の乏を補ふのみならず推擡め懸れ人をして神に感謝せしむるに至れば也十三彼等ハ此 施の證據により爾曹が言現してキリストの福音に従ふことと吝なく彼等あふび衆の人に施することを知十四また神の爾曹に賜し厚恩に縁て爾曹を慕ひ爾曹の爲に祈て榮を神に歸す十五うの言盡されぬ神也賜物に因て我神に感謝する也

第十節 我パウロ 即ち爾曹の中に在て爾曹の面を觀するときハ 謙卑な

んぢらを離るるときハ勇敢者いまキリストの柔和と寛容を以て爾曹に勸むニ我儕を肉に循ひて行き意ふ者あり我かくの如き人を待ふにハ勇敢せんさ意へり只れがふ所ハ爾曹に會さき此の如く勇敢せざらんことなり三我儕ハ肉に在て行けども肉に循ひて戦はず 四夫われらが 戦の器ハ肉に属する者に非ず營壘を破るは神に由て能あり 五我儕ハ神の教に逆ひて建たる所の 諸の楯と論を毀し諸の意思を擡にしてキリストに服しむ六我なんぢらが全く服ハんさき諸の違逆者を罰せんさ既に其備をなせり七爾曹ハ貌れみを觀か若し人みづからキリストに属るもれさ信ぜば復自ら之を思ふべし己がキリストに属る如く我等もキリストに属る者なり八主の我儕に賜ひし所の權威すなハち爾曹を敗る爲にあらず建ん爲に賜ひし者について愈々誇ることも我愧と爲す九我これを言ハ書ハ以て爾曹を懼しむる如く見ざらん爲なり十蓋われらの言に其書ハ重かつ嚴く其會るときは容ハ懦く其言ハ鄙さ云々なり十一此の如き人これを思ふべし我儕ハ

遠くの書の言の跋きが如く會さまに行ふ事も亦かくの如くならん 十二
 自ら譽る者あり我儕敢て之を匹これと較ることをせず然と彼等みづから互
 に度みづから互に較れば智なき者なり 十三 我儕の量を踰て誇らず惟神わ
 れらに頒給ひし所の法の量に循ふ我儕の量に循ひて爾曹にまで至
 れり 十四 我儕ハ爾曹に至るべからざる者の如く自ら量を踰て爾曹に及る
 に非ず蓋キリストの福音を傳て既に爾曹にまで至れば也 十五 我儕ハ量を踰
 て他の人の功勞を誇らず惟なんぢらが信仰いよく篤なり我儕の量なんぢ
 らの中に在て更に大ならん事を望む 十六 是われら他の人の量に由て既に備
 れるものを誇らず爾曹を越て外の處に福音を傳んが爲なり 十七 誇る者ハ主
 を誇るべし 十八 蓋みづから譽るに非ずして主の譽るもの可き爲るれば也
 十九 爾曹少しく我が愚を容る爾曹ハ原より我を容る者なり
 二十 われ神の熱心の如き熱心をもて爾曹を念ふ我なんぢらを一人の夫に聘
 定せり是なんぢらを潔き女としてキリストに獻んとする也 三 蛇の詭詐に

エバの惑されし如く爾曹の心 環はれてキリストに向ふの誠實を離ん事を
 我儕懼るももし人きたりて我儕が未だ宣ざる外のイエスを宣んに爾曹ある
 ひハ未だ受ざる外の靈をうけ或ハ未だ受ざる外の福音を受るべきハ爾曹能
 これを容ん 五 我ハ何事にも尤も大なる使徒等に亞す意ふなり 六 我ハ言に
 拙けれども智識ハ然らず我儕の事ハ凡の事について爾曹に顯明なり 七 われ
 爾曹を高せんが爲に自ら卑りて價なしに神の福音を爾曹に傳しハ罪を犯
 したる乎 八 われ他の教會より奪ひて給料を取なんぢらの爲に役たり 九 又
 われ爾曹の中に在て乏かりしとき誰をも累せざり蓋マケドニヤより來
 りし兄弟わが乏き所を補ひたれば也 十 すべてに於て我みづから守て
 爾曹を累せざりき尙みづから守らん 十一 我に在キリストの眞に従ひて
 我いふ我この誇る所のことをアカヤの地にて阻る者あらじ 十二 何故ぞ
 や爾曹を愛せざるに因か神知たまへり 十三 われ機を求る者の機を絶んため
 に我が行ふ所をなほ行ハんとす是彼等をして其誇るところ我儕と同からし

めん爲まり十三の輩、偽の使徒また詭譎を行ふ者にしてキリストの使徒の貌に變じたる者なり十四これ奇しき事に非ずサタンも自ら光明の使徒の貌に變するより十五是故に彼の役者たこひ義の使徒の貌に變するも大なる事に非ず彼等の終ら必ずこの爲に應へし十六又いふ人われを惡意ふ勿れ然らず爾曹われを愚なる者として受納よ是われも少しく誇らん爲なり十七わが言さころの主に循ひて言に非ず愚なる者の如く憚らず誇て言なり十八多くの肉に因て誇れば我も亦誇るべし十九うの爾曹の智ある者にして喜びて愚なる者を容れべなり二十人もし爾曹を奴隷とし人もし爾曹を啖ひ人もし爾曹を劫め人もし爾曹に驕り人もし爾曹の面を批とも爾曹これを容るなり二一我辱て言われらば懦弱者の如き然と人の強き所に我も亦強しわが如此いふ愚なるが如此二二彼等へブル人なるが我も然り彼等イスラエルの人なるが我も然り彼等アラハムの裔なる乎われも然り二三彼等キリストの役者なるが我の之ふ愈れりわが如此い

ふ狂る者の如しわれ勞苦しむ彼等より多く鞭たれしを彼等より夥しく獄に入らるるこ多死に遭こし屢々なり二四又われハ五次エダヤ人に四十に一を減じたる鞭を受二五三たび條にて撲れ一次石にて撃れ三たび破船にあひ一晝夜海にあり二六又しバク旅路を經かつ河の難盜賊の難同族の難異邦人の難城裏の難野の中の難海中の難偽の兄弟の中の難に遭り二七また彼等に愈て勞苦つかれ屢々寐す飢渴しバク食を絶ち凍裸なり也二八此に言ざる外の事ありて日々我に迫る即ち諸の教會の憂慮なり二九誰が弱て我弱さらんや誰が礙て我が心熱せさらん乎三十もし我がならず誇るべくが我が弱さを誇るべし三一永遠領べき神主イエスキリストの父わが誰らざるを知らたまふ三二ダマスコに於てアレタ王に屬る邑幸われを執へんとしてダマスコ人の邑を守れり三三われ篋を以て屢より石垣にうち下され彼の手を脱れたり

わが誇り固より益なし今主の顯現を黙示に及ばん二我キリス

トにある一人の者を知り此人十四年前に擧へられて第三の天に至る
 (或ハ肉體に在シカ我しらす或ハ肉體の外に在シカ我しらす神知たまふ) 三
 我この人を知(かれ或ハ肉體に在シカ或ハ肉體の外に在シカ知す神しり
 給ふ) 四 され擧へられて樂園に至り言へからざる言 即ち人の語るま
 じき言を聞き 五 我かくの如き人の爲に誇るべし我が弱きこの外ハ自ら誇ら
 ず 六 我もし自ら誇らんとするとも愚なる者とならず蓋真を言ふなり然ど
 人の我に見えざる或ハ我に聞えざるに過て我を疑んことを恐るるに因て
 誇ることを止べし 七 また賜りし多の黙示に因て我が傲ること無らん爲に一
 の刺を我が肉體に予ふ即ち我が傲ること無らん爲に我を撃サタンノ使者
 なり 八 我これが爲に三次主に之を我より離んことを求めたり 九 我に言給ひけ
 るハ我が思ふに足り蓋わが能ハ弱に於て全なれば也 十 之の故に寧ろ欣
 びて自己の弱に誇らん是キリストの能われに寓らん爲なり 十一 之に因て我キ
 リストの爲に懦弱と凌辱と空乏と迫害と患難に遭を樂みさせり蓋われ弱

き時に強ければ也 十一 われ誇るに因て愚なる者となれり爾曹われを強て如
 此なせり蓋われ取に足ざる者なれども凡の事もつとも大なる使徒に亞らず
 原より爾曹に懇らるべき者なれば也 十二 われ休徴さ 奇跡さ 妙用
 をもて爾曹の中に多く忍びて使徒の證をなせり 十三 我が爾曹を累らせざる
 事の外の爾曹他の教會に何の亞る所がある願くは我この不義を恕せ
 十四 われ今第三次なんぢらに至んさて備せり又なんぢらを累らせざらん
 十五 蓋われ爾曹の所有を求めず唯なんぢらを求めれば也 十六 子ハ親の爲に積
 ふべき者に非ず親ハ子の爲に積ふべきものなり 十五 我いよく爾曹を愛す
 れば愈 爾曹に愛せられず然を欣びて爾曹の靈魂の爲に財を費し身を盡
 すべし 十六 然ど或人言ん我なんぢらに累せざるハ巧なる者なるにより絶
 計を以て爾曹を牢籠るなり 十七 われ爾曹に遣し者の中の誰に由て爾曹
 より利を得しや 十八 我請てテトスを爾曹に遣し又かれと偕に我儕の兄
 弟をも遣せりテトス爾曹より利を得し乎われら同心にて行ざりしや同

跡を行ざりし乎○十九 爾曹また我儕みづから爾曹に懇する意ふや我キ
 リストに在て神の前にいふ愛する者よ我儕の行ふ所へ皆爾曹の徳を建ん
 爲なり二十 我いたらん時われ爾曹を見に我が欲し如ならず爾曹が我を見に
 も爾曹の欲し如くならざらんを恐また争闘、娼嫉、忿怒、争ひ分るること
 段謗、讒言、驕矜、混亂などの有んとを恐るニ又わが再び至らん時わが神我
 をして爾曹の中に愧しめ給へんとを恐また我もほくの人の罪を犯て其行
 ひし所の汚穢、姦淫、法肆などの事を悔改めざるを見て憂んことを恐る
 我いま第三次なんぢらに至らん二人あるひ三人の證人の口
 に憑て凡の事定るべしニ我さきに爾曹に告たり我第二次なんぢらに觀し
 とき語りし如く罪を犯し者其餘の人々に今また預じめ、悞違て告われ
 復いたらば必ず怒さじニ是なんぢらキリストの我に在て語る徴を求るに因
 てなり彼の爾曹に向て弱からず爾曹の中に強なり四 われ弱に由て十字架に
 釘られたれと神の能に由て生たり我儕も彼に在て弱者なれと爾曹に向ふ

神の能に由て彼さきに生ん五 なんぢら信仰に居や否や自ら審み自ら試む
 べし爾曹もし棄らるる者ならずバイエスキリスト爾曹の中にあり之を自ら
 知ざらん乎六 われら棄らるるものに非ざるを爾曹知んことを我のぞむ七 我
 儕なんぢらが少も惡を行はざらんことを神に願ふ此われらの是なることを
 彰すに非ず我儕棄らるる者の如く見るも爾曹が善を行へんことを願ふなり
 八 蓋われら真理に遊ひて能なし真理に順ひて能あれば也九 われら弱して爾
 曹強さきハ我喜ぶ我儕願ふ所の爾曹の全ならん事なり十 是故に我悞違
 てあるさき此を書遣る是なんぢらに觀んとき主の我に賜ひし權威すなはち
 敗る爲に非ず建る爲に賜ひし者に循ひて跋く爾曹を待ふこと無らん爲なり
 十一 此外また言ん兄弟よ爾曹喜び且全なり且慰め且心を同う
 し且和睦をなせよ然らば愛と平安の神なんぢらと偕に在ん十二 なんぢら
 潔き接吻をもて互に相問へし十三 踏の聖徒なんぢらに安を問り十四 願くハ
 主イエスキリストの恩と神の愛と聖靈の交際なんぢら衆と偕に在んこと

をアメン

新約全書 哥林多後書 終

新約全書 信徒パウロがラテヤ人に贈れる書

父なる神に由て立られたる使徒パウロニ及び我と偕に在すすべての兄弟が
 ラテヤの諸教會に書を達するニなんぢら願くハ父なる神および我の主人
 エスキリストより恩寵と平康を受よ 四キリストハ我の父なる神の旨に循
 ひ今の惡世より我儕を救出さんとして我の罪の爲に己が身を捨てたまへり
 五願くハ榮彼に歸して世々に至れアメン 〇六キリストの恩をもて爾曹を
 召たる者を爾曹が此如すみやかに離れて異なる福音に遷し事を我怪しむセ
 此ハ福音に非ず或人たと爾曹を擾しキリストの福音を更んさする也 八我儕
 にもせよ天よりの使者にもせよ若われらが曾て爾曹に傳し所に逆ふ福音
 を爾曹に傳る者ハ詛るべし 九我儕既に言しが今また我らの如く言ん若なん
 ぢらが受し所に逆ふ福音を爾曹に傳る者ハ詛るべし 十今われ人の親を
 得んことを要るや神の親を得んことを要るや或人の心を得んことを求

加拉太書第一章

自一至十節

五百四十三

ふや若われ人の心を得んことを求むとキリストの僕に非ざるべし〇十一兄弟よ我なんぢらに示す我會て爾曹に傳し所の福音の人より出るに非ず十二蓋われ之を人より受す亦教られず惟イエスキリストの黙示に由て受たれば也十三わが靈にエダヤ教に在しとき行ひたる事を爾曹聞り即ち甚しく神の教會を害かつ之を殘賊せり十四我また心を人よりも先祖等の遺傳に熱しエダヤ教に在て我が國人のうち年相若あほくの人に超りたり十五然ども我が母の胎を出し時より我を簡びおき恩をもて我を召給ひし神十六うの子を異邦人の中に宣しめんがため心に善として彼を我心に示し給へる其時われ直に血肉と謀ることをせず十七また我より先に使徒と作てエルサレムに在るもの者にも往すアラビヤに往またダマスに返れり十八三年を経て後ペテロを尋ん爲にエルサレムに上り十五日彼と偕に居しが十九他の使徒等にも主の兄弟ヤコブを除て誰にも遇りき二十今我爾曹に書遺る所ハ神の前に離れる言なし二厥後われシリヤキリキ

ヤの地に至れりニ然どもエダヤに在キリストは諸教會ハ我が面を識るべき三三しかれらハ前に已等を離しもの今ハうの前に滅さんとしたる信仰の道を宣傳ふと聞二日我事に因て神を崇ることを爲り

十四年の後われバルナバと偕にテトスを伴ひて亦エルサレムに上るニわが上りしハ黙示に循へるなり異邦人ハ中に於て我が宣し所の福音を彼等に告また私に名ある人等に之を告たり蓋いま勤る所また既に勤めし所の事の徒然ならざらんが爲あり三我と偕に在しテトスハギリシヤ人なるにるは強てハ之に割禮を受させざりき四うハ私に入られし僞此兄弟あるに因てなり彼等の私に入しハ我儕がイエスキリストに在て有るは自由を親ハ我儕を奴隷とせんが爲あり五われら一時も之に服する事をせず此ハ福音ハ眞つれに爾曹と偕に在んことを望めバ也六此名ある者より我の受しことをし彼等ハ何なる人なるにもせよ我に於て與る所なし神ハ偏る者に非ず彼此名ある者われに誨を加しと無きあり七反て彼等ハペテロが割禮

を受たる者に福音を傳ることを託られし如く我が割禮を受ざる者に福音を傳ることを託られしを見八(ペテロに能力を予て割禮を受たる人の使徒を爲し者また我にも能力を予て異邦人の使徒を爲り)九また我に賜し所の恩を知しにより柱と意するヤコブケバヨハナも其右手を予て我とバルナバに交を結べり是われら異邦人に至り彼等の割禮を受たる者に至らん爲なり十彼等の惟れがふ所の我儕が貧民を眷顧んとあり我儕も亦この事ハ素より進んで爲んとする所なり十一ペテロアンテオケに至りしとき彼に責べき所ありしに因われ當面これを詰めたり十二蓋ヤコブより來る者の未だ至らざる前にハペテロ異邦人と共に食したれども彼等が至るに及て割禮を受たる者を懼れ退きて異邦人と別たれ也十三今の餘ハユダヤ人も彼等偕に偽の行をなしバルナバも遂に其偽の行に誘れたり十四我れらが福音の眞に違ひ正く行はざるを見すべての人の前に於てペテロに曰けるハ爾ニダヤ人にして若し異邦人の如く行ひユダヤ人の如く行はざ

るべきハ何ぞ異邦人を強てユダヤ人の例に遵はせんを爲や十五夫われらハ生來のユダヤ人にして異邦より出たる罪人に非ず十六然と人の義をせらるるハ律法の行に由り非ず惟イエスキリストを信するに由なるをこの故に我儕も律法の行に由り非ずキリストを信するに由て義とせられんが爲にイエスキリストを信す蓋律法の行に由て義とせらるる者なければ也十七若われらキリストに在て義とせられん事を欲ひなほ罪人ならんキリストの罪の僕あるが故に然らず十八我が先に毀し此ものを今も復び建てば自ら其罪人なるを顯すあり十九われ律法に由り律法に向ひて死に是神に向て生ん爲なり二十我キリストと偕に十字架に釘られたり既われ生るに非ずキリスト我に在て生るなり今われ肉體に在て生るハ我を愛して我が爲に己を捨し者すはち神の子を信するに由て生るなり二十一我ハ神の恩を徒然せず若し義とせらるるは律法に由りキリストの死ハ徒然なる業なり

目前に著されたるガラテヤ人よ誰が爾曹を誑かし乎ニ我た此事を爾曹より聞んす爾曹が愛を受しハ律法を行ふに由り將きて信ぜしに由り三爾曹かく愚なる乎あんぢら靈に因て始り今肉に因て全うせらるる乎四なんぢら如此ちほくの苦を徒然に受しや實に徒然に有まじ五爾曹に靈を予へかつ奇跡を行はしめ給ふ者の如此なすハ爾曹が律法を行ふに由てなる乎又ハ聞て信ぜしに由てなる乎六即ちアブラハム神を信じ其信仰を義と爲れたるが如し七是故に信仰による者は是アブラハムの子なりこ爾曹知べしハかつ聖書すでに信仰に由て神の異邦人を義と爲給ふことを預じめ曉まづ福音をアブラハムに傳て諸國の民ハ爾に由て福を獲ん云り九是故に信仰に由もの信仰ありしアブラハムと偕に福を受十凡る律法の行に由もの誑るべし蓋律法の書に載たる凡の事を恒に行はざる者ハ誑るを録されたれば也十一かつ義人の信仰に由て生べしと有ハ律法に由て神の前に義とせらるる者なきことハ明かなり十二爾れ律法ハ信仰に

由す即ち曰これを行ふ者ハ之に由て生べしと十三キリスト既に我儕の爲に誑るる者となりて我儕を贖ひ律法の誑より脱しめ給へり蓋すべて木に懸る者ハ誑れし者なりと録されたれば也十四是アブラハムに約束し給ひし恩恵イエスキリストに由て異邦人にまで及び我儕にも信仰に由て約束の靈を受しめん爲なり十五兄弟よ我いま人の事に由て曰ん人の契約に既に定められ之を廢また加ふることなし十六爾れ約束ハアブラハムと其裔とに立給ひし者にして多の人を指て裔と云るに非ず惟一人を指て爾の裔と云る也これ即ちキリストなり十七我これを言ん神の預じめ定給ひし契約ハ四百三十年のちの律法これを棄ちの約束の言を徒然するをせざる也十八嗣業を爲こと若し律法に由ハ約束にハ由ざるべし然と神ハ約束に由て之をアブラハムに賜へり十九然らハ律法の用何うや此ハ約束を受べき裔の來るまで罪の爲に加へし者にて天使等により中保の手に備へ給ひし也二十爾れ中保ハ一人に屬る者に非ず神ハ即ち一人なりニ然らハ律法

ハ神の約束に反るや決して非ず若し人を生しうる律法を賜りしならバ義とせらるるハ必ず律法に由べし三三然ども聖書の反て萬人を罪の下に拘幽たり此ハイエスキリストを信するに由る約束のものを諸凡信者に賜らんが爲なり二三信仰の來らざる先にハ我儕律法の下に拘幽られ且守れて其顯れんとする信仰を俟り二四かく律法ハ我儕をして信仰に由て義とせらるる事を得しめんが爲に我儕をキリストに導く師傳となれり二五然ども今信仰すでに來たれば我儕もハや師傳の下にあらす二六爾曹ハ皆キリストイエスを信するに由て神の子となれり二七ろハ凡ろバプテスマを受てキリストに入る爾曹ハキリストを衣たる者なれば也二八斯る者の中にハエダヤ人またギリシヤ人あるひハ奴隸あるひハ自主あるひハ男あるひハ女の分なし蓋なんぢら皆キリストイエスに在て一なれば也二九若なんぢらキリストに屬する者ならバ爾曹ハアブラハムの裔すなハち約束に循ひて嗣子たる也

第四章

我ハ人嗣子たる者ハ全業の主なれども其童蒙の時ハ僕に異なることなしニ父の定し期いたるまで受託者および家宰の下に在三此の如く我儕も童蒙の時ハ此世の小學の下に在て僕たる也四然ども期すでに至るに及びて神の子を遺し給へり彼ハ女よりうまれ律法の下に生れたり五これ律法の下にある者を贖ひ我儕をして子たることを得しめんが爲なり六且なんぢら既に子たることを得しが故に神の子の靈を爾曹の心に遣りアバ父と稱しむ七是故に爾はもばや僕に非ず子あり既に子ならバ亦神に由て嗣子たる也八然ども爾曹神を識ざりし時ハ其實神に非ざる者に事て僕たりき九然ども爾曹いま神を識り反て神に識れたりと謂へし何ぞ弱く賤き小學に返りて復び之が僕たらんことを欲ふや十なんぢら慎て月と日と節とと歳とを守る十一われ爾曹に就て危む恐くハ爾曹の爲に我が勤めし事の徒然ならんことを〇十二兄弟ノ願くハ爾曹わか如くあれ蓋われ爾曹の如なりたれば也なんぢらハ我を害せしことなし十三曩に我よわき身にして爾曹に

福音を傳へしころハ爾曹の知さる也十四 爾曹を試る者の我が身に在しき
 爾曹ハ卑めず亦厭す反て天使の如くキリストイエスの如くに我を待
 ひたり十五 爾曹の時の福ハ如何ありし乎われ爾曹に證す若し爲得べく
 ハ爾曹みづからの目を抉て我に予んさまで願たり十六 然るに我なんぢらに
 真理を語りしに繼て我なんぢらの仇さざりし乎十七 彼等が爾曹に熱心なる
 ハ善意に非ず爾曹を己に熱心ならしめんさて爾曹を離しめんとする也
 十八 然と唯わが爾曹と偕なる時のみならず善事の爲に常に熱心なるハ宜き
 なり十九 我が小子よ我なんぢらの心にキリストの狀成までハ復び爾曹の
 爲に産の助勞をなす二十 我いま爾曹と偕に在て口氣を改めんことを欲ふ蓋
 われ爾曹に就て感ばなり〇二二 なんぢら律法の下に在んことを欲ふ者よ我
 に語れ爾曹律法を聞ざる乎二三 録してアブラハムに二人の子あり一人ハ
 婢より一人ハ自主の婦より生れし者有二三 一の婢より生れし者ハ肉に循ひ
 自主の婦より生れし者ハ約束に因て生れたる也二四 この言ハ譬喩にして即

このをんなふたつはイサクとイシマエルなり
 此婦ハ二の契約に比ぶべし一ハシナイ山より出て子を奴隷に生れ即
 ちハガルなり二五 此ハガルハアラビヤのシナイ山今のエルサレムに當る
 なり蓋かれ其諸子と偕に奴隷たれば也二六 然と上に在んころのエルサレム
 ハ自主にして是われらの母なり二七 一ハ録して姪す生ざる者よ喜べ産の助
 勞せざる者よ聲を揚て呼れ寡居る者の子ハ夫ある者比子よりも多故な
 りと有びなり二八 兄弟よ我儕ハイサクの如く約束の子なり二九 然ども當
 時の肉に循ひて生しもの靈に循ひて生れし者を著し知く今も亦然り三十 然
 ど聖書ハ何と云るや婢あよび其子を逐るハ婢比子ハ自主の婦の子と共に嗣
 子となる可らざれば也三十一 兄弟よ此の如るれば我儕ハ婢比子に非
 ず此自主の婦の子なり

イエスキリスト我儕を釋て自由を得させたり是故に爾曹堅立て
 復び奴隷の軛に轡るる勿れ二我パウロ爾曹にいふ爾曹もし割禮を受なば
 キリスト更に爾曹に益なし三我また割禮を受たる各々の人に就て證す其人

まつたおきておこな
 ハ全き律法を行ふべき者なり四なんぢら律法に由て義とせらるる者ハキリ
 ストと興りなく恩より置たる者なり五われら望む所のもの即ち信仰を以て
 義とせらるることを愛に由て候あり六夫キリストイエスに在てハ割禮を受
 るも受ざるも益なく惟愛に由て行く所の信仰のみ益あり七なんぢら前に
 ハ善走りたり誰ハ爾曹の真理に循ハざるや阻ることを爲しや八の勤ハ
 爾曹を召者より出るに非ず九少許ハ野驛ハ全國をみな發しむ十爾曹に就て
 ハ我なんぢら少しも異念を懷ざるを主に由て信す誰にても爾
 曹を煩ハす者ハ其審判を受べし十一兄弟よ我もし今も尙割禮を宣ハ何
 ぞ驚らるる事あらん乎もし然せば既や十字架に礙くことを止べし十二爾曹を
 亂す者ハ自ら爾曹より離んことを願ふ十三の兄弟よ爾曹ハ召を蒙り
 て自由を得たる者なれば也されど其自由を得を機會として肉に循ふ勿れ惟
 愛を以て互に導ることを爲し十四われ已れ如く爾ハ隣を愛すべしと曰る此
 一 言すべての律法を全うする也十五なんぢら慎よ若たのみに呑噬ハ

恐くハ互に滅されん〇十六われ謂なんぢら愛に由て行むべし然ハ肉の慾を
 成こと莫らん十七の肉の慾ハ愛に逆ハ愛の慾ハ肉に逆ハ此一二のもの
 の互に相敵る是故に爾曹好む所の事をなすを得ず十八然と爾曹も愛に
 導りて下なるべし十九の肉の行ハ顯著なり即ち苟
 合汚穢好色二十偶像に事ること巫術仇恨爭鬪妒忌忿怒分争
 結黨異端二娼嫉兇殺醉酒放蕩などの如し此等の事につき我曹
 て爾曹に斯る事をなす者ハ神國を嗣ハからずと告しるの如く今また預じ
 め之を告三愛の結ぶ所の果ハ仁愛喜樂平和忍耐慈悲良善忠信
 三溫柔 擗節ハくの如き類を禁する律法ハある事なし四夫キリストに
 屬する者ハ肉ハ其情もよび慾を十字架に釘たり五若われら愛に由て
 生なバ亦愛に由て行むべし六互に怒たがひに妬むことを爲て虚榮
 を求める勿れ

兄弟よ若しからずも過に陷る者あらハ爾曹のうち愛に感じた

新約全書加拉太書終

新約全書使徒パウロエペソ人に贈れる書

神の旨に由てイエスキリストの使徒と爲るパウロエペソにある聖徒あよびイエスキリストに在て信する者に書を贈るニ願くハ我儕の父ある神あよび主イエスキリストより恩寵と平康を受よ○三神即ち我儕の主イエスキリストの父ハ領べきかな彼キリストに由て諸の靈の恩を以て天の處にて我儕を己に恵みたり四られ神我儕をして其前に聖く疵なからしめん爲に世基を置ざりし先より我儕をキリストの中に簡び五の意のまゝにイエスキリストに由て我儕を己の子と爲んことを愛を以て預じめ定たり六の恩の榮を讀しめんため也すなハち愛する者に在われらに賜ふ所の恩なり七の恩の豊さるに由て彼にある我儕の血により贖するハち罪の赦を得なり八神さまの智慧と聰明を予へて此恩を我儕に充しめ九我儕に其旨の奧義を意のまゝに示せり十これ自ら定め給ひし所なり即ち期の満るさまに至りて或ハ天に在あるハ地にある萬物をキリストに歸せしめ

んが爲に定め給ひし所あり十一 萬事を其意のまゝに行ふ者ものれに
 循ひて預じめ我儕を定めキリストに在て嗣子と爲こ事を得しむ十二これ
 前にキリストを頼める我儕をして彼の榮の讚美らるる事を爲しめんため也
 十三 爾曹も眞の道すなはち爾曹を救ふ福音を聞し後キリストを信じ我儕が
 業を嗣の質ある約束の聖靈を以て印せらるる十四 神聖靈をもて印したまふの
 其質受し者を救ひ且そのの榮を願さんため也十五 是故に我も爾曹が主イ
 エスを信すること諸の聖徒を愛することを開て十六 爾曹の爲に感謝して
 已す常に我が祈禱のとき爾曹を懷ふ十七 我儕の主イエスキリストの神榮
 の父智慧と黙示の靈を爾曹に賜ひ爾曹をして神を識しめ十八 また爾曹の心
 の目を明かにし其召を蒙りて有つ所の望と聖徒に賜ふ所の業の榮の富と
 十九 また信する爾曹に對して行ひ給ふ神の能の極て大なるを告知しめ
 給へんと願ふ爾曹の信する神の大なる能の感動に由なり二十 即ちキリ
 ストに行ひし所にして彼を死より甦らせ諸の政と權威と能力と

幸治また此世のみならず來らんとする世にも凡て稱ふる所の名の上に置き
 天の處にて己の右に坐せしめ能なり二三 また一切の物を彼の足下に置
 また彼を一切の者の上に首となし此を教會に賜ひて其首と爲り二三 教
 會の彼の身體なり萬物を以て萬物に満しむる者の満る所なり
 俗に循ひ彼の愆と罪を行ひて日を送り亦空中にある諸權を總宰とる者
 すなはち信じ従はざる者の中に今はたらく所の靈に循へり三我儕もみな會
 て其中に在り肉の慾に循ひて日を送り肉と心の慾を任をなし他人の如く
 本 性にして怒の子なりき 然るに矜恤に富る神われらに愛する所の大
 なる愛に縁 五罪に死し時にすら我儕をキリストと偕に生し(なんぢら想に
 由て救れし也)六 又イエスキリストに在われらに彼と偕に甦らせ共に天
 の處に坐せしめ給へり七 これ今より後の世々キリストイエスの中にて我儕
 に施す所の仁慈をもて其恩の勝て豊なるを顯さん爲なり八なん

ぢら恩に由て救を得これ信仰に由てなり己に由に非ず神の賜なり九行
 によるに由に非ず此の如なるは誘る者なからん者なり十我儕ハ神の造り給へる者
 なり即ち我儕をして善事を行はしめん爲にキリストイエスの中に造り給へ
 り此事ハ神われらに行はせんとて預じめ備へ給ひし所なり〇十一是故に爾
 曹心に憶ふ肉に由て異邦人なる爾曹手を以て肉に行へる割禮の者に不割
 禮と稱られし者なれば十二其時ハ爾曹キリスト無イストラエルの籍に非ざ
 る異邦人にして夫の約束につひて結び給ひし契約に與りなく望なく又世に
 在て神なき者なり十三然ども今ハキリストイエスに在るに遠かりし爾
 曹イエスの血に由て近けり十四彼ハ我儕の和なり一二者を一となし冤
 仇となる隔の籬を毀ち律法の中に命する所の法を其肉體にて廢せり蓋二
 者を己に聯れ之を一の新しき人に造りて和がしめ十六また十字架を以
 て冤仇を滅し又これを以て一二者を一體となして神と和がしめん爲な
 り十七又かれ來りて福音を傳へ爾曹遠かりし者および近き者にも和平な

宣たり十八われ彼に由て我儕二者一の靈に在て父に近く事を得なり
 十九是故に爾曹今より寛旅に非ず亦寄寓者に非ず聖徒と同じ邦また神
 の家に屬する者なり二十且なんぢら使徒と預言者の基の上に建らるイエス
 キリスト自ら其隅の首石となれり二一全屋みな構合て彼の中に在るに
 増て聖殿主の中に成なり二三爾曹も皆に彼の中に建られたり是靈に由
 て神の居給ふ處となるべき爲なり

是故に爾曹異邦人の爲にキリストイエスの囚人となれる我パウ
 ロ爾曹の爲に祈る二爾曹の爲に神の我に賜ひし恩ハ爾曹すでに聞しなら
 ん三即ち黙示をもて奥義を我に示せるなり我はご前に録せる如し四爾曹こ
 れを讀ぶ之に由て我キリストの奥義を曉れることを知べし五前代に之を人
 に知しめしハ今靈を以て聖使徒と預言者に示す如ならざりき六今の奥
 義ハ即ち異邦人福音に由キリストイエスに在て同に嗣子となり同に一
 脉となり共に約束に與る事を得べき也七われ神の恩賜すなり其能の感

動を以て我に賜ひし恩によりて此福音の役者となれり 八 諸の聖徒の中に
 最 徴 者よりも徴き我に此恩を賜ひて測るべき能はざるキリストの
 富を異邦人に傳へ 九 且イエスキリストを以て 萬 物を造りし神の中に世
 の始より以來おくれたる奧義如何を衆の人に悟らしむ 十 此れ教會を以て
 天の處にある 政 を執る者と權威を有る者に神の萬殊の智慧を知らしめん
 爲なり 十一 此ハ神世々の先より定め給ひし旨に循へる也 十二 此の旨ハ我儕の主
 キリストイエスに由て成就せり 十三 我儕キリストイエスに在て之を信す
 るにより臆せざるべきを得また憚るべきなくして神に近くとを得たり 十三
 是故に我なんぢらに求むが爾曹の爲に受る患難により怯るを勿れ 此なんぢ
 らの榮なり 十四 此に縁て我儕の主イエスキリストの父 即ち天と地にある
 諸族の彼に由て名を得し者の父に 跪きて 十六 願ふハ其榮の富に循ひ其
 靈をもて爾曹の衷の人を剛 健にし 十七 又キリストをして信仰に由て爾
 曹の心に居しめ 十八 また爾曹をして愛に根し愛を基として諸の聖徒と偕に

測る可らざるキリストの愛を知 十九 うの測る長と深と高とを識らしめ 又す
 べて神に滿るものを爾曹に滿しめ給はんこと也 二十 願くハ我儕の中に行ふ
 能力に循ひて我儕の求るべき思ふ所より甚く過れる事を行得る者に
 三 キリストイエスにより教會 の中にて世々窮なく榮を歸せんことをア
 メン

然れば主に在て囚人となれる我なんぢらに勸なんぢら召れし召に
 符て行はんことを 二 悉く謙遜と柔和と寛容なる心を以て行ひ愛を以て互
 に忍び 三 平和さといふ聖の中に務て 靈の賜ふ所の一なるを守るべし 四 體ハ
 一 靈ハ一なり 爾曹の召れて有つ所の望の一なるが如し 五 主一信仰
 一 マテスマ一 六 神すあはち 萬 人の父一なり 彼ハ 萬 人の上にあ
 り 萬 人に貫き 萬 人の中に在てわれら各人にキリストの賜ふ所の量
 に循ひて恩を賜ふあり 八 是故に云るべき有かれ上に昇しき擧にする者を
 擧にし 賜を人に給へり 九 已に上に昇れり 謂は先地の下に降りしに非

すや十降りし者ハ即ち諸の天の上に昇りし者なり彼らるづの物に満んこ
 す十一ろの賜ひし所ハ使徒あり預言者あり傳道者あり牧師あり教師あり
 十二これ聖徒を全ふし服役の事を行ひキリストの體の徳を建十三我儕をし
 て皆おなじく神の子を信じ之を知り全人すなはちキリストの満足るほど
 成までに至り十四今よりのち嬰兒をらす人の詭譎の術を誘惑の巧に誘
 惑さるることなく各様の教の風に搖動されず十五愛をもて真理を行ひ長て
 凡のこ首をキリストに效しめん爲なり十六彼を本とし全體すべの百
 節の助によりて聯絡鞏固の肢體ののく分量に循ひ方行て其體を
 育みづから愛に由て徳を建るなり○十七是故に我これを言ひ主に在て爾曹
 を戒む爾曹今よりのち異邦人の如く其心の邪曲なるに任せて行ふべ
 らす十八かれら心昏き者なり又知ること無により頑なるに因て神の生
 に遠かれり十九彼等ハ恥を知らず好て凡の汚を行へん爲に己を放蕩に付せ
 り二十然ぞ爾曹ハ此の如く行へん爲にキリストを學べるに非ず二一爾曹ハ

れに聞かれの教を受けてイエスにある真理を知しならん二三なんぢら風に習
 る舊人すなはち人を惑はす慾の爲に壞らるるものを脱二三また爾曹の心
 の靈を新にし二四神に象りて真理の義を潔にて造れる新人を衣るべ
 し二五斯て謊言を去むのく其隣に眞を言へし蓋われら互に肢なれば也
 二六怒て罪を犯すこと勿れ怒て日の入までに至ること勿れ二七惡魔に處を
 得さずること勿れ二八竊をする者復ぬすみを爲なけれ強る者に施さ
 んために勵て手づから善工を作べしニ九凡て汚たる言を爾曹の口より出
 こと勿れ唯時に從ひて人の徳を建べき善事をいひ聽者をして益あらしむべ
 し三十神の聖靈をして愛しむること勿れ爾曹救を得る日の爲に彼の印を
 受し者なり三一爾曹すべの恨毒 忌 憾 忿 怒 喧 嘩 謗 讒 また諸の惡を
 己より去べし三二互に仁慈を憐恤あるべしキリストに在て神なんぢらを救
 へ給へる如く爾曹も互に救すべし

第五言

なんぢら愛せらるる兒女の如く神に效ふべし二また愛を以て行ひ

キリストの我儕を愛し我儕に代て己を禮物となし犠牲となして神の前に
 馨香あらしめんとて 獻給ひし如すべし 三 聖徒たるに符ふことく
 好淫あふび凡の汚穢たる事また貪婪ことを互に言ふことたに爲勿れ 四 淫辭と
 浮言と 戯言を言ふは是宜ひらざる事なり寧ろ謝することなす
 べし 五 蓋すべて姦淫するもの汚穢たる者あふび貪婪者すなはち偶像を拜む
 者のキリストと神との國を嗣を得ざることハ爾曹知らざり六 なんぢら人の
 虚言に欺かるること勿れ 神の怒りこれらに因て背逆者に至るなり七 是
 故に彼等に與するること勿れ 八 爾曹も暗りしが今主に在て光れり光の子
 輩の如く行ふべし 九 蓋光の結ぶ所の果ハ諸の仁こと義こと誠實の
 中にあれはなり 十 主の悦ぶ所を辨へて之を行ふべし 十一 なんぢら果を結
 ぶる暗行に與することなく反て之を責べし 十二 彼等が隠にて行ふ所の
 事ハ之を言だにも愧べき事なり 十三 凡て責を受べきことハ光に由て顯る
 なり 蓋すべてを顯す者ハ光なれば也 十四 是故に云る言あり隠たる者よ目を

醒し死より起しキリスト爾を照さん 十五 然ハ爾曹つとみみて行を堅くす
 べし 智者ざる者の如くせず 智者の如くし 十六 機を窺ふべし 是時惡けれ
 ば也 十七 是故に愚なる者を爲ることなく 主の旨ハ如何と識るべし 十八 また酒
 に酔ふこと勿れ之をなすハ放蕩なり 宜く靈に満さるべし 十九 互に詩と歌と
 靈に感じて作れる賦を以て語りあひ又うたひて 爾曹の心に主を讚美すべ
 し 二十 凡の事につきて恒に我儕の主イエスキリストの名に託て 神即ち
 父に謝すべし 二一 キリストを畏るる心を以て互に服ふべし 〇 二 婦なる者
 よ 主に服ふが如く己の夫に服ふべし 三 蓋キリスト教會の首なる如く
 夫ハ婦の首なれば也 キリストハ身の救主あり 二四 然ハ教會のキリスト
 に服ふが如く 婦も凡のこゝ夫に服ふべし 二五 夫なる者よ キリストの教會を
 愛し其爲に己を捨給ひし如く 爾曹も婦を愛すべし 二六 己を捨しハ水の
 洗を以て 道に因て 教會を潔め之を聖なる者とせんが爲なり 二七 また點汚
 なく皺なく 凡て此の如き類なく 聖にして 瑕なき榮なる 教會を自ら己の前

に建人爲なりニ八此の如く夫の婦を己の身となして愛すべし婦を愛する者ハ己を愛する也ニ九己の身を惡む者ハ曾て有らざるを保 養ふことキリストの教會を保 養ふが如し三十 我儕ハ彼が身の肢なり彼が肉より出かれが骨より出たり三十一是故に人ハ父と母を離れ其婦に配ひ二のもの一體になるべし三十二この奥義ハ大なり我ハ所ハキリストと教會を指なり三十三爾曹も各々の婦を己の身となして愛すべし婦も其夫を敬ふべし

三十四子なる者ハ爾曹主に在て兩親にしたがふべし是 合 宜なれば也三十五爾の父母を敬ふべし約束を加へたる 誠ハ之を首とす三十三爾が福を得また地上に 壽 長からん爲なり四父なる者ハ爾曹の子を怒ること勿れ主の警戒と教訓を以て養育べし五僕なる者ハキリストに服ふが如く畏懼と服従を以て心をもて肉體に屬する主人に服ふべし六人を悦ばしめる者の如く只眼前の事を務るる勿れキリストの僕人の如く心より神の旨を行ふべし七人に事するが如せず主に事するが如く甘心つかふべし八人の僕なる者にもあ

れ自主なる者にもあれ各 行ふ所の善に循て主より報を受んとを爾曹知べなり九主人なる者ハ爾曹も亦かくの如く彼等に行ひて 厲言を止し蓋かれらるる爾曹の主天に在かれハ偏る所なし十爾曹知べなり〇 十此他は言ん我兄弟主よび其大なる力に頼て剛健なるべし十一なんぢら惡魔の奸計を禦ん爲に神の武具を以て裝ふべし十二我儕ハ血肉と戦ふに非ず政また權威また斯世の幽暗を穿ざる者また天の處にある惡の靈と戦ふなり十三是故に神の武具を取べし是あしき日に遇て敵を禦ぎ凡の事を成就して立ん爲なり十四なんぢら立に誠を帯きて腰に結び 義を護胸として胸に當十五 和平なる福音の備を鞋として足に穿十六 此はハ信仰の盾を取べし此盾をもて 悉く惡者の火箭を滅こすを得ん十七 また救の冑よび聖靈の劍すなり神の道を取十八 恒に各様の禱告と祈求を以て靈に由て求かつ 諸の聖徒の爲にも慎みて此事をなし祈りて倦ざるべし十九 且わが口を啓き言を賜はり侃々として福音の奧義を示し二十 又わが言へき所の如く

これを侃々として言得やう我ために祈るべし我の福音の爲に使者となりて鍵に繫れたり○一愛する兄弟主に忠心にて事するテキコわが如何してあるわがことをなんぢらに告げらるる在り我事を爾曹に告知せん二三我われを特に爾曹に遣すハ爾曹に我事を知らせ又彼をして爾曹の心を慰しめん爲なり二三願くハ兄弟父なる神の主イエスキリストより信仰に加て平康と愛を得んことを二三願くハ我儕の主イエスキリストを變らすして愛する凡の者に恩あらんことをアメン

新約全書以弗所書終

新約全書使徒パウロピリビ人に贈れる書

キリストイエスの僕パウロとテモテピリビに居るころのキリストイエスに在すすべての聖徒及び凡ての監督執事に書を遣るニ願くハ爾曹我らの父なる神及び主イエスキリストより恩寵と平康を受よ○三なんぢら始の日より今に至るまで常に福音に與るに縁われ爾曹を思ふに我神に謝す五また恒に爾曹衆の爲に祈求ここに欣びて求ふ六爾曹の心の中に善工を始し者これを主イエスキリストの日までに全うすべし我ふかく信す七此の如く我が思ふハ宜なり爾曹つれに我心に在に縁うハ我が縋れある在るべき及び福音を辨明し之を堅固する時も爾曹ハ皆我と偕に我が受る恩に與れば也八我キリストイエスの心を以て爾曹衆を戀慕ふここに就てハ其證をなす者ハ神なり九また爾曹の愛智識と諸の智慧の中に益大に爲て最も勝たる所を辨へ知り十一イエスキリストに由る義の果を滿せて神の榮光と讚美を顯はしキリストの日の爲に潔して過なからんを

祈る〇十二兄弟 願くハ爾曹わが身に在り所のこと 反て福音の進行く
 助さなりしを知れ 十三 斯て我が細綫に罹しハキリストの爲なること既に王
 を護る所の陣營もよび他の人々にも凡て明に知れたり 十四 わが細綫に因
 て兄弟等もほくハ主を信するの心を篤くし 益 勇て懼るることなく道
 を傳ふ 十五 また猜忌と分争に因てキリストを宣る者あり 又 善意しに因
 てこれをなす者あり 十六 彼ハ我が細綫の苦を増加んことを欲ひ誠の心な
 く 齟齬を結ぶ心よりキリストを宣 十七 此ハ我が福音を辨明する爲に立られし
 ことを知り愛心よりキリストを宣 十八 然らば如何執にもあれ或ハ僞め
 るハハ誠にも宣る所ハキリストなれば我これを喜ぶ且つれに喜ばん 十九
 蓋ハの事の爾曹の新驛とイエスキリストの靈の助に因て終に我が救とな
 る可き知バ也 二十 是わが切に願ふこと 望んところ 即ち我が凡の事に愧る
 ことなく今も常の如く臆せず生るにも死るにもキリストをこて我が身に因
 て辱められしめんさ意ふに應へり 二一 わが生るハキリストの爲また死るも

我が益なりニ 然と肉體に在て生ること若わが工の果を結ぶ根本となる
 べくハ何を撰ぶべきか 我これを知ら 二三 我この二の間に介れたり 我が願
 ハ世を逝てキリストと共に在んこと也 此最も美事なり 二四 然と我が肉體
 に居るハ爾曹の爲め更に必要なり 二五 われ深く此事を信するが故に存へて
 爾曹衆の人と共に世に住 爾曹をして信仰を益しめ信仰より出る喜びを
 得しむるに至らんことを知 二六 われ再び爾曹と共に居ハ爾曹の喜びわれに
 因てイエスキリストの中に益 大ちらん 二七 我たハ爾曹にキリストの福
 音に符ふ行なせんを勸む是わが往て爾曹を見るときも離て爾曹の事を聞
 べきも爾曹が愛を一にして堅く立福音の道の爲に心を同うして力を協せ
 二八 凡の事につき敵に驚かされざらんことを知ん爲なり 凡て敵に驚かざる
 ハ敵にハ亡の徴なんぢらにハ救の徴なり 是神より來るなり 二九 ハ爾曹に
 賜ふ所の恩ハキリストの爲に第一これを信すること而已ならず亦これが爲に
 苦を受ることなく賜たれば也 三十 今なんぢらに患難あり即ち憂に爾曹が

聞きしるの我にある思難と同じ
 若キリストにある勸を愛による慰と愛の交際と慈悲と和血とあ
 らば二なんぢら念を同うし愛心を同うし意を合せて念ふことを一にし我
 が喜を満しめよ三何事を思ふにも繁を結び或ハ虚 榮を求る心を
 懐へりらす各々 謙りたる心を以て互に人を己に愈りさ爲よ四又ちの
 く己が事のみを願みす人の事をも願みよ五爾曹キリストイエスの意を
 以て意とすべし六彼の神の體にて居しども自ら其神を匹く在る所の事
 を樂難きことと意はず七反て己を虚らし僕の貌をとりて人の如なれ
 り八既に人の如き形状にて現れ己を卑し死に至るまで順ひ十字架の死
 をさへ受るに至れり九是故に神の甚しく彼を崇て諸の名に超る名を
 之に予へ給へり十此の天に在るもの地に在るもの及び地の下にある者をして
 悉くイエスの名に由て膝を屈しめ十一且もろくの舌をして悉くイエ
 スキリストの主なりと稱揚して父なる神に榮を歸せしめん爲なり十二然

わ我が愛する所の者よ爾曹常に服へる如く畏懼戰慄て己が救を全うせ
 るの善旨を行へんとして爾曹の衷にはたらき爾曹をして 志をたて事を行
 へしむれば也十四凡のこそ怨言こそなく又争辯こそ無して行ふべし十五こ
 れ爾曹が玷なく難なく神の子となり曲れる邪なる時代に在て責べき所な
 からん爲なり爾曹ハ此時代に在て光の如く世に顯われ十六生命の道を保て
 り斯てキリストの日の爲に我をして我が行ひしところ勞苦し所のことの徒
 然ならざるを喜がしめよ十七爾曹の信仰を供物として獻んにハ假ひ我が
 血を流して灌さも我これを喜がん爾曹衆の人と共喜がん十八爾曹も之
 が爲に喜べ我と共に喜べ十九我なんぢらが事情をしり心を慰めんがため速
 かにテモテを爾曹に遣さんことを主イエスに頼て望む二十蓋われの外に我
 と同じ心を以て爾曹の事を眞實に 慮る者なければ也二十一多の人の皆
 のが事のみを求めてイエスキリストの事を求めずニ然ぞテモテの鍛鍊な

るこそ、爾曹の知るところなり。彼ハ子の父に於る如く我共、福音の爲に勤たり。三、是故に我ものが事の終に如何なるかを知り、直に彼を遣さん。望む。二四、亦われも自ら速かに往んことを主に頼て堅く信す。二五、然ども我かならず先なんぢらの使にて我が乏を補ひ我と共に勞き我と共に戦をなせる我が兄弟、エパフロデトを爾曹に遣さざる可らず。意へり。二六、蓋われ己が憂に病たる事の爾曹に聞えしを以て深く爾曹衆の人を戀慕かつ憂悶をれば也。二七、實に彼の病に遇て殆んど死に近けり。然る神これを憐み給へり。惟かれを憐むのみならず我をも憐み我をして我が憂に憂を重ならしむ。二八、是故に我いよく速かに彼を遣さん。是爾曹をして再び彼を見て喜ばしめ。且わが憂を減さん。爲なり。二九、然る爾曹主により喜びて彼を迎かつ此の如き人と奪ふべし。三十、蓋われ己が命を願す死んとするばかりキリストの爲に働き爾曹が我を助る所の缺を補ひたれば也。

第三章 終に我これを言ん我が兄弟よ爾曹主に在て喜べ我この事を爾

曹に書くるハ我に煩勞なく爾曹に益あり。二、爾曹大を慎め惡を行ふ者を慎め割を行ふ者を慎め。三、神の愛に由て役事をなしキリストイエスに由て誇り肉身に恃ざる我儕ハ眞の割禮を受たる者なれば也。四、然る我また肉身に恃ことを得たり。若し人肉身に恃ことを得意へば我ハ更に恃ことを得たり。五、我ハ第八日に割禮を受たる者にしてイスラエルの族ハニヤミンの支派ヘブル人より生たるヘブル人なり。律法に由りパリサイの人ハ熱心に由り教會を窘迫もの律法に在ざるの義に由り玷なき者なり。七、然る我さきに我益となりし所の事ハキリストに由り損あり。意へり。八、然のみならず我わが主キリストイエスを識を以て最も益れる事とするが故に凡のものを損となす。我かれの爲に既に此等の凡のものを損せしか。之を糞土の如く意へり。九、是キリストを獲つ信仰に基きて神より出る義す。なハち律法に因る己が義に非ず。キリストを信するに由る所の義を有てキリストの中に居。十、また彼其復生の能力を知ろの死の狀に循ひて彼の苦に與り。

十一 兎にも角にも死たる者の 延 ことを得んが爲なり十二 我これらの望
 を既に得たりと言に非ず亦すでに 全 せられたりと言に非ず或は取こさ
 らんさて我たさ之を追求むキリスト之を得させん我を執へ給へる也 十三
 兄弟よ我みづから之を取りさ意はす惟この一事を務む即ち後に在るもの
 を忘れ前に在るものを望み 十四 神キリストイエスに由て上へ召て賜ふ所の褒美
 を得んを標準に向ひて進なり 十五 是故に我儕の中すべて 全 者此の如
 き意を懐へし爾曹もし何事に由す異なる意を懐かば之をも神なんぢらに示
 し給へん 十六 然ぞ我儕すでに到れる所にありて 同法に遵ひて行ふべし
 十七 兄弟よ爾曹みな我に救ふ者さめれ且なんぢらの模範なる我儕に循
 ひて 行 をなす者を視よ 十八 蓋われ曠々なんぢらに告げ今また涙を流して
 爾曹に告る如くキリストの十字架に敵して行ふ者多ければ也 十九 彼等の終
 の滅亡なり己が腹を其神となし己が羞辱を其榮となす彼等の惟世の事を
 のみ念へり二十 我儕の國は天に在われらに教主 即ちイエスキリストの

其處より來るを待ニ彼ハ萬物を己に服ハせうる能に由て我儕が卑き體
 を化て其榮光の體に象らむべし

是故に我の愛するところ慕ふ所の兄弟われの喜われの異た
 る我が愛する者よ今わが勧る所に從ひて爾曹堅く主に立べしニ我ニウ
 ガデヤに勧めメントクに勸む彼等が主にありて心を同うせんことを三
 が其の偶よ請あんぢ此二人の婦等を助けよ彼等クレメンヌ及び他の我が
 勞苦の侶なる人々を協せ我儕と共に勤て福音を傳播たり彼等の名ハ生
 命の書に録されある也 四 なんぢら常に主に在て喜べ我また言なんぢら喜ぶ
 べし 五 なんぢら衆の人をして其寛容なることを知しめよ主ハ近し六 何事
 をも思ひ煩ふ勿れ唯毎事に祈禱をし懇求をし且感謝して己が求る所を
 神に告よ七 神より出て人の凡て思ふ所に過る平安ハ爾曹の心を慈きキリ
 ストイエスに因て守らん 八 兄弟よ終に我これを言ん凡る眞實なること
 凡る敬ふべき事おほよ公義と凡る清潔と凡る愛すべき事おほよ善

稱ある事すへて何なる徳いかなる譽にても爾曹これを念ふべし九なんぢら
 我より學しところ受しところ聞しところ見し所を皆おこなへ然平安の神
 爾曹を憐ならん〇十我爾曹が我を思ふ心の今また漸く萌しを主に因て
 甚だ喜べり爾曹の素より我を念めたれども機を得ざりし也十一われ乏
 に因て之を言に非ず蓋われ何なる狀に居もうれを以て足りとする事を學べ
 ば也十二われ貧賤に居の道を知また富厚に居の道を去り飽こさず飢こさず
 豊こさず 獄こさず 諸の事に於て我これを熱練せり十三我に力を予
 るキリストに因て諸の事を爲得るなり十四然ども我が艱難の際に我が助を
 爲しハ誠に善十五ピリピ人よ爾曹もまた知わが福音を傳る始めマケドニヤ
 を離れ去るとき授受をなして我を助けし者ハ唯爾曹のみにして他の教會
 ハ此事なかりき十六爾曹ハ我テサロニケに在しき一度ならず二度までも
 人を遣へし我が乏を助けたり十七われ餽贈を求るに非ず唯なんぢらが
 益になる果の繁からんことを求るなり十八我にハ諸物ろなりて餘あ

り我すでにエパフロテの手より馨香にして神の享給ふところ悦
 給ふ所の祭物なる爾曹の餽贈を受けて足り十九夫わが神ハ己の富に従ひ
 てキリストイエスにより榮光を以て爾曹の乏しきを補ひ給はん二十願
 くハ我儕の父なる神に世々榮あらんことをアメン〇三一爾曹キリストに
 ある聖徒のくく安を問われし憐れみある兄弟等なんぢらに安を問り
 三三 諸の聖徒等なんぢらに安を問カイザルの眷属のもの別て爾曹に安を問
 り三三 願くは我儕の主イエスキリストの恩なんぢら衆人さ憐に在ん
 ことをアメン

新約全書腓立比書終

新約全書使徒パウロコロサイ人に贈れる書

神の旨に由てイエスキリストの使徒となれるパウロ及び兄弟テ
 モテニ書をキリストに在コロサイに在る所の聖徒と忠信の兄弟等に贈
 る願くハ爾曹われらの父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を
 受よ○四われら爾曹がキリストイエスを信する事と諸の聖徒を愛する事と
 を聞て爾曹の爲に祈る事恒に我等の主イエスキリストの父なる神に感謝
 す五爾曹が如此聖徒を愛するハ爾曹の爲に天に蓋へある所のもの即ち幾に
 福音の真理の道の中に聞し所のものを望むが故なり六この福音ハ世界に
 遍が如く爾曹にも來れり且なんぢらが之を聞て神の恩を眞實に曉じ日よ
 り爾曹の中に果を結び益大になれる如く世界にも果を結びて大にな
 れり七かく福音ハ我等の愛する同じ役者エパfrasより爾曹が學る
 所のもの也エパfrasハ爾曹の爲にキリストの忠信なる僕なり八彼さき
 に爾曹が益に感じて憐る愛を我等に告九是故に我等の事を聞し日より爾

曹の爲に斷す祈禱をし且求む願くハ爾曹靈の子ふる諸の智慧と穎悟を以て悉く神旨を知十凡の事主を悦ばせんが爲の意に循ひて日を送り凡の善事に因て果を結び且神を知に因て漸に徳を増十一また神の榮の權威に循ひて賜ふ諸の能力を得て強なり凡の事よろこびて恒忍かつ久耐十二また我儕をして光にある聖徒の業の分を受るに堪る者ならしめ給ふ父の恩を感謝せんことを十三彼ハ暗の權威より我儕を救出して其愛子の國に遷し給へり十四我儕の子に由て贖すなりち罪の赦を得たり十五彼ハ人の見こさを得ざる神の狀にして萬の造れし物の先に生れし者なり十六うハ彼に由て萬物ハ造れたり天に在もの地上に在もの人の見こさを得るもの見こさを得ざるもの或ハ位ある者あるひハ主たる者あるひハ政執もの或ハ權威あるもの萬物ハれに由て造れたり且その造れたるハ彼が爲なり十七彼ハ萬物より先にあり萬物ハれに由て存こさを得たり十八教會ハ彼の身體にして彼ハ其首なり彼ハ元始にして凡の事につ

き長ならん爲に死の中より首に生れしものなり十九うハ父すべての徳を以て彼に滿しめ其十字架の血に由て平和をなし萬物すなりち地上に在もの天に在る者をして彼に由て己と和がしむる事ハ是の聖旨に適ふことなれば也二一夫爾曹ハも惡行を行ふに因て神に遠かり心にて其敵となれる者なりしが二三神今キリストの肉の身體をもて其死により爾曹をして己と和がせ潔く玷なく咎なくして己の前に立しめんこと二三若なんぢら信仰に止り其基を定めかつ堅して福音の望より移すべ如此せらるることを得べし此福音ハ即ち爾曹の聞き所なり且すでに天下の萬人に傳れり我パウロの役者と作たり〇二四今われ爾曹の爲に受る苦を喜び又わが肉體をもてキリストの體すなりち教會の爲に其患難の缺たる所を補ふ二五われ爾曹の爲に神の賜ふ所の職に循ひ此教會の役者となりて徧く神の道を傳んことす二六この道ハ歴代隠れたる奧義なりしが今この聖徒に顯れたり二七神聖徒をして異邦人の中に顯れし奧義の榮のい

かに尊なるを知しめんとし給へり此奥義ハ爾曹の中に傳へしキリストなり
 彼ハ爾曹の望む所の榮の望なりニ我儕ハこれを傳へ諸人を勸め諸般の智
 慧をもて諸人を教へ諸人をしてキリストの中に完全を得て神の前に立しめ
 んとすニ我これ為に大能をもて我が衷に働く者の運用に循ひ力を竭
 して勞する也

我なんぢら及びラチデキヤに在る人々また我が肉體に在る面を未
 だ見ざる人の爲に我心を勞すること何等なるを爾曹が知んことを望ニ
 わが心を勞するハ彼等が心愛に因て一になり疑を懐ざる全き頓悟の富
 を得かつ父なる神とキリストの奧義を知て安慰を得んことを欲する也三智
 慧と知識の蓄積ハ一切キリストに藏れある也四誰にても巧言を以
 て爾曹を欺くと無らん爲に我これらの事を言り五夫われ肉體ハ爾曹を離さ
 ると雖ども爾曹を信じて居て喜び爾曹が次序あるとキリストを信する信
 の堅固を見たり六爾曹すでに主キリストイエスを承たれば彼に在て行むべ

しとなんぢら根を彼にあき彼に在て徳を建また教を受たる所に從ひて信仰
 を堅くし此を益大にして感謝せよ○八なんぢら慎むべし恐るハキリス
 トに循はず人の遺傳と世の小學に循ひ空言なる理學をもて爾曹の心を奪ん
 ぬるれ神の充足る徳ハ悉く形體をなしてキリストに住リテ彼の諸の
 政と權威の首なり爾曹に在て全備する事を得也十一爾曹彼に在て
 手をもて爲ざる割禮をうく即ち肉の體を脱去せざるのキリストの割禮なり
 十二爾曹バプテスマを受て彼に信じて居るに葬られ亦死より彼を甦らし
 能を信するに因て彼に信じて居るに甦らしめられたり十三なんぢら前にハ諸の罪と
 身に割禮なきに因て死たる者なり然と神爾曹をして凡の罪を赦し彼を
 信じて生しめ十四かつ手にて録し居る所の我儕を攻る規條の書すなはち我儕に
 逆ふものを塗抹これを中間より取り去り釘を以て其十字架に釘たまへり十五
 また政事を執者と權威ある者を滅し彼等を衆人に并しキリストに由
 て勝誇れり○十六是故に或ハ飲酒を或ハ食酒を或ハ節期あるひハ月朔ある

ひの安息日の事により人をして爾曹を識せしむるこそ勿れ十七此等の皆
 來らんとする者の影にして其眞の形ハキリストに屬リ十八謙卑すること
 天使を拜することゝに因て爾曹の褒美を誦奪んとする人に其褒美
 を奪るゝ勿れ斯の如き人の未だ見ざる者を窺ひ己の心に從ひて妄に誇り
 首に屬こを爲さる也十九全體この首により諸の節と維をもて相助け相
 聯なり神に育られて長なり二十もし爾曹キリストと偕に死て世の小學よ
 り離たらんに何ぞ世に在て日を送る者の如く人の命と教に循ひ捫
 る勿れ嘗ふ勿れ觸る勿れといふ律法の下になるや此等の禁むたる者ハ凡て
 人これを用れば滅るなり三三此等の規條ハ自ら縦肆にして拜すること
 爲つ餘卑かつ身を惜ざるに由て智慧ある者の如く見れども實に奪き者
 に非ずたと肉體の慾を充足する也

第三章 既に爾曹キリストと偕に離りたれば天に在ものを求むべしキ
 リスト彼處に在て神の右に坐し給へリニ爾曹天に在ものを念ひ地に在も

のを念ふ勿れ三夫なんぢらハ死し者にて其命ハキリストと偕に神の中に
 藏れ在なり四我儕の命なるキリストの顯れんこと我儕も之と偕に榮の中に
 顯るゝ也〇五是故に爾曹の地にある肢體すなはち好淫、汚穢、邪情、惡
 欲および貪婪を殺すべし貪婪ハ即ち偶像を拜すること也六此等の事に由て
 神の怒ハ從はざる者に臨るなり七爾曹も曩に斯のごとき人の中に日を送り
 し時ハ此等の惡事を常に行へリ八然ど爾曹今ハ凡て此等の惡事およ
 び悲憤、忿怒、暴戾をさり誇謔、醜言を爾曹の口より去へし九爾曹已
 に舊人と其行を脱て新人を衣たれば互に誑をいふなけれ十こ
 の新人ハ愈新になり人を造りし者の像に從ひて知識に至るなり
 十一此の如きに至りてハギリシヤ人とユダヤ人あるハハ割禮ある者と割禮
 なき者あるハハ冥狄あるハハスクテヤ人あるハハ奴隸あるハハ自主の別な
 し夫キリストハ萬物の上に在また萬物の中にあり〇十二是故に爾
 曹神に選れて聖潔かつ愛せらるる者と爲たれば慈悲、矜恤、謙遜、柔和、忍耐